

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案 参照条文 目次

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）【第一条・第二条関係】

○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）【第三条関係】

○電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五百十三号）（抄）【第四条関係】

○健康保険法（大正十一年法律第七十号）（抄）【第五条関係】

○船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（抄）【第六条関係】

○戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）（抄）【第七条関係】

○防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（抄）【第八条関係】

○国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）【第九条関係】

○国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）（抄）【第十条関係】

○地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百十二号）（抄）【第十一条関係】

○高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）（抄）【第十二条関係】

○地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第二百十号）（抄）【第十三条・第十四条・附則第二十五条関係】

○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）（抄）【第十五条関係】

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）【附則第二十一条・第二十二條関係】

○国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）（抄）【附則第二十三条関係】

○臓器の移植に関する法律（平成九年法律第四百四号）（抄）【附則第二十四条関係】

○日本年金機構法（平成十九年法律第九号）（抄）【附則第二十六条・第二十七条関係】

○家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）（抄）【附則第二十八条関係】

○道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）（抄）【附則第二十九条関係】

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号）（抄）【附則第三十条関係】

○全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第 号）（抄）【附則第三十一条関係】

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）【第一条・第二条関係】

目次

第一章 総則（第一条―第六条）  
第二章 個人番号（第七条―第十六条）  
第三章 個人番号カード（第十六条の二―第十八条の二）  
第四章 特定個人情報の提供  
第一節 特定個人情報の提供の制限等（第十九条・第二十条）  
第二節 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供（第二十一条―第二十六条）  
第五章 特定個人情報の保護  
第一節 特定個人情報保護評価等（第二十七条―第二十九条の四）  
第二節 個人情報保護法の特例等（第三十条―第三十二条）  
第六章 特定個人情報の取扱いに関する監督等（第三十三条―第三十八条）  
第七章 二 機構処理事務等の実施に関する措置（第三十八条の二―第三十八条の十三）  
第八章 法人番号（第三十九条―第四十二条）  
第九章 雑則（第四十三条―第四十七条）  
附則 罰則（第四十八条―第五十七条）

第二条（定義）

2 6（略）

7 この法律において「個人番号カード」とは、次に掲げる事項が記載され、本人の写真が表示され、かつ、これらの事項その他主務省令で定める事項（以下「カード記録事項」という。）が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の他人の知覚によつて認識することができない方法）をいう。第十八条において同じ。）により記録されたカードであつて、この法律又はこの法律に基づく命令で定めるところによりカード記録事項を閲覧し、又は改変する権限を有する者以外の者による閲覧又は改変を防止するために必要なものとして主務省令で定める措置が講じられたものをいう。

一（略）

二 住所（国外転出者（住民基本台帳法第十七条第三号に規定する国外転出者をいう。以下同じ。）にあつては、国外転出者である旨及びその国外転出届（同号に規定する国外転出届をいう。第十七条第二項において同じ。）に記載された転出の予定年月日）

三 六（略）

14 8（略）

この法律において「情報提供ネットワークシステム」とは、行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）並びに第十九条第八号に規定する情報照会者及び情報提供者並びに同条第九号に規定する事例事務関係情報照会者及び事例事務関係情報提供者をいう。第七章を除き、以下同じ。）の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる第十九条第八号又は第九号の規定による特定個人情報の提供を管理するために、第二十一条第一項の規定に基づき内閣総理大臣が設置し、及び管理するものをいう。



した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

5・6 (略)

第十四条 (提供の要求)

2 個人番号利用事務実施者（政令で定めるものに限る。第十九条第五号において同じ。）は、個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法第三十条の九から第三十条の十二まで又は第三十条の四十四から第三十条の四十四の五までの規定により、機構に対し同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報又は同法第三十条の四十二第四項に規定する機構保存附票本人確認情報（第十九条第五号及び第四十八条において「機構保存本人確認情報等」という。）の提供を求めることができる。

(個人番号カードの発行等)

第十六条の二 機構は、政令で定めるところにより、住民基本台帳に記録されている者の申請に基づき、その者に係る個人番号カードを発行するものとする。

2 機構は、個人番号カードに関して、個人番号カードの作成並びに個人番号カードの作成及び運用に関する状況の管理その他総務省令で定める事務を行うものとする。

(個人番号カードの交付等)

第十七条 市町村長は、政令で定めるところにより、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者又は当該市町村が備える戸籍の附票に記録されている者（国外転出者である者に限る。）に対し、前条第一項の申請により、その者に係る個人番号カードを交付するものとする。この場合において、当該市町村長は、その者が本人であることを確認するための措置として政令で定める措置をとらなければならない。

2・3 (略)

4 第二項の場合を除くほか、個人番号カードの交付を受けている者は、カード記録事項に変更があったときは、その変更があった日から十四日以内に、その旨をその者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長（次項及び第七項並びに第十八条の二第三項において「住所地市町村長」という。）に届け出るとともに、当該個人番号カードを提出しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

5 個人番号カードの交付を受けている者は、当該個人番号カードを紛失したときは、直ちに、その旨を住所地市町村長に届け出なければならない。

6・7 (略)

8 国外転出者に対する第四項、第五項及び前項の規定の適用については、第四項中「その変更があった日から十四日以内に」とあるのは「速やかに」と、「住民基本台帳」とあるのは「戸籍の附票」と、「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と、第五項及び前項中「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」とする。

9 (略)

(個人番号カードの発行に関する手数料)  
第十八条の二 機構は、第十六条の二第一項の規定による個人番号カードの発行に係る事務に関し、機構が定める額の手数料を徴収することができる。

3 2 機構は、第一項の手数料の徴収の事務を住所地市町村長又は第十七条第八項の規定により読み替えて適用される同条第四項に規定する

附票管理市町村長に委託することができる。

第十九条 (特定個人情報の提供の制限)

一 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

八 別表第二の第一欄に掲げる者(法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者があつては、その者を含む。以下「情報照会者」という。)が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者(法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者があつては、その者を含む。以下「情報提供者」という。)に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報(情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。)の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

九 条例事務関係情報照会者(第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務のうち別表第二の第二欄に掲げる事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによつて効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。第二十六条において同じ。)が、政令で定めるところにより、その他の執行機関であつて個人情報保護委員会規則で定めるものとして個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。以下この号及び条例事務関係情報提供者(当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定める個人番号利用事務実施者をいう。以下この号及び同条において同じ。)に対し、当該事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報であつて当該事務の内容に応じた個人情報保護委員会規則で定めるもの(条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。)の提供を求めた場合において、当該条例事務関係情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

第二節 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供

第二十一条 (情報提供ネットワークシステム)

二 内閣総理大臣は、情報照会者から第十九条第八号の規定により特定個人情報の提供の求めがあつたときは、次に掲げる場合を除き、政令で定めるところにより、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供者に対して特定個人情報の提供の求めがあつた旨を通知しなければならない。

一 情報照会者、情報提供者、情報照会者の処理する事務又は当該事務を処理するために必要な特定個人情報の項目が別表第二に掲げるものに該当しないとき。

二 当該特定個人情報が記録されることとなる情報照会者の保有する特定個人情報ファイル又は当該特定個人情報が記録されている情報提供者の保有する特定個人情報ファイルについて、第二十八条(第三項及び第五項を除く。)の規定に違反する事実があつたと認めるとき。

(特定個人情報の提供)

第二十二條 情報提供者は、第十九条第八号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、当該提供の求めについて第二十条第二項の規定による内閣総理大臣からの通知を受けたときは、政令で定めるところにより、情報照会者に対し、当該特定個人情報を提供しなければならない。

二 前項の規定による特定個人情報の提供があつた場合において、他の法令の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

(情報提供等の記録)

第二十三条 情報照会者及び情報提供者は、第十九条第八号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、次に掲げる事項を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を政令で定める期間保存しなければならない。

一・二 (略)

三 特定個人情報の項目

四 (略)

2 前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を同項に規定する期間保存しなければならない。

一・二 (略)

3 内閣総理大臣は、第十九条第八号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、前二項に規定する事項を情報提供ネットワークシステムに記録し、当該記録を第一項に規定する期間保存しなければならない。

(秘密の管理)

第二十四条 内閣総理大臣並びに情報照会者及び情報提供者は、情報提供等事務(第十九条第八号の規定による特定個人情報の提供の求め又は提供に関する事務をいう。以下この条及び次条において同じ。)に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、情報提供ネットワークシステム並びに情報照会者及び情報提供者が情報提供等事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない。

(第十九条第九号の規定による特定個人情報の提供)

第二十六条 第二十一条(第一項を除く。)から前条までの規定は、第十九条第九号の規定による特定個人情報の提供について準用する。この場合において、第二十一条第二項第一号中「別表第二に掲げる」とあるのは「第十九条第九号の個人情報保護委員会規則で定める」と、第二十二條第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、第十九条第九号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲が条例により限定されている地方公共団体の長その他の執行機関が、個人情報保護委員会規則で定めるところによりあらかじめその旨を委員会に申し出た場合において、当該提供の求めに係る特定個人情報当該限定された特定個人情報の範囲に含まれないときは、この限りでない」と、同条第二項中「法令」とあるのは「条例」と、第二十四条中「情報提供等事務(第十九条第八号)」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務(第十九条第九号)」と、「情報提供等事務」と読み替えるものとする。

(特定個人情報保護評価)

第二十八条 行政機関の長等は、特定個人情報ファイル(専ら当該行政機関の長等の職員又は職員であった者の人事、給与又は福利厚生に関する事項を記録するものその他の個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を評価した結果を記載した書面(以下この条において「評価書」という。)を公示し、広く国民の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

一 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者の数

二 特定個人情報ファイルに記録されることとなる特定個人情報の量

三 行政機関の長等における過去の個人情報ファイルの取扱いの状況

四 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要

五 特定個人情報ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織の仕組み及び電子計算機処理等の方式

六 特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報保護委員会規則で定める事項

七 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項前段の規定により得られた意見を十分考慮した上で評価書に必要な見直しを行った後に、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて委員会の承認を受けるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

三 委員会は、評価書の内容、第三十五条第一項の規定により得た情報その他の情報から判断して、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いが指針に適合していると認められる場合でなければ、前項の承認をしてはならない。

四 行政機関の長等は、第二項の規定により評価書について承認を受けたときは、速やかに当該評価書を公表するものとする。

五 前項の規定により評価書が公表されたときは、個人情報保護法第七十四条第一項の規定による通知があったものとみなす。

六 行政機関の長等は、評価書の公表を行っていない特定個人情報ファイルに記載された情報を第十九条第八号若しくは第九号の規定により提供し、又は当該特定個人情報ファイルに記載されることとなる情報の提供をこれらの規定により求めてはならない。

(個人番号カード関係事務に係る中期目標)

第三十八条の八 主務大臣は、個人番号カード関係事務（第十六条の二の規定により機構が処理する事務及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三十九条第一項に規定する認証事務をいう。以下この条から第三十八条の十二までにおいて同じ。）の実施に関し、三年以上五年以下の期間において機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを機構に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

二 (事務の区分)

第四十四条 第七条第一項及び第二項、第八条第一項（附則第三条第四項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項及び第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第二十一条の二第二項（情報提供者が第九条第三項の法務大臣である場合における通知に係る部分に限り、第二十六条において準用する場合を含む。）並びに附則第三条第一項から第三項までの規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第五十二条 国の機関、地方公共団体の機関若しくは機構の職員又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人の役員若しくは職員が、その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する特定個人情報記録された文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）を収集したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十五条 偽りその他不正の手段により個人番号カードの交付を受けた者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十六条 第四十八条から第五十二条の三までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

別表第一（第九条関係）

一 厚生労働大臣

健康保険法第五条第二項又は第百二十三条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であつて主務省令で定めるもの

二〇七 (略)	八 都道府県知事	(略)	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、児童及びその家庭についての調査及び判定、保育士の登録、小児慢性特定疾病医療費の支給、小児慢性特定疾病支援助者証明事業の実施、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
九〇二十一 (略)	都道府県知事	(略)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十三〇三十二 (略)	防衛大臣	(略)	防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第百六十六号）による療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、高額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給又はこれらに準ずる給付若しくは支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十四 (略)	日本私立学校振興・共済事業団	(略)	私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第百四十五号）による短期給付若しくは年金である給付の支給又は福祉事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十六〇四十二 (略)	国家公務員共済組合連合会	(略)	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）による年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
四十四〇五十八 (略)	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	(略)	地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）による短期給付若しくは年金である給付の支給若しくは福祉事業の実施又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）による年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十七七十六 (略)	全国社会保険労務士会連合会	(略)	社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）による社会保険労務士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十八〇百三十 (略)	都道府県知事	(略)	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）による特定医療費の支給又は指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
百三十二〇百三十六 (略)	都道府県知事	(略)	(略)
別表第二（第十九条、第二十一条関係）	情報照会者	情報提供者	特定個人情報
一 厚生労働大臣	健康保険法第五十二条の二の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であつて主務	医療保険者（医療保険各法（健康保険法、船員保険法、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法、国民健康保険法又は地方公務	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの



<p>二 会 全国健康保険協</p>	<p>健康保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等</p>	<p>年金給付関係情報、特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>厚生労働大臣</p>	<p>健康保険法第五十五条又は第二百二十八条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者</p>	<p>厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等</p>	<p>国民年金法、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「年金給付関係情報」という。）、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報（以下「特別障害給付金関係情報」という。）、又は年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報（以下「年金生活者支援給付金関係情報」という。）、であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>法務大臣 市町村長</p>	<p>健康保険法第五十五条又は第二百二十八条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者</p>	<p>法務大臣 市町村長</p>	<p>戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）、又は介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）、であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>法務大臣 市町村長</p>	<p>健康保険法第五十五条又は第二百二十八条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者</p>	<p>法務大臣 市町村長</p>	<p>戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）、又は介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）、であつて主務省令で定めるもの</p>

省令で定めるもの

員等共済組合法をいう。以下同じ。）により医療に関する給付の支給を行う全国健康保険協会、健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団、共済組合、市町村長又は国民健康保険組合をいう。以下同じ。）又は後期高齢者医療広域連合

三 健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣 内閣総理大臣 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項（以下「公的給付支給等口座登録簿関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの 医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
四 厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であつて主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 法務大臣 市町村長 厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等 厚生労働大臣 内閣総理大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの 年金給付関係情報、特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの 失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
五 全国健康保険協会	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 厚生労働大臣 厚生労働大臣又は日本年金機構	船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの 労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報（以下「労働者災害補償関係情報」という。）又は失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの 戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの
六 全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるもの	法務大臣 市町村長 厚生労働大臣若しくは日本年金機構	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの 年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの

	のとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	構又は共済組合等 内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの
七 厚生労働大臣	労働者災害補償保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者 内閣総理大臣	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
八 厚生労働大臣	労働者災害補償保険法による社会復帰促進等事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの
九 都道府県知事	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの
十 都道府県知事	児童福祉法による保育士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの
十一 都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 法務大臣 都道府県知事等	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
		市町村長	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの
	特別児童扶養手当等の支給に関する	特別児童扶養手当等の支給に関する	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令によるもの

十二 市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であつて主務省令で定めるもの	る法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	る給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
十三 市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事等 市町村長 内閣総理大臣	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの
十四 市町村長	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	児童福祉法第二十一条の五の三十一に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者の特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第二十一条の五の三十一に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの 特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
十五 市町村長	児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの
十六 都道府県知事	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事 都道府県知事等 内閣総理大臣	児童福祉法による障害児入所支援に関する情報、障害者関係情報又は難病の患者に対する医療等に関する法律による指定難病要支援者証明事業の実施に関する情報であつて主務省令で定めるもの 生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの 公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの
十七 都道府県知事	児童福祉法による障害児入	児童福祉法第二十四条の二十二に	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による

十八 都道府県知事 又は市町村長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者 市町村長 都道府県知事 都道府県知事等	給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの 特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報又は障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの 児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの 戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの 国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの 戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの
十九 厚生労働大臣	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	法務大臣 厚生労働大臣又は日本年金機構 厚生労働大臣又は都道府県知事	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの 戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの
二十 都道府県知事	栄養士法による栄養士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの
二十一 厚生労働大臣	栄養士法による管理栄養士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの
二十二 市町村長	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事 都道府県知事又は市町村長	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの 予防接種法による予防接種の実施に関する情報であつて主務省令で定めるもの
二十三 都道府県知事	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事又は市町村長	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であつて主務省令で定めるもの

二十四	市町村長	予防接種法による給付（同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。）の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
二十五	市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの
二十六	市町村長	予防接種法による給付（同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。）の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事等 市町村長 内閣総理大臣	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの
二十七	厚生労働大臣	医師法による医師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの
二十八	厚生労働大臣	歯科医師法による歯科医師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの
二十九	厚生労働大臣	保健師助産師看護師法による保健師、助産師又は看護師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの
三十	都道府県知事	保健師助産師看護師法による准看護師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの
三十一	厚生労働大臣	歯科衛生士法による歯科衛生士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの
三十二	市町村長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	法務大臣 都道府県知事 都道府県知事等 市町村長	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの 障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの 生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付

三十三 都道府県知事	るもの 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であつて主務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者 法務大臣	関係情報であつて主務省令で定めるもの 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
三十四 都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
三十五 都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの
三十六 都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	年金給付関係情報、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付の支給に関する情報又は特別障害給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの
三十七 都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 厚生労働大臣	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 労働者災害補償関係情報、戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護に関する情報（以下「戦傷病者戦没者遺族等援護関係情報」という。）、失業等給付関係情報、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する情報、石綿による健康被害の救済に関する法律による特別遺族給付金の支給に関する情報（以下「石綿健康被害救済給付等関係情報」という。）、又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受給給付金の支給に関する情報（以下「職業訓練受給給付金関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの 災害救助法による救助若しくは扶助金の支給、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給若しくは母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報、障害者自立支援給付関係情報又は難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの 生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は母子及び父





<p>三十八 市町村長</p>	<p>地方税法その他の地方税に 関する法律及びこれらの法 律に基づく条例又は森林環 境税及び森林環境譲与税に 関する法律による地方税又 は森林環境税の賦課徴収に 関する事務であつて主務省 令で定めるもの</p>	<p>医療保険者又は後期高齢者医療広 域連合 法務大臣 都道府県知事 都道府県知事等 市町村長 厚生労働大臣若しくは日本年金機 構又は共済組合等</p>	<p>医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの 障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの 生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定 めるもの 年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>三十九 都道府県知 事</p>	<p>地方税法その他の地方税に 関する法律及びこれらの法 律に基づく条例による地方 税の賦課徴収に関する事務 であつて主務省令で定める もの</p>	<p>都道府県知事 都道府県知事等 市町村長 内閣総理大臣</p>	<p>障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの 生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの 公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定 めるもの</p>
<p>四十 厚生労働大臣 又は共済組合等</p>	<p>地方税法その他の地方税に 関する法律及びこれらの法 律に基づく条例による地方 税の賦課徴収に関する事務 であつて主務省令で定める もの</p>	<p>市町村長 医療保険者又は後期高齢者医療広 域連合 厚生労働大臣</p>	<p>地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの 医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 労働者災害補償関係情報、戦傷病者戦没者遺族等援護関係 情報、失業等給付関係情報、石綿健康被害救済給付等関係 情報又は職業訓練受講給付金関係情報であつて主務省令で 定めるもの 生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は母子及び父 子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報であ つて主務省令で定めるもの 地方税関係情報、住民票関係情報、児童手当関係情報又は 介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの 社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資 金を融通する事業の実施に関する情報であつて主務省令で 定めるもの 年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>四十一 社会福祉協 議会</p>	<p>社会福祉法による生計困難 者に対して無利子又は低利 で資金を融通する事業の実 施に関する事務であつて主 務省令で定めるもの</p>	<p>都道府県知事等 市町村長 社会福祉協議会 厚生労働大臣若しくは日本年金機 構又は共済組合等</p>	<p>年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>

<p>四十二 公営住宅法 第二条第十六号に 規定する事業主体 である都道府県知 事又は市町村長</p>	<p>公営住宅法による公営住宅 の管理に関する事務であつ て主務省令で定めるもの</p>	<p>都道府県知事 厚生労働大臣又は都道府県知事 内閣総理大臣 法務大臣 都道府県知事 都道府県知事等 市町村長</p>	<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに關す る情報であつて主務省令で定めるもの 特別児童扶養手当関係情報であつて主務省令で定めるもの 公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定 めるもの 戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの 障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの 生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定 めるもの 戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>四十三 厚生労働大 臣</p>	<p>診療放射線技師法による診 療放射線技師の免許に關す る事務であつて主務省令で 定めるもの</p>	<p>法務大臣</p>	<p>戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>四十四 日本税理士 会連合会</p>	<p>税理士法による税理士の登 録に關する事務であつて主 務省令で定めるもの</p>	<p>法務大臣</p>	<p>戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>四十五 厚生労働大 臣</p>	<p>戦傷病者戦没者遺族等援護 法による障害年金、遺族年 金又は遺族給与金の支給に 關する事務であつて主務省 令で定めるもの</p>	<p>厚生労働大臣若しくは日本年金機 構、共済組合等又は農林漁業団体 職員共済組合 内閣総理大臣</p>	<p>年金給付関係情報又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体 職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共 済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付の支 給に關する情報であつて主務省令で定めるもの 公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定 めるもの 医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>四十六 日本私立学 校振興・共済事業 団</p>	<p>私立学校教職員共済法によ る短期給付の支給に關する 事務であつて主務省令で定 めるもの</p>	<p>医療保険者又は後期高齢者医療広 域連合 私立学校教職員共済法第二十五条 において準用する国家公務員共済 組合法第六十条第一項に規定する 他の法令による給付の支給を行う こととされている者 市町村長 厚生労働大臣又は日本年金機構</p>	<p>私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公 務員共済組合法第六十条第一項に規定する他の法令による 給付の支給に關する情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>四十七 日本私立学 校振興・共済事業 団</p>	<p>私立学校教職員共済法によ る短期給付又は年金である 給付の支給に關する事務で あつて主務省令で定めるもの</p>	<p>法務大臣 市町村長 厚生労働大臣若しくは日本年金機 構又は共済組合等 厚生労働大臣 内閣総理大臣</p>	<p>介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの 特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情 報であつて主務省令で定めるもの 戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定 めるもの 年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定</p>

四十八 厚生労働大臣又は共済組合等	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	全国健康保険協会	めるもの
四十九 文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であつて主務省令で定めるもの	内閣総理大臣	地方公務員災害補償関係情報であつて主務省令で定めるもの
五十 厚生労働大臣	歯科技工士法による歯科技工士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの
五十一 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの
五十二 厚生労働大臣	臨床検査技師等に関する法律による臨床検査技師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	内閣総理大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの
五十三 国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事等	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
		市町村長	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの
		法務大臣	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの
		厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報、特別障害給付金関係情報又は年金生活
		地方公務員災害補償基金	
		内閣総理大臣	
		都道府県知事等	
		市町村長	
		法務大臣	
		医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	
		法務大臣	
		市町村長	
		厚生労働大臣若しくは日本年金機構	

<p>五十四 国家公務員 共済組合連合会</p>	<p>国家公務員共済組合法又は 国家公務員共済組合法の長 期給付に関する施行法によ る年金である給付の支給に 関する事務であつて主務省 令で定めるもの</p>	<p>構又は共済組合等 国家公務員共済組合法第六十条第 一項に規定する他の法令による給 付の支給を行うこととされている 者</p>	<p>者支援給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの 国家公務員共済組合法第六十条第一項に規定する他の法令 による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定める もの</p>
<p>五十五 国家公務員 共済組合連合会</p>	<p>国家公務員共済組合法によ る年金である給付の支給に 関する事務であつて主務省 令で定めるもの</p>	<p>厚生労働大臣 内閣総理大臣</p>	<p>失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定 めるもの 公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定 めるもの 失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>五十六 市町村長又 は国民健康保険組 合</p>	<p>国民健康保険法による保険 給付の支給又は保険料の徴 収に関する事務であつて主 務省令で定めるもの</p>	<p>医療保険者又は後期高齢者医療広 域連合 法務大臣 都道府県知事等 市町村長 内閣総理大臣</p>	<p>医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの 生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報 であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係 情報であつて主務省令で定めるもの 公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定 めるもの</p>
<p>五十七 市町村長又 は国民健康保険組 合</p>	<p>国民健康保険法による保険 給付の支給に関する事務で あつて主務省令で定めるも の</p>	<p>国民健康保険法第五十六条第一項 に規定する他の法令による給付の 支給を行うこととされている者</p>	<p>国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令によ る給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>五十八 市町村長</p>	<p>国民健康保険法による保険 料の徴収に関する事務であ つて主務省令で定めるもの</p>	<p>厚生労働大臣</p>	<p>失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>五十九 市町村長</p>	<p>国民健康保険法による特別 徴収又は納入に関する事務 であつて主務省令で定める もの</p>	<p>厚生労働大臣若しくは日本年金機 構又は共済組合等</p>	<p>年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>

六十 厚生労働大臣 又は共済組合等	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第三十六条第一項（同法第四十条第三項において準用する場合を含む。）、第三百三十八条第一項又は第四百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であつて主務省令で定めるもの
六十一 厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給又は保険料の免除に関する事務であつて主務省令で定めるもの	全国健康保険協会 厚生労働大臣	船員保険法による保険給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
六十二 厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	共済組合等 都道府県知事等 地方公務員災害補償基金 法務大臣 市町村長 内閣総理大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの 公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの
六十三 厚生労働大臣	国民年金法による国民年金原簿の記録又は保険料の納付委託に関する事務であつて主務省令で定めるもの	国民年金基金連合会	国民年金基金の加入員に関する情報であつて主務省令で定めるもの
六十四 厚生労働大臣	国民年金法による保険料の免除又は保険料の納付に関する処分に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事等 市町村長	生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの 国民年金法第八十九条第一項第三号の施設に入所する者に関する情報であつて主務省令で定めるもの
六十五 国民年金基金	国民年金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣 厚生労働大臣又は日本年金機構 独立行政法人農業者年金基金 内閣総理大臣	失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金の被保険者に関する情報であつて主務省令で定めるもの
六十六 国民年金基金連合会	国民年金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣又は日本年金機構 内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの 年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの
六十七 市町村長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置	法務大臣 都道府県知事 都道府県知事等	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの 障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの 生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報

<p>六十八 住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長</p>	<p>又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p> <p>住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>市町村長</p> <p>法務大臣</p> <p>都道府県知事</p> <p>都道府県知事等</p> <p>市町村長</p> <p>都道府県知事</p>	<p>であつて主務省令で定めるもの</p> <p>地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p> <p>戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの</p> <p>障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの</p> <p>地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>六十九 厚生労働大臣</p>	<p>障害者の雇用の促進等に関する法律による職業紹介等、障害者職業センターの設置及び運営、納付金関係業務若しくは納付金関係業務に相当する業務の実施、在宅就業障害者特例調整金若しくは報奨金等の支給又は登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>都道府県知事</p> <p>厚生労働大臣</p>	<p>障害者関係情報又は難病の患者に対する医療等に関する法律による指定難病要支援者証明事業の実施に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p> <p>失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>七十 厚生労働大臣</p>	<p>障害者の雇用の促進等に関する法律による納付金関係業務又は納付金関係業務に相当する業務の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p> <p>薬剤師法による薬剤師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p> <p>災害対策基本法による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>法務大臣</p> <p>都道府県知事</p>	<p>戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの</p> <p>災害救助法による救助若しくは児童福祉法による障害児入所支援、小児慢性特定疾病医療費の支給、小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号又は第二項の措置をいう。）に関する情報、障害者関係情報又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置若しくは難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給若しくは指定難病要支援者証明事業の実施に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p> <p>児童福祉法による障害児通所支援若しくは母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>七十二 市町村長</p>	<p>災害対策基本法による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>市町村長</p>	<p>児童福祉法による障害児通所支援若しくは母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>

七十三 事等 都道府県知	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣又は都道府県知事 都道府県知事等	特別児童扶養手当関係情報であつて主務省令で定めるもの 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの 障害者自立支援給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
七十四 国税庁長官	国税通則法その他の国税に関する法律による国税の還付に関する事務であつて主務省令で定めるもの	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者 厚生労働大臣又は都道府県知事 内閣総理大臣	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの 特別児童扶養手当関係情報であつて主務省令で定めるもの 公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの 公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの
七十五 共済組合 地方公務員	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 法務大臣 市町村長 厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等 地方公務員等共済組合法第六十二条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 地方公務員災害補償基金	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの 年金給付関係情報、特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方公務員等共済組合法第六十二条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償関係情報であつて主務省令で定めるもの		

七十六 地方公務員 共済組合又は全国 市町村職員共済組 合連合会	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣 内閣総理大臣	失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの 戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの 年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方公務員災害補償関係情報であつて主務省令で定めるもの
七十七 地方公務員 共済組合又は全国 市町村職員共済組 合連合会	地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	地方公務員災害補償基金 厚生労働大臣	生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの 医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 労働者災害補償関係情報又は失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの 年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
七十八 市町村長	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事等 市町村長	生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの 医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 労働者災害補償関係情報又は失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの 年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
七十九 市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣 域連合	生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの 年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
八十 都道府県知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等 法務大臣 市町村長 内閣総理大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの 公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの
八十一 都道府県知事又は市町村長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であつて主務省令で定めるもの	法務大臣 都道府県知事等 市町村長	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの 生活保護関係情報又は児童扶養手当関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの
八十二 都道府県知事等	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であつて主務省	法務大臣 市町村長 都道府県知事等	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの 児童扶養手当関係情報であつて主務省令で定めるもの



	令で定めるもの	厚生労働大臣 内閣総理大臣	雇用保険法による教育訓練給付金の支給に関する情報又は職業訓練受講給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの 公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの 労働者災害補償関係情報であつて主務省令で定めるもの 戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの 年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方公務員災害補償関係情報であつて主務省令で定めるもの 公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの 戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの 公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの
八十三 厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣 法務大臣 市町村長 厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等 地方公務員災害補償基金 内閣総理大臣	労働者災害補償関係情報であつて主務省令で定めるもの 戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの 年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方公務員災害補償関係情報であつて主務省令で定めるもの 公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの 戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの 公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの
八十四 都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	法務大臣 市町村長 内閣総理大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの 公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの
八十五 都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣 厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等 地方公務員災害補償基金	労働者災害補償関係情報であつて主務省令で定めるもの 年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方公務員災害補償関係情報であつて主務省令で定めるもの
八十六 都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別障害者手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
八十七 厚生労働大臣	理学療法士及び作業療法士法による理学療法士又は作業療法士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの
八十八 市町村長	母子保健法による相談、支援、保健指導、新生児の訪	市町村長	母子保健法による健康診査に関する情報であつて主務省令で定めるもの

九十九 市町村長	問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	母子保健法による費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	法務大臣 都道府県知事等 市町村長	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの 生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの 公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの
九十 厚生労働大臣 又は都道府県知事	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長 内閣総理大臣	地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの 公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの	
九十一 地方公務員 災害補償基金	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務であつて主務省令で定めるもの	内閣総理大臣	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	
九十二 地方公務員 災害補償基金	地方公務員災害補償法による福祉事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの	
九十三 石炭鉱業年金 基金	石炭鉱業年金基金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣又は日本年金機構 内閣総理大臣	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの	
九十四 全国社会保険 労務士会連合会	社会保険労務士法による社会保険労務士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの	
九十五 厚生労働大臣	柔道整復師法による柔道整復師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの	
九十六 厚生労働大臣	視能訓練士法による視能訓練士の免許に関する事務で	法務大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの	

九十七 市町村長（児童手当法第十七条第一項の表の下の欄に掲げる者を含む。）	九十八 市町村長	九十九 厚生労働大臣	百 厚生労働大臣	百一 厚生労働大臣	百二 厚生労働大臣	百三 厚生労働大臣	百四 後期高齢者医療広域連合	百五 後期高齢者医療広域連合
児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	雇用保険法による失業等給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	雇用保険法による失業等給付若しくは育児休業給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	雇用保険法による育児休業給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	雇用保険法による雇用安定事業又は能力開発事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
法務大臣	内閣総理大臣	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	法務大臣	市町村長	都道府県知事	厚生労働大臣	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	市町村長
戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの	住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの	障害者関係情報又は難病の患者に対する医療等に関する法律による指定難病要支援者証明事業の実施に関する情報であつて主務省令で定めるもの
失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの

百六	市町村長	高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	内閣総理大臣 厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等 後期高齢者医療広域連合 内閣総理大臣	法令による給付の支給を行うこととされている者 内閣総理大臣	省令で定めるもの 公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの 年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報であつて主務省令で定めるもの 公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの
百七	厚生労働大臣 又は共済組合等	高齢者の医療の確保に関する法律による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長 内閣総理大臣		高齢者の医療の確保に関する法律第百十条において準用する介護保険法第百三十六条第一項（同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。）、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であつて主務省令で定めるもの
百八	厚生労働大臣	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	法務大臣 市町村長 共済組合等 内閣総理大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの 年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの 年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの
百九	都道府県知事 等	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	昭和三十九年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号の障害を支持事由とする給付の支給を行うこととされている者 法務大臣	昭和三十九年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号の障害を支持事由とする給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	昭和三十九年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号の障害を支持事由とする給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
百十	厚生労働大臣	社会福祉士及び介護福祉士法による社会福祉士又は介護福祉士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの
百十一	厚生労働大臣	臨床工学技士法による臨床工学技士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの
百十二	厚生労働大臣	義肢装具士法による義肢装具士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの

百十三 厚生労働大臣	あつて主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの
百十四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であつて主務省令で定めるもの	法務大臣 都道府県知事 市町村長	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの 障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
百十五 厚生労働大臣	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による一時金の支給又は保険料の納付に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣又は日本年金機構 内閣総理大臣	国民年金法による年金である給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの 公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの
百十六 都道府県知事等	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 厚生労働大臣 都道府県知事	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 労働者災害補償関係情報、戦傷病者戦没者遺族等援護関係情報、失業等給付関係情報、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する情報、石綿健康被害救済給付等関係情報又は職業訓練受講給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの 災害救助法による救助若しくは扶助金の支給、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給若しくは母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報、障害者自立支援給付関係情報又は難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
		都道府県知事等	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条

百十七 厚生労働大臣	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書に規定する他の法令による医療に關する給付の支給を行うこととさ	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書に規定する他の法令による医療に關する情報であつて主務省令で定めるもの
百十八 都道府県知	原子爆弾被爆者に対する援	内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定
		市町村長	第一項の福祉手当の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
		社会福祉協議会	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
		厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	年金給付関係情報、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付の支給に関する情報、特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの
		文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であつて主務省令で定めるもの
		都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に關する情報であつて主務省令で定めるもの
		厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報又は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
		地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償関係情報であつて主務省令で定めるもの
		厚生労働大臣又は都道府県知事等	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給に関する情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの
		都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による手当等の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
		内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定

<p>事又は広島市長若しくは長崎市長</p>	<p>護に関する法律による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当又は健康管理手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>		<p>めるもの</p>
<p>百十九 都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長</p>	<p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による保健手当又は葬祭料の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>市町村長 内閣総理大臣</p>	<p>住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの 公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>百二十 都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長</p>	<p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>都道府県知事等 市町村長 内閣総理大臣</p>	<p>生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの 介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの 公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>百二十一 厚生労働大臣</p>	<p>平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>法務大臣 市町村長 共済組合等 内閣総理大臣</p>	<p>戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの 年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>百二十二 平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金</p>	<p>平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>法務大臣 市町村長 厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等 内閣総理大臣</p>	<p>戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの 年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>百二十三 市町村長</p>	<p>介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者</p>	<p>医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>百二十四 市町村長</p>	<p>介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務</p>	<p>都道府県知事等 市町村長</p>	<p>生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報</p>

百二十五 都道府県知事	介護保険法による介護支援専門員の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等 内閣総理大臣	情報であつて主務省令で定めるもの 年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの
百二十六 厚生労働大臣又は共済組合等	介護保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	介護保険法第百三十六条第一項（同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。）、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であつて主務省令で定めるもの
百二十七 厚生労働大臣	精神保健福祉士法による精神保健福祉士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの
百二十八 厚生労働大臣	言語聴覚士法による言語聴覚士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの
百二十九 都道府県知事	被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長 内閣総理大臣	住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの 公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの
百三十 都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	法務大臣 市町村長	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
百三十一 確定給付企業年金法第二十九条第一項に規定する事業主等又は企業年金連合会	確定給付企業年金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣又は日本年金機構 内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの 年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの



百三十二 確定拠出年金法第三条第三項第一号に規定する事業主	百三十三 国民年金基金連合会	百三十四 厚生労働大臣	百三十五 農林漁業団体職員共済組合	百三十六 市町村長	百三十七 独立行政法人農業者年金基金
確定拠出年金法による企業年金の給付又は脱退一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	確定拠出年金法による個人型年金の給付又は脱退一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付（同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。）若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業
厚生労働大臣又は日本年金機構 内閣総理大臣	厚生労働大臣又は日本年金機構 独立行政法人農業者年金基金 内閣総理大臣	法務大臣 市町村長 共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合 内閣総理大臣	市町村長 厚生労働大臣若しくは日本年金機構 又は共済組合等	市町村長	法務大臣 市町村長
年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの 年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金の被保険者に関する情報であつて主務省令で定めるもの 公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの 年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの 年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報であつて主務省令で定めるもの	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの

金	<p>の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合 内閣総理大臣</p>	<p>めるもの 年金給付関係情報又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの 公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
百三十八 独立行政法人日本スポーツ振興センター	<p>独立行政法人日本スポーツ振興センター法による災害共済給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>都道府県知事等 市町村長 内閣総理大臣</p>	<p>住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの 公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
百三十九 独立行政法人医薬品医療機器総合機構	<p>独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による副作用救済給付又は感染救済給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者 都道府県知事 法務大臣 都道府県知事等 市町村長</p>	<p>医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの 児童福祉法による措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報又は障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの 戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの 生活保護関係情報又は児童扶養手当関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報、住民票関係情報又は児童手当関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
百四十 独立行政法人日本学生支援機構	<p>独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者 厚生労働大臣又は都道府県知事 厚生労働大臣 厚生労働大臣又は日本年金機構</p>	<p>特別児童扶養手当関係情報であつて主務省令で定めるもの 失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 年金生活者支援給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>

百四十一 厚生労働大臣	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	内閣総理大臣 全国健康保険協会 法務大臣 厚生労働大臣	もの 公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの 船員保険法による保険給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの 戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの 労働者災害補償関係情報又は戦傷病者戦没者遺族等援護法による年金である給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの 年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方公務員災害補償関係情報であつて主務省令で定めるもの
百四十二 都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	内閣総理大臣 市町村長 都道府県知事 都道府県知事 厚生労働大臣又は日本年金機構 内閣総理大臣	もの 公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 児童福祉法による障害児入所支援に関する情報、障害者関係情報、障害者自立支援給付関係情報又は難病の患者に対する医療等に関する法律による指定難病要支援者証明事業の実施に関する情報であつて主務省令で定めるもの 生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの 国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの 公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの
百四十三 都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	内閣総理大臣	もの 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
百四十四 都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に関する事務であつて	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	もの 国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの

百四十五 大臣 厚生労働	主務省令で定めるもの 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時の特例等に関する法律による保険給付又は給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	法務大臣 市町村長 内閣総理大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの 住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの 公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの
百四十六 大臣 厚生労働	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律による保険給付の遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	法務大臣 市町村長 内閣総理大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの 住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの 公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの
百四十七 大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会 育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事等 市町村長 文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
百四十八 大臣 厚生労働	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長 内閣総理大臣 厚生労働大臣又は日本年金機構	特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの 公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの
百四十九 平成二十三年法律第五十六号附則第二十三条 第一項第三号に規定する存続共済会 百五十 市町村長	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長 厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であつて主務省令で定めるもの
百五十一 市町村長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報

<p>百五十五 都道府県知事</p>	<p>百五十四 平成二十五年法律第六十三号附則第三条第十号に規定する存続連合会又は企業年金連合会</p>	<p>百五十三 平成二十五年法律第六十三号附則第三条第十号に規定する存続厚生年金基金</p>	<p>百五十二 厚生労働大臣</p>	
<p>の</p>	<p>難病の患者に対する医療等に關する法律による特定医療費の支給に關する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>平成二十五年法律第六十三号附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年法律第六十三号第一条の規定による改正前の厚生年金保険法による年金である給付又は一時金の支給に關する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>年金生活者支援給付金の支給に關する法律による年金生活者支援給付金の支給に關する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に關する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>市町村長</p>	<p>都道府県知事等</p>	<p>法務大臣 域連合</p>	<p>医療保険者又は後期高齢者医療広域連合</p>	<p>都道府県知事 法務大臣 都道府県知事等</p>
<p>めるもの</p>	<p>地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>内閣総理大臣</p>	<p>厚生労働大臣又は日本年金機構</p>	<p>法務大臣</p>	<p>市町村長</p>	<p>内閣総理大臣</p>
<p>めるもの</p>	<p>年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>内閣総理大臣</p>	<p>厚生労働大臣又は都道府県知事</p>	<p>法務大臣</p>	<p>市町村長</p>	<p>内閣総理大臣</p>
<p>めるもの</p>	<p>特別児童扶養手当関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に關する情報又は障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>厚生労働大臣又は日本年金機構</p>	<p>法務大臣</p>	<p>都道府県知事等</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>都道府県知事</p>
<p>国民年金法による障害基礎年金の支給に關する情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に關する情報又は障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に關する情報又は障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>

<p>百五十六 文部科学大臣又は厚生労働大臣</p>	<p>公認心理師法による公認心理師の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者 難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 法務大臣</p>	<p>国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの 難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの 戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>百五十七 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定の給付の支給を実施する行政機関の長等</p>	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定の給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>市町村長 内閣総理大臣</p>	<p>地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの 公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>

・所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第 号）（抄）

附 則

（施行期日）  
第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 十三 （略）

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）  
第七十五条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。  
第九条第四項中「第三十七条の十四第三十一項、第七十条の二の二第十七項」を「第三十七条の十四第三十四項、第七十条の二の第二十九項」に改める。

・住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）

（外国人住民に係る住民票の記載事項の特例）  
第三十条の四十五 日本国籍を有しない者のうち次の表の上欄に掲げるものであつて市町村の区域内に住所を有するもの（以下「外国人住民」という。）に係る住民票には、第七条の規定にかかわらず、同条各号（第五号、第六号及び第九号を除く。）に掲げる事項、国籍等（国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下この章において「入管法」という。）第二条

第五号ロに規定する地域をいう。以下同じ。）、外国人住民となつた年月日（外国人住民が同表の上欄に掲げる者となつた年月日又は住民となつた年月日のうち、いずれか遅い年月日をいう。以下同じ。）及び同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項について記載をする。  
(表 略)

・健康保険法（大正十一年法律第七十号）（抄）

（保険医又は保険薬剤師）

第六十四条 保険医療機関において健康保険の診療に従事する医師若しくは歯科医師又は保険薬局において健康保険の調剤に従事する薬剤師は、厚生労働大臣の登録を受けた医師若しくは歯科医師（以下「保険医」と総称する。）又は薬剤師（以下「保険薬剤師」という。）でなければならぬ。

・恩給法（大正十二年法律第四十八号）（抄）

第二条 本法ニ於テ恩給トハ普通恩給、増加恩給、傷病賜金、一時恩給、扶助料及一時扶助料ヲ謂フ

② 普通恩給、増加恩給及扶助料ハ年金トシ傷病賜金、一時恩給及一時扶助料ハ一時金トス

第十二条 恩給ヲ受クルノ権利ハ総務大臣之ヲ裁定ス

・船員法（昭和二十二年法律第百号）（抄）

（衛生管理者）

第八十二条の二（略）

②（略）

③ 国土交通大臣は、左に掲げる者に衛生管理者適任証書を交付する。

一・二（略）

④・⑤（略）

（救命艇手）

第一百八条（略）

②（略）

③ 国土交通大臣は、左に掲げる者に救命艇手適任証書を交付する。

一・二（略）

④・⑥（略）

・児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）（抄）

第十八条の十八 保育士となる資格を有する者が保育士となるには、保育士登録簿に、氏名、生年月日その他内閣府令で定める事項の登録を受けなければならない。

②・③（略）

第十九条の三 小児慢性特定疾病児童の保護者又は成年患者は、前条第一項の規定により小児慢性特定疾病医療費の支給を受けようとするときは、都道府県知事の定める医師（以下「指定医師」という。）の診断書（小児慢性特定疾病児童等が小児慢性特定疾病にかかつており、かつ、当該小児慢性特定疾病の状態が第六条の二第三項に規定する厚生労働大臣が定める程度であることを証する書面として厚生労働省令で定めるものをいう。）を添えて、都道府県に申請しなければならない。

② ⑪（略）

・ 理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）（抄）

第二条 理容師試験に合格した者は、厚生労働大臣の免許を受けて理容師になることができる。

・ 母体保護法（昭和二十三年法律第五十六号）（抄）

（受胎調節の実地指導）

第十五条 女子に対して内閣総理大臣が指定する避妊用の器具を使用する受胎調節の実地指導は、医師のほかは、都道府県知事の指定を受けた者でなければ業として行つてはならない。ただし、子宮腔内に避妊用の器具を挿入する行為は、医師でなければ業として行つてはならない。

2・3（略）

・ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（抄）

第五条の二 厚生労働大臣は、第七条第一項に規定する臨床研修等修了医師の申請に基づき、当該者が、医師の確保を特に図るべき区域（第三十条の四第六項に規定する区域その他厚生労働省令で定める区域をいう。以下同じ。）における医療の提供に関する知見を有するた

2・4（略）

・ 司法試験法（昭和二十四年法律第四百十号）（抄）

（司法試験等の実施）

第七条 司法試験及び予備試験は、それぞれ、司法試験委員会が毎年一回以上行うものとし、その期日及び場所は、あらかじめ官報をもつて公告する。

・ 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）（抄）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、教育職員の免許に関する基準を定め、教育職員の資質の保持と向上を図ることを目的とする。

（免許）

第三条 教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。

2・6（略）



(授与)

第五条 (略)

2 5 (略)

6 免許状は、都道府県教育委員会（以下「授与権者」という。）が授与する。

・死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）（抄）

第二条 死体の解剖をしようとする者は、あらかじめ、解剖をしようとする地の保健所長の許可を受けなければならない。ただし、次の各

号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 死体の解剖に関し相当の学識技能を有する医師、歯科医師その他の者であつて、厚生労働大臣が適当と認定したものが解剖する場合

二 5 (略)

2 3 (略)

・通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）（抄）

(登録)

第十八条 全国通訳案内士となる資格を有する者が全国通訳案内士となるには、全国通訳案内士登録簿に、氏名、生年月日、住所その他国土交通省令で定める事項の登録を受けなければならない。

(全国通訳案内士登録簿)

第十九条 全国通訳案内士登録簿は、都道府県に備える。

(地域通訳案内士育成等計画)

第五十四条 (略)

2 (略)

3 市町村又は都道府県は、地域通訳案内士育成等計画を定めようとするときは、観光庁長官の同意を得なければならない。

4 5 6 (略)

第五十七条 前章第三節の規定は、地域通訳案内士の登録について準用する。この場合において、第十八条、第十九条（見出しを含む。）及び第二十七条（見出しを含む。）中「全国通訳案内士登録簿」とあるのは、「地域通訳案内士登録簿」と、第十九条中「都道府県」とあるのは、「第五十四条第三項の同意を得た市町村又は都道府県（当該市町村又は都道府県が二以上である場合にあつては、当該同意を得た同条第一項に規定する一の市町村又は都道府県。以下この節において同じ。）」と、第二十条第一項、第二十一条、第二十二条、第二十三条第一項及び第二十四条から第二十七条までの規定中「都道府県知事」とあるのは、「第五十四条第三項の同意を得た市町村又は都道府県の長」と、第二十二条（見出しを含む。）中「全国通訳案内士登録簿」とあるのは、「地域通訳案内士登録簿」と、第二十五条第三項中「第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第一項、第三十一条又は第三十二条」とあるのは、「第五十八条又は第五十九条において準用する第二十九条第一項若しくは第二項、第三十一条又は第三十二条」と読み替えるものとする。

・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）（抄）

(精神保健指定医)

第十八条 厚生労働大臣は、その申請に基づき、次に該当する医師のうち第十九条の四に規定する職務を行うのに必要な知識及び技能を有すると認められる者を、精神保健指定医(以下「指定医」という。)に指定する。

一、四 (略)

2・3 (略)

・建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)(抄)

(建築物調査員資格者証)

第十二条の二 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、建築物調査員資格者証を交付する。

一・二 (略)

2、4 (略)

(建築設備等検査員資格者証)

第十二条の三 (略)

2 (略)

3 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、建築設備等検査員資格者証を交付する。

一・二 (略)

4 (略)

(登録)

第七十七条の五十八 建築基準適合判定資格者検定に合格した者は、国土交通大臣の登録を受けることができる。

2 (略)

第七十七条の六十六 構造計算適合判定資格者検定に合格した者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者として国土交通省令で定める者は、国土交通大臣の登録を受けることができる。

2 (略)

・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和五年法律第 号)(抄)

(建築基準法の一部改正)

第七条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

(略)

第七十七条の五十八第一項中「合格した者」の下に「で、建築行政又は確認検査の業務その他これに類する業務で国土交通省令で定めるものに関して二年以上の実務の経験を有するもの」を加え、同条第二項中「建築基準適合判定資格者登録簿に、」を「、一級建築基準適合判定資格者検定に合格して当該登録を受ける者にあつては二級建築基準適合判定資格者登録簿に、それぞれ」に改める。

(略)

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 (略)

三 第七条の規定並びに附則第四条、第六条、第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで及び第二十一条から第二十三条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

・ 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）（抄）

(建築士の免許)

第四条 一級建築士になろうとする者は、国土交通大臣の免許を受けなければならない。

2 (略)

3 二級建築士又は木造建築士になろうとする者は、都道府県知事の免許を受けなければならない。

4・5 (略)

・ クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）（抄）

(クリーニング師の免許)

第六条 クリーニング師の免許は、都道府県知事がクリーニング師試験に合格した者に与える。

・ 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）（抄）

(登録)

第六条 行政書士となる資格を有する者が、行政書士となるには、行政書士名簿に、住所、氏名、生年月日、事務所の名称及び所在地その他日本行政書士会連合会の会則で定める事項の登録を受けなければならない。

2 (略)

3 行政書士名簿の登録は、日本行政書士会連合会が行う。

・ 海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）（抄）

(登録)

第九条 海事代理士となるには、海事代理士名簿に左の事項について登録を受けなければならない。

一・五 (略)

2 地方運輸局長は、海事代理士となる資格を有する者が、前項の規定により登録の申請をしたときは、その者が欠格事由に該当する場合を除く外、遅滞なく登録をしなければならない。

・ 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百十九号）（抄）

(海技士の免許)

第四条 船舶職員になろうとする者は、海技士の免許（以下「海技免許」という。）を受けなければならない。

2・3 (略)

(登録及び海技免状)  
第七条 国土交通大臣は、海技免許を与えたときは、海技士免許原簿に登録し、かつ、海技免状を交付しなければならない。  
(略)

(締約国の資格証明書を受有する者の特例)  
第二十三条 千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約(以下「条約」という。)の締約国が発給した条約に適合する船舶の運航又は機関の運転に関する資格証明書(以下「締約国資格証明書」という。)を受有する者であつて国土交通大臣の承認を受けたものは、第四条第一項の規定にかかわらず、船舶職員になることができる。  
2・6 (略)  
7 第六条、第七条及び第十六条の規定は第一項の承認について、第十条、第十一条、第二十五条及び第二十五条の二の規定は同項の承認を受けた者又はその承認について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条の見出し、同条第一項	海技免状	承認証
第七条 (略)	海技士免許原簿	締約国資格受有者承認原簿 (略)

(小型船舶操縦士の免許)  
第二十三条の二 小型船舶操縦者になろうとする者は、小型船舶操縦士の免許(以下「操縦免許」という。)を受けなければならない。  
2・3 (略)

(登録及び小型船舶操縦免許証)  
第二十三条の五 国土交通大臣は、操縦免許を与えたときは、小型船舶操縦士免許原簿に登録し、かつ、小型船舶操縦免許証(以下「操縦免許証」という。)を交付しなければならない。

・道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)(抄)

(変更登録)  
第十二条 自動車の所有者は、登録されている型式、車台番号、原動機の型式、所有者の氏名若しくは名称若しくは住所又は使用の本拠の位置に変更があつたときは、その事由があつた日から十五日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。ただし、次条の規定による移転登録又は第十五条の規定による永久抹消登録の申請をすべき場合は、この限りでない。  
2・4 (略)

(自動車整備士の技能検定)  
第五十五条 国土交通大臣は、自動車の整備の向上を図るため、申請により、自動車整備士の技能検定を行う。  
2・5 (略)

・国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)(抄)

(実施機関)

第三条 人事院及び実施機関（人事院が指定する国の機関及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第四項に規定する行政執行法人（以下「行政執行法人」という。）をいう。以下同じ。）は、この法律及び人事院規則で定めるところにより、この法律に定める補償の実施の責めに任ずる。

2 4 (略)

第八条 職員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合においては、実施機関は、補償を受けるべき者に対して、その者がこの法律によつて権利を有する旨をすみやかに通知しなければならない。

(福祉事業)

第二十二条 人事院及び実施機関は、被災職員及びその遺族の福祉に関して必要な福祉事業として次の事業をするように努めなければならない。

一・二 (略)

2・3 (略)

・防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（抄）

(国家公務員災害補償法の準用)

第二十七条 国家公務員災害補償法の規定（第一条、第二条、第三条並びに第四条第二項及び第三項第六号の規定を除く。）は、職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及び公務上の災害又は通勤による災害を受けた職員に対する福祉事業について準用する。この場合において、同法の規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、同法第一条の二第二項第二号中「国家公務員法第百三十三条第一項の規定に違反して同項に規定する営利企業を営むことを目的とする団体の役員、顧問又は評議員の職を兼ねている場合」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第六十二条第一項の規定に違反して営利を目的とする団体の役員又は顧問の地位その他これらに相当する地位に就いている場合」と、同法第四条の二第一項、第四条の三、第四条の四、第十四条の二第一項及び第十七条の四第二項中「人事院が」とあるのは「防衛省令で」と、同法第八条中「実施機関」とあるのは「防衛大臣の指定する防衛省の機関（以下「実施機関」という。）」と、同法第十二条、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条第一項及び第二十七条の二中「人事院」とあるのは「防衛大臣」と、同法第二十七条第一項中「その命じた職員」とあるのは「その命じた職員」と、同法第三十三条中「人事院」とあるのは「防衛省」と読み替えるものとする。

(若年定年退職者給付金の支給)

第二十七条の二 自衛官（自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された自衛官を除く。第二十七条の四第一項並びに第二十七条の八第一項第一号及び第二項第二号において同じ。）としての引き続き在職期間（同条から第二十七条の十まで、第二十七条の十二及び第二十七条の十三において単に「在職期間」という。）が二十年以上である者その他これに準ずる者として政令で定めるもの（第二十七条の十一第三項及び第二十七条の十四第一項において「長期在職自衛官」という。）であつて次の各号のいずれかに該当するもの（以下「若年定年退職者」という。）は、若年定年退職者給付金（以下「給付金」という。）を支給する。ただし、その者が当該各号に規定する退職の日又はその翌日に国家公務員又は地方公務員（これらの者で臨時的に任用されるものその他の任期を定めて任用されるもの及び非常勤のものを除く。）となつたときは、この限りでない。

一・三 (略)

・ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）（抄）

（在留資格の変更）

第二十条 在留資格を有する外国人は、その者の有する在留資格（これに伴う在留期間を含む。以下第三項まで及び次条において同じ。）の変更（高度専門職の在留資格（別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イからハまでに係るものに限る。）を有する者については、法務大臣が指定する本邦の公私の機関又は特定産業分野の変更を含み、特定技能の在留資格を有する者については、法務大臣が指定する本邦の公私の機関又は特定産業分野の変更を含み、特定活動の在留資格を有する者については、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動の変更を含む。）を受けすることができる。

2 前項の規定により在留資格の変更を受けようとする外国人は、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し在留資格の変更を申請しなければならない。ただし、永住者の在留資格への変更を希望する場合は、第二十一条第一項の定めるところによらなければならない。

3 前項の申請があつた場合には、法務大臣は、当該外国人が提出した文書により在留資格の変更を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、これを許可することができる。ただし、短期滞在の在留資格をもつて在留する者の申請については、やむを得ない特別の事情に基づくものでなければ許可しないものとする。

4 6 （略）

（在留期間の更新）

第二十一条 本邦に在留する外国人は、現に有する在留資格を変更することなく、在留期間の更新を受けることができる。

2 前項の規定により在留期間の更新を受けようとする外国人は、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し在留期間の更新を申請しなければならない。

3 前項の規定による申請があつた場合には、法務大臣は、当該外国人が提出した文書により在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、これを許可することができる。

4 （略）

（永住許可）

第二十二条 在留資格を変更しようとする外国人で永住者の在留資格への変更を希望するものは、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し永住許可を申請しなければならない。

2 前項の申請があつた場合には、法務大臣は、その者が次の各号に適合し、かつ、その者の永住が日本国の利益に合すると認めるときに限り、これを許可することができる。ただし、その者が日本人、永住許可を受けている者又は特別永住者の配偶者又は子である場合において、次の各号に適合することを要しない。

一 素行が善良であること。

二 独立の生計を営むに足りる資産又は技能を有すること。

3 4 （略）

（在留資格の取得）

第二十三条の二 日本の国籍を離脱した者又は出生その他の事由により前章に規定する上陸の手続を経ることなく本邦に在留することとなる外国人は、第二条の二第一項の規定にかかわらず、それぞれ日本の国籍を離脱した日又は出生その他当該事由が生じた日から六十日を限り、引き続き在留資格を有することなく本邦に在留することができる。

2 前項に規定する外国人で同項の期間をこえて本邦に在留しようとするものは、日本の国籍を離脱した日又は出生その他当該事由が生じた日から三十日以内に、法務省令で定めるところにより、法務大臣に対し在留資格の取得を申請しなければならない。

3 第二十条第三項本文、第四項及び第五項の規定は、前項に規定する在留資格の取得の申請（永住者の在留資格の取得の申請を除く。）

の手續について準用する。この場合において、同条第三項本文中「在留資格の変更」とあるのは、「在留資格の取得」と読み替えるものとする。  
(略)

- (在留資格の取消し)
- 第二十二條の四 法務大臣は、別表第一又は別表第二の上欄の在留資格をもつて本邦に在留する外国人(第六十一條の二第一項の難民の認定を受けている者を除く。)について、次の各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、法務省令で定める手續により、当該外国人が現に有する在留資格を取り消すことができる。
- 一 偽りその他不正の手段により、当該外国人が第五條第一項各号のいずれにも該当しないものとして、前章第一節又は第二節の規定による上陸許可の証印(第九條第四項の規定による記録を含む。次号において同じ。)(又は許可を受けたこと。
  - 二 前号に掲げるもののほか、偽りその他不正の手段により、上陸許可の証印等(前章第一節若しくは第二節の規定による上陸許可の証印若しくは許可(在留資格の決定を伴うものに限る。)(又はこの節の規定による許可をいい、これらが二以上ある場合には直近のものをいうものとする。以下この項において同じ。))を受けたこと。
  - 三 前二号に掲げるもののほか、不実の記載のある文書(不実の記載のある文書又は図画の提出又は提示により交付を受けた在留資格認定証明書及び不実の記載のある文書又は図画の提出又は提示により旅券に受けた査証を含む。)(又は図画の提出又は提示により、上陸許可の証印等を受けたこと。
  - 四 偽りその他不正の手段により、第五十條第一項又は第六十一條の二の二第二項の規定による許可を受けたこと(当該許可の後、これらの規定による許可又は上陸許可の証印等を受けた場合を除く。)(。当該在留資格に同じ同表の下欄に掲げる活動を行つておらず、かつ、他の活動を行ひ又は行おうとして在留していること(正当な理由がある場合を除く。)(。同表の下欄に掲げる活動を行つておらず、かつ、他の活動を別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者が、当該在留資格に同じ同表の下欄に掲げる活動を継続して三月(高度専門職の在留資格(別表第一の上欄の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。)(をもつて在留する者にあつては、六月)以上行わないで在留していること(当該活動を行わないで在留している者(日本人の配偶者等の在留資格(日本人の配偶者の身分を有する者(兼ねて日本人の子として出生した者の身分を有する者を除く。)(に係るものに限る。)(をもつて在留する者又は永住者の配偶者等の在留資格(永住者等の配偶者の身分を有する者(兼ねて永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者の身分を有する者を除く。)(に係るものに限る。)(をもつて在留する者が、その配偶者の身分を有する者としての活動を継続して六月以上行わないで在留していること(当該活動を行わないで在留していることにつき正当な理由がある場合を除く。)(。)
  - 八 前章第一節若しくは第二節の規定による上陸許可の証印若しくは許可、この節の規定による許可又は第五十條第一項若しくは第六十條の二の二第二項の規定による許可を受けて、新たに中長期在留者となつた者が、当該上陸許可の証印又は許可を受けた日から九十日以内に、出入国在留管理庁長官に、居住地の届出をしないこと(届出をしないことにつき正当な理由がある場合を除く。)(。)
  - 九 中長期在留者が、出入国在留管理庁長官に届出を出た居住地から退去した場合において、当該退去の日から九十日以内に、出入国在留管理庁長官に、新住居地の届出をしないこと(届出をしないことにつき正当な理由がある場合を除く。)(。)
  - 十 中長期在留者が、出入国在留管理庁長官に、虚偽の住居地を届け出たこと。
- 2 (略)

・私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)(抄)

(国家公務員共済組合法の準用)





に改める。  
(略)

附則

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

・ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）

（給付の決定及び裁定）

第三十九条 短期給付及び退職等年金給付を受ける権利はその権利を有する者（以下「受給権者」という。）の請求に基づいて組合（退職等年金給付にあつては、連合会。次項、第四十六条第一項、第四十七条、第九十五条及び第百十三条において同じ。）が決定し、厚生年金保険給付を受ける権利は厚生年金保険法第三十三条の規定によりその権利を有する者の請求に基づいて連合会が裁定する。  
2 (略)

附則

（日本国籍を有しない者に対する一時金の支給）

第十三条の二 当分の間、組合員期間が一年以上である日本国籍を有しない者であり、かつ、退職している者（第三十九条第一項の規定による退職等年金給付の請求を行った者を除く。）であつて、当該組合員期間に係る厚生年金保険法附則第二十九条第一項の規定による脱退一時金の支給を請求したものは、一時金の支給を請求することができる。ただし、その者が公務障害年金その他政令で定める給付を受ける権利を有したことがあるときは、この限りでない。

2 前項の請求があつたときは、その請求をした者に一時金を支給する。

3 (略)

6 第二項の規定による一時金は、第三十九条第一項、第四十四条第一項、第三項及び第四項、第四十六条第一項、第七十五条の九、第百三条、第百六条並びに第百十五条第一項の規定の適用については、退職等年金給付とみなす。

・ 調理師法（昭和三十三年法律第四百十七号）（抄）

（調理師の免許）

第三条 調理師の免許は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その申請に基づいて都道府県知事が与える。  
一・二 (略)

（調理技術の審査）

第八条の三 厚生労働大臣は、調理師の資質の向上に資するため、調理技術に関する審査を行うことができる。  
2 厚生労働大臣は、前項の調理技術に関する審査の事務で厚生労働省令の定めるものをその指定する団体に委託することができる。  
3 (略)

・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）（抄）

（資質の確認）

- 第三十六条の八 都道府県知事は、一般用医薬品の販売又は授与に従事しようとする者がそれに必要な資質を有することを確認するために、厚生労働省令で定めるところにより試験を行う。
- 2 前項の試験に合格した者又は第二類医薬品及び第三類医薬品の販売若しくは授与に従事するために必要な資質を有する者として政令で定める基準に該当する者であつて、医薬品の販売又は授与に従事しようとするものは、都道府県知事の登録を受けなければならない。
- 3・4 (略)

・地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）（抄）

（給付の決定及び裁定）

第四十二条 短期給付及び退職等年金給付を受ける権利はその権利を有する者（以下「受給権者」という。）の請求に基づいて組合（退職等年金給付で指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合に係るものにあつては、市町村連合会。次項、第四十九条第一項、第五十条、この章第三節、第九十九条、第四十四条の二十五及び第四十四条の二十五の二において同じ。）が決定し、厚生年金保険給付を受ける権利は厚生年金保険法第三十三条の規定によりその権利を有する者の請求に基づいて組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合）があつては、市町村連合会）が裁定する。

2 (略)

附 則

（日本国籍を有しない者に対する一時金の支給）

第十九条の二 当分の間、組合員期間が一年以上である日本国籍を有しない者であり、かつ、退職している者（第四十二条第一項の規定による退職等年金給付の請求を行った者を除く。）であつて、当該組合員期間に係る厚生年金保険法附則第二十九条第一項の規定による脱退一時金の支給を請求したものは、一時金の支給を請求することができる。ただし、その者が公務障害年金その他政令で定める給付を受ける権利を有したことがあるときは、この限りでない。

2 前項の請求があつたときは、その請求をした者に一時金を支給する。

3 (略)

6 第二項の規定による一時金は、第四十二条第一項、第四十七条第一項、第三項及び第四項、第四十九条第一項、第八十五条、第百七条、第百二十条並びに第百四十四条の二十六第一項の規定の適用については、退職等年金給付とみなす。

・製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「製菓衛生師」とは、都道府県知事の免許を受け、製菓衛生師の名称を用いて菓子製造業（菓子を製造する営業で食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十五条第一項の許可を受けて営むものをいう。以下同じ。）に従事する者をいう。

・社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（抄）

（試験の実施）

第十条 社会保険労務士試験は、毎年一回以上、厚生労働大臣が行なう。

2 (略)

（紛争解決手続代理業務試験）

第十三条の三 紛争解決手続代理業務試験は、紛争解決手続代理業務を行うのに必要な学識及び実務能力に関する研修であつて厚生労働省令で定めるものを修了した社会保険労務士に対し、当該学識及び実務能力を有するかどうかを判定するために、毎年一回以上、厚生労働大臣が行う。  
2 (略)

・職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）（抄）

（職業訓練指導員免許）

第二十八条 準則訓練のうち普通職業訓練（短期間の訓練課程で厚生労働省令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）における職業訓練指導員は、都道府県知事の免許を受けた者（都道府県又は市町村が設置する公共職業能力開発施設を行う普通職業訓練における職業訓練指導員にあつては、厚生労働省令で定める基準に従い当該都道府県又は市町村の条例で定める者）でなければならぬ。  
2 5 (略)

（キャリアコンサルタントの登録）

第三十条の十九 キャリアコンサルタント試験に合格した者は、厚生労働省に備えるキャリアコンサルタント名簿に、氏名、事務所の所在地その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けて、キャリアコンサルタントとなることができる。  
2 4 (略)

（技能検定）

第四十四条 技能検定は、厚生労働大臣が、厚生労働省令で定める職種（以下この条において「検定職種」という。）ごとに、厚生労働省令で定める等級に区分して行う。ただし、検定職種のうち、等級に区分することが適当でない職種として厚生労働省令で定めるものについては、等級に区分しないで行うことができる。  
2 4 (略)

・建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）（抄）

（建築物環境衛生管理技術者免状）

第七条 建築物環境衛生管理技術者免状は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、厚生労働大臣が交付する。  
1 2 (略)

2 5 (略)

・情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）（抄）

（登録）

第十五条 情報処理安全確保支援士となる資格を有する者が情報処理安全確保支援士となるには、情報処理安全確保支援士登録簿に、氏名、生年月日その他経済産業省令で定める事項の登録を受けなければならない。  
2 3 (略)

（情報処理安全確保支援士登録簿）

第十六条 情報処理安全確保支援士登録簿は、経済産業省に備える。

・労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（抄）

（衛生管理者）

第十二条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、都道府県労働局長の免許を受けた者その他厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業場の業務の区分に応じて、衛生管理者を選任し、その者に第十条第一項各号の業務（第二十五条の二第二項の規定により技術的事項を管理する者を選任した場合においては、同条第一項各号の措置に該当するものを除く。）のうち衛生に係る技術的事項を管理させなければならない。

2 （略）

（作業主任者）

第十四条 事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

（就業制限）

第六十一条 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

2 （略）

（免許）

第七十二条 第十二条第一項、第十四条又は第六十一条第一項の免許（以下「免許」という。）は、第七十五条第一項の免許試験に合格した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者に対し、免許証を交付して行う。

2 （略）

（登録）

第八十四条 労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験に合格した者は、厚生労働省に備える労働安全コンサルタント名簿又は労働衛生コンサルタント名簿に、氏名、事務所所在地その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けて、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントとなることができる。

2 （略）

・災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）（抄）

（災害弔慰金の支給）

第三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、条例の定めるところにより、政令で定める災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡した住民の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うことができる。

2 （略）

3 （略）

（災害障害見舞金の支給）  
第八条 市町村は、条例の定めるところにより、災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に別表に掲げる程度の障害がある住民（次項において「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うことができる。  
2 （略）

（災害援護資金の貸付け）  
第十条 市町村は、条例の定めるところにより、その区域内において災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条第一項の規定による救助の行われる災害その他の政令で定める災害により次に掲げる被害を受けた世帯で政令の定めるところにより算定したこれに属する者の所得の合計額が政令で定める額に満たないものの世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うことができる。  
一・二 （略）  
2 3 4 （略）

・作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）（抄）

（登録）  
第七条 作業環境測定士となる資格を有する者が作業環境測定士となるには、厚生労働省令で定めるところにより、作業環境測定士名簿に、次の事項について登録を受けなければならない。  
一 四 （略）

（作業環境測定士名簿）  
第八条 作業環境測定士名簿は、厚生労働省に備える。  
2 （略）

・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）（抄）

（特別永住者証明書の交付）  
第七条 出入国在留管理庁長官は、特別永住者に対し、特別永住者証明書を交付するものとする。  
2 3 （略）

・マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）（抄）

（登録）  
第三十条 マンション管理士となる資格を有する者は、国土交通大臣の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。  
一 六 （略）  
2 （略）

・臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十九号）（抄）

附則

第三條 (衛生検査技師の業務の継続等)  
(略)

3 第一項に規定する者については、旧法第五条、第六条第二項、第八条から第十条まで、第十八条、第十九条、第二十条の二の二、第二十三条及び第二十四条第一号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧法第八条第一項中「第四条」とあるのは「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十九号。以下「平成十七年改正法」という。）による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（以下「旧法」という。）第四条」と、旧法第二十条の二の二中「この法律」とあるのは「平成十七年改正法附則第三条第三項の規定によりなおその効力を有することとされた旧法並びに平成十七年改正法附則第二条及び第三条」とする。

・臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）（臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十九号）による改正前）（抄）

第五條 (臨床検査技師名簿及び衛生検査技師名簿)  
厚生労働省に臨床検査技師名簿及び衛生検査技師名簿を備え、免許に関する事項を登録する。

・国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）（抄）

附則

2 (退職者に関する経過措置)

2 第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの法律による廃止前の国会議員互助年金法（以下「旧法」という。）第二十一条第一項の規定により旧法第二条第一項の互助年金又は同条第二項の互助一時金を受ける権利についての裁定を受けた者及び施行日前にこれらの権利を有する者であつて旧法第二十一条第一項の規定による裁定を受けていないものに係る当該互助年金又は互助一時金については、旧法の規定は、なおその効力を有する。

2 (略)

・国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）（国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）による廃止前）（抄）

2 (互助年金等の裁定)

2 第二十一条 互助年金及び互助一時金を受ける権利は、総務大臣が裁定する。

・国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第一百七号）（抄）

第十二條の五 (略)

2 (略)

6 国家戦略特別区域限定保育士試験は、内閣総理大臣の定める基準により、国家戦略特別区域限定保育士として必要な知識及び技能につ



- 第三章 戸籍の附票（第十六条―第二十一条の三）
- 第四章 届出（第二十一条の四―第三十条）
- 第一節 本人確認情報の処理及び利用等
- 第二節 住民票コード（第三十条の二―第三十条の五）
- 第三節 本人確認情報の通知及び保存等（第三十条の六―第三十条の八）
- 第四節 本人確認情報の提供及び利用等（第三十条の九―第三十条の二十三）
- 第四節の三 本人確認情報の保護（第三十条の二十四―第三十条の四十）
- 第四節の四 附票本人確認情報の処理及び利用等（第三十条の四十一―第三十条の四十四の十二）
- 第五章 雑則（第三十一条―第四十一条の二）
- 第六章 罰則（第四十二条―第五十三条）
- 附則

（住民票の記載事項）

第七条 住民票には、次に掲げる事項について記載（前条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）をする。

- 一 氏名
- 二 出生の年月日
- 三 男女の別
- 四 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄
- 五 （略）
- 六 住民となった年月日
- 七 住所及び一の市町村の区域内において新たに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日
- 八 新たに市町村の区域内に住所を定めた者については、その住所を定めた旨の届出の年月日（職権で住民票の記載をした者については、その年月日）及び従前の住所
- 八の二 〇 〇 〇 〇 （略）

（戸籍の附票の記載事項）

第十七条 戸籍の附票には、次に掲げる事項について記載（前条第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製する戸籍の附票にあつては、記録。以下同じ。）をする。

- 一 戸籍の表示
- 二 氏名
- 三 住所（国外に転出をする旨の第二十四条の規定による届出（次号及び第七号において「国外転出届」という。）をしたことによりいずれの市町村においても住民基本台帳に記録されていない者（以下「国外転出者」という。）にあつては、国外転出者である旨）
- 四 住所を定めた年月日（国外転出者にあつては、その国外転出届に記載された転出の予定年月日）
- 五 出生の年月日
- 六 男女の別
- 七 住民票に記載された住民票コード（国外転出者にあつては、その国外転出届をしたことにより消除された住民票に記載されていた住民票コード。第三十条の三十七及び第三十条の三十八において同じ。）



（戸籍の附票の写しの交付）  
 第二十條（略）

5 2 4  
 （略）

第十二條第二項から第七項までの規定は第一項の請求について、第十二條の二第二項から第五項までの規定は第二項の請求について、第十二條の三第四項から第九項までの規定は前二項の申出について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「総務省令」とあるのは「総務省令・法務省令」と、「住民票の写し又は住民票記載事項証明書」とあるのは「戸籍の附票の写し」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二條第五項	第一項 住民票の写し	第十二條第一項 戸籍の附票の写し
第七條第四号、第五号及び第八号の二から第十四号までに掲げる	同項	第十七條第一号及び第七号に掲げる事項並びに第十七條の二第一項の規定により記載された
第十二條の二第四項	（略） 第一項 住民票の写し	第二十條第一項 （略）
第七條第四号、第五号、第九号から第十二号まで及び第十四号に掲げる	同項	第二十條第二項 戸籍の附票の写し
第十二條の三第七項	（略） 基礎証明事項のほか基礎証明事項以外の事項（第七條第八号の二及び第十三号に掲げる事項を除く。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部が表示された住民票の写し又は基礎証明事項のほか基礎証明事項以外の事項の全部若しくは一部を記載した住民票記載事項証明書	第十七條第二号から第六号までに掲げる事項のほか同條第一号に掲げる事項及び第十七條の二第一項の規定により記載された事項の全部又は一部が表示された第二十條第一項に規定する戸籍の附票の写し

（戸籍の附票の除票の写しの交付）  
 第二十一條の三（略）

5 2 4  
 （略）

第十二條第二項から第七項までの規定は第一項の請求について、第十二條の二第二項から第五項までの規定は第二項の請求について、第十二條の三第四項から第九項までの規定は前二項の申出について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「総務省令」とあるのは「総務省令・法務省令」と、「住民票の写し又は住民票記載事項証明書」とあるのは「戸籍の附票の除票の写し」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
-----	-----	-----

第十二条第五項

第一項	第十二条の三第一項
住民票の写し	戸籍の附票の除票の写し
第七条第四号、第五号及び第八号の二から第十四号までに掲げる	第十七条第一号及び第七号に掲げる事項並びに第十七条の二第二項の規定により記載された

第十二条の二第四項

同項	第二十一条の三第一項
(略)	(略)
第一項	第二十一条の三第二項
住民票の写し	戸籍の附票の除票の写し
第七条第四号、第五号、第九号から第十二号まで及び第十四号に掲げる	第十七条第一号に掲げる事項及び第十七条の二第一項の規定により記載された

第十二条の三第七項

同項	第二十一条の三第二項
(略)	(略)
基礎証明事項のほか基礎証明事項以外の事項(第七条第八号の二及び第十三号に掲げる事項を除く。以下この項において同じ。)の全部若しくは一部が表示された住民票の写し又は基礎証明事項のほか基礎証明事項以外の事項の全部若しくは一部を記載した住民票記載事項証明書	第十七条第二号から第六号までに掲げる事項のほか同条第一号に掲げる事項及び第十七条の二第一項の規定により記載された事項の全部又は一部が表示された第二十一条の三第一項に規定する戸籍の附票の除票の写し

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

第三十条の九の二 機構は、デジタル庁からの番号利用法第二十一条第二項又は第二十一条の二第一項(これらの規定を番号利用法第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による事務の処理に求めがあつたときは、政令で定めるところにより、当該求めに係る者の住民票に記載された住民票コードを提供するものとする。

2 機構は、前項又は第三十条の四十四の二の規定により提供した住民票コードが記載された住民票について当該住民票コードの記載の修正が行われたことを知つたときは、デジタル庁に対し、修正前及び修正後の住民票コードを提供するものとする。

3 前二項に規定する場合において、機構は、機構保存本人確認情報を利用することができる。

(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)

第三十条の十 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、本人確認情報を第三十条の七第一項の規定により通知した都道府県知事が統括する都道府県(以下「通知都道府県」という。)の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報(第一号から第三号までに掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。)を提供するものとする。ただし、

- 一 個人番号を利用することができない場合(個人番号について、当該市町村長その他の市町村の執行機関が番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができない場合)に限り、提供するものとする。
- 二 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて別表第二の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処

- 理に關し求めがあつたとき。
- 二 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関から番号利用法第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務の処理に關し求めがあつたとき。
  - 三 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長から番号利用法第十七条第一項の規定に基づき国外転出者に係る個人番号カードの交付に關する事務の処理に關し求めがあつたとき。
  - 四 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長から住民基本台帳に關する事務の処理に關し求めがあつたとき。
- 二 前項(第四号に係る部分に限る。)の規定による通知都道府県の区域内の市町村の市町村長への機構保存本人確認情報の提供は、総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、特別の求めがあつたときは、この限りでない。

(本人確認情報の利用)

- 第三十条の十五 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事保存本人確認情報(住民票コードを除く。次項において同じ。)を利用することができる。ただし、個人番号については、当該都道府県知事が番号利用法第九条第一項又は第二項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、利用することができるものとする。

一(四) (略)

- 二 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一号に掲げる場合にあつては政令で定めるところにより、第二号に掲げる場合にあつては条例で定めるところにより、都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報を提供することができる。ただし、個人番号については、当該都道府県の執行機関が番号利用法第九条第一項又は第二項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

- 一 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて別表第六の上欄に掲げる事務の処理に關し求めがあつたとき。
- 二 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に關し求めがあつたとき。

- 三 機構は、機構保存本人確認情報を、第三十条の四十二第四項又は第三十条の四十四の十第三項の規定による事務に利用することができる。

4・5 (略)

(報告書の公表)

- 第三十条の十六 機構は、毎年少なくとも一回、第三十条の九及び第三十条の九の二の規定による機構保存本人確認情報及び住民票コードの提供の状況について、総務省令で定めるところにより、報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(本人確認情報等の提供に關する手数料)

- 第三十条の二十三 機構は、第三十条の九又は第三十条の九の二第一項に規定する求めを行う別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人又はデジタル庁から、総務大臣の認可を受けて定める額の手数を徴収することができる。

(本人確認情報の提供及び利用の制限)

- 第三十条の二十五 都道府県知事は、第三十条の十三、第三十条の十五第一項若しくは第二項又は第三十七条第二項の規定により都道府県知事保存本人確認情報を提供し、又は利用する場合を除き、第三十条の六第一項の規定に係る本人確認情報を提供し、又は利用してはならない。

- 二 機構は、第三十条の九から第三十条の十二まで、第三十条の十五第三項から第五項まで又は第三十七条第二項の規定により機構保存本人確認情報又は住民票コードを提供し、又は利用する場合を除き、第三十条の七第一項の規定に係る本人確認情報を提供し、

又は利用してはならない。

第三十条の二十八 第三十条の九、第三十条の十から第三十条の十四まで若しくは第三十条の十五第二項の規定により本人確認情報の提供を受けた市町村長その他の市町村の執行機関、都道府県知事その他の都道府県の執行機関若しくは別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人又は第三十条の九の二の規定により住民票コードの提供を受けたデジタル庁（以下「受領者」という。）がこれらの規定により提供を受けた本人確認情報又は住民票コード（以下「受領した本人確認情報等」という。）の電子計算機処理等を行うに当たっては、受領者は、受領した本人確認情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の当該受領した本人確認情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 (略)

第三十条の三十 第三十条の十から第三十条の十四まで又は第三十条の十五第二項の規定により市町村長その他の市町村の執行機関又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関が提供を受けた本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する市町村又は都道府県の職員又は職員であつた者は、その事務に関して知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

2 第三十条の九又は第三十条の九の二の規定により別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人又はデジタル庁が提供を受けた本人確認情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事する同欄に掲げる国の機関の職員若しくは職員であつた者は、職員であつた者、同欄に掲げる法人の役員若しくは職員若しくはこれらの職にあつた者又はデジタル庁の職員若しくは職員であつた者は、その事務に関して知り得た本人確認情報等に関する秘密又は本人確認情報等の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

3 (略)

第三十条の四十一 市町村長は、戸籍の附票の記載、消滅又は第十七条第二号、第三号及び第五号から第七号までに掲げる事項の全部若しくは一部についての記載の修正を行った場合には、当該戸籍の附票の記載等に係る附票本人確認情報（戸籍の附票に記載されている同条第二号、第三号及び第五号から第七号までに掲げる事項（戸籍の附票の消滅を行った場合には、当該戸籍の附票に記載されていたこれらの事項）並びに戸籍の附票の記載等に関する事項で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を都道府県知事に通知するものとする。

2 (略)

第三十条の四十四の二 機構は、デジタル庁からの番号利用法第二十一条第二項又は第二十一条の二第一項（これらの規定を番号利用法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による事務の処理であつて国外転出者に係るものに関する請求があつたときは、政令で定めるところにより、当該求めに係る者の戸籍の附票に記載された住民票コードを提供するものとする。この場合において、機構は、機構保存附票本人確認情報を利用することができる。

(附票通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への附票本人確認情報の提供)

第三十条の四十四の三 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、附票本人確認情報を第三十条の四十二第一項の規定により通知した都道府県知事が統括する都道府県（以下「附票通知都道府県」という。）の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存附票本人確認情報（第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。



- 2 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一号に掲げる場合にあつては政令で定めるところにより、第二号に掲げる場合にあつては条例で定めるところにより、都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関に対し、都道府県知事保存附票本人確認情報を提供するものとする。
  - 一 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて別表第六の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理であつて国外転出者に係るものに関する請求があつたとき。
  - 二 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて条例で定める事務の処理であつて国外転出者に係るものに関する請求があつたとき。
- 3 都道府県知事は、都道府県知事保存附票本人確認情報（住民票コードに限る。）を、第三十条の十五第一項又は第二項の規定による事務（これらの規定により、前二項の規定により利用し、又は提供する都道府県知事保存附票本人確認情報に係る者の個人番号を利用し、又は提供する場合には限る。）に利用することができる。
- 4 機構は、都道府県知事から第三十条の六第四項の規定による事務の処理に関し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、当該都道府県知事に対し、機構保存附票本人確認情報を提供するものとする。
- 5 (略)
- 6 機構は、機構保存附票本人確認情報（住民票コードに限る。）を、第三十条の九又は第三十条の十から第三十条の十二までの規定による事務（これらの規定により、第三十条の四十四又は前三条の規定により提供される機構保存附票本人確認情報に係る者の個人番号を提供する場合に限る。）に利用することができる。
- 7 (略)
- 8 (略)

(報告書の公表)  
 第三十条の四十四の七 機構は、毎年少なくとも一回、第三十条の四十四及び第三十条の四十四の二の規定による機構保存附票本人確認情報及び住民票コードの提供の状況について、総務省令で定めるところにより、報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(附票本人確認情報の提供に関する手数料)  
 第三十条の四十四の十一 機構は、第三十条の四十四又は第三十条の四十四の二に規定する求めを行う別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人又はデジタル庁から、総務大臣の認可を受けて定める額の手数料を徴収することができる。

(附票本人確認情報の保護)  
 第三十条の四十四の十二 前章第四節（第三十条の三十七から第三十条の三十九までを除く。）の規定は、附票本人確認情報の保護について準用する。この場合において、これらの規定中「受領者」とあるのは「附票情報受領者」と、「受領した本人確認情報等」とあるのは「受領した附票本人確認情報等」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十条の二十五第一項 (略)	(略)	(略)
第三十条の二十五第二項	第三十条の十三、第三十条の十五第一項若しくは第二項又は第三十七条第二項	第三十条の四十四の六第一項から第三項まで
	都道府県知事保存附票本人確認情報	都道府県知事保存附票本人確認情報
	第三十条の六第一項	第三十条の四十一第一項
第三十条の二十五第二項	第三十条の九から第三十条の十二まで、第三十条の十五第三項から第五項まで又は第三十七条	第三十条の四十四から第三十条の四十四の五まで又は第三十条の四十四の六第四項から第八項まで

		第二項 機構保存本人確認情報	機構保存附票本人確認情報
		第三十条の七第一項 (略)	第三十条の四十二第一項 (略)
		第三十条の九、第三十条の十から第三十条の十四まで若しくは第三十条の十五第二項 第三十条の九の二 (略)	第三十条の四十四、第三十条の四十四の三から第三十条の四十四の五まで若しくは第三十条の四十四の六第二項若しくは第四項 第三十条の四十四の二 (略)
		第三十条の三十第一項 (略)	第三十条の四十四の三から第三十条の四十四の五まで又は第三十条の四十四の六第二項若しくは第四項
		第三十条の三十第二項 第三十条の九又は第三十条の九の二 本人確認情報等 (略)	第三十条の四十四又は第三十条の四十四の二 附票本人確認情報等 (略)

第三十条の四十五 日本国籍を有しない者のうち次の表の上欄に掲げるものであつて市町村の区域内に住所を有するもの（以下「外国人住民」という。）に係る住民票には、第七条の規定にかかわらず、同条各号（第五号、第六号及び第九号を除く。）に掲げる事項、国籍等（国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下この章において「入管法」という。）第二条第五号ロに規定する地域をいう。以下同じ。）、外国人住民となつた年月日（外国人住民が同表の上欄に掲げる者となつた年月日又は住民となつた年月日のうち、いずれか遅い年月日をいう。以下同じ。）及び同表の上欄に掲げる者の区分に應じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項について記載をする。

(表 略)

第三十条の五十一 出入国在留管理庁長官は、入管法及び入管特例法に定める事務を管理し、又は執行するに当たつて、外国人住民について

第七号第一号から第三号までに掲げる事項、国籍等又は第三十条の四十五の表の下欄に掲げる事項に変更があつたこと又は誤りがあることを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該外国人住民が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に通知しなければならない。

第三十条の五十二 (外国人住民についての適用の特例)  
同表の下欄に掲げる字句とする。

		第十二条の二第一項 (略)	第八号まで、第九号から第十二号まで及び第十四号 (略)	第四号まで、第七号、第八号、第十号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項、第三十条の四十五に規定する国籍等及び外国人住民となつた年月日並びに同条の表の下欄 (略)
--	--	------------------	--------------------------------	---

第十二条の三第一項	及び第六号から第八号までに掲げる事項	、第七号及び第八号に掲げる事項並びに第三十条の四十五に規定する外国人住民となつた年月日
第十五条の四第二項 (略)	第八号まで、第九号から第十二号まで及び第十四号	第四号まで、第七号、第八号、第十号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項、第三十条の四十五に規定する国籍等及び外国人住民となつた年月日並びに同条の表の下欄
第十五条の四第三項	及び第六号から第八号までに掲げる事項	、第七号及び第八号に掲げる事項並びに第三十条の四十五に規定する外国人住民となつた年月日

第四十二条 第三十条の二十六又は第三十条の三十(これらの規定を第三十条の四十四の十二において準用する場合を含む。 )の規定に違反して秘密を漏らした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 次に掲げる者であつて、その事務に関して知り得た事項を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したものに依りて(略)
  - ト 受領した本人確認情報等又は受領した附票本人確認情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事する受領者又は第三十条の四十四の十二において準用する第三十条の二十八第一項に規定する附票情報受領者の職員又は職員であつた者
  - チ 受領者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。 )を受けて行う受領した本人確認情報等又は第三十条の四十四の十二において準用する第三十条の二十八第一項に規定する受領した附票本人確認情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者

第四十七条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした機構の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十条の十八(第三十条の四十四の八において準用する場合を含む。 )の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
- 二 第三十条の二十第一項(第三十条の四十四の八において準用する場合を含む。 )の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第五十一条 偽りその他不正の手段により第三十条の三十二第二項(第三十条の四十四の十二において準用する場合を含む。 )の規定による開示を受けた者は、十万円以下の過料に処する。

別表第一(第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十、第三十条の四十四、第三十条の四十一、第三十条の四十四の十二関係)

提供を受ける国の機関又は法人 一(十五の三) (略)	事務 (略)
十六 総務省	恩給法(大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。 )による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十七・十八 (略)	(略)
十九 地方公務員共済組合及び 全国市町村職員共済組合連合	地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)第五十三条第一項の短期給付若しくは同法第七十六条の退職等年金給付の支給若しくは同法第一百二十二条第一項若しくは第一百二十二条の二第



会		
二十〇二十九 法務省 (略)	二十〇二十九 法務省 (略)	一 項の福祉事業の実施、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号）第三条第一項、第二項、第四項若しくは第七項若しくは第三条の二の年金である給付の支給又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第六十条第五項、第六十一条第一項若しくは第六十五条第一項の年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三十一〇三十九 法務省 (略)	三十一〇三十九 法務省 (略)	司法試験法（昭和二十四年法律第四百十号）による司法試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十 法務省 (略)	四十 法務省 (略)	出入国管理及び難民認定法による同法第七条の二第一項の交付又は同法第二十条第三項（同法第十二条の二第三項（同法第二十二条の三において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）若しくは第二十一条第三項の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十の二〇四十の四 外務省 (略)	四十の二〇四十の四 外務省 (略)	旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）による同法第三条第一項の発給、同法第九条第一項の渡航先の追加又は同法第十七条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十二 国家公務員共済組合連 合会 (略)	四十二 国家公務員共済組合連 合会 (略)	国家公務員共済組合法第七十四条の退職等年金給付の支給、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）第三条の年金である給付の支給又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十六条第五項、第三十七条第一項若しくは第四十一条第一項の年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十三〇四十七の六 日本私立学校振興・共 済事業団 (略)	四十三〇四十七の六 日本私立学校振興・共 済事業団 (略)	私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十条第一項の短期給付若しくは同条第二項の退職等年金給付の支給若しくは同法第二十六条第一項若しくは第二項の福祉事業の実施又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第七十八条第三項若しくは第七十九条の年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十九〇五十七 厚生労働省 (略)	四十九〇五十七 厚生労働省 (略)	医師法（昭和二十三年法律第二百一号）による同法第二条の医師の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の二 厚生労働省	五十七の二 厚生労働省	歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）による同法第二条の歯科医師の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の三 厚生労働省	五十七の三 厚生労働省	保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）による同法第七条第一項の保健師の免許、同条第二項の助産師の免許又は同条第三項の看護師の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の五・五十七の六 厚生労働省 (略)	五十七の五・五十七の六 厚生労働省 (略)	診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）による同法第三条の診療放射線技師の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の七 厚生労働省 (略)	五十七の七 厚生労働省 (略)	
五十七の八 厚生労働省 (略)	五十七の八 厚生労働省 (略)	

五十七の九	厚生労働省	臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）による同法第三条の臨床検査技師の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の十	厚生労働省	理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第三十七号）による同法第三条の理学療法士又は作業療法士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の十一	厚生労働省	視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）による同法第三条の視能訓練士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の十二～五十七の十五	(略)	(略)
五十七の十六	厚生労働省又はあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第三条の二十三第一項に規定する指定登録機関	あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律による同法第二条第一項のあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゆう師の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の二十二	厚生労働省	(略)
五十八・五十九	(略)	(略)
五十九の二	厚生労働省	栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）による同法第二条第三項の管理栄養士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六十・六十一	(略)	(略)
六十二	厚生労働省又は作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第三十二条の第二項に規定する指定登録機関	作業環境測定法による作業環境測定士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六十三～七十の二	(略)	(略)
七十一	厚生労働省又は職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十七条第一項に規定する指定試験機関	職業能力開発促進法による技能検定の合格証書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十一の二～七十一の五	(略)	(略)
七十一の六	厚生労働省又は社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第三十五条第一項に規定する指定登録機関	社会福祉士及び介護福祉士法による同法第二十八条の社会福祉士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十一の七～七十一の八	(略)	(略)

<p>七十一の九 厚生労働省又は精神保健福祉士法（平成九年法律第三十一号）第三十五条第一項に規定する指定登録機関</p>	<p>精神保健福祉士法による同法第二十八条の精神保健福祉士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>七十一の十 文部科学省、厚生労働省又は公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）第三十六条第一項に規定する指定登録機関</p>	<p>公認心理師法による同法第二十八条の公認心理師の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>七十二の七十七の十三（略） 七十七の十四 全国社会保険労務士会連合会 七十七の十五、百七の二（略）</p>	<p>（略） 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）による同法第十四条の二第一項の社会保険労務士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>百八 国土交通省 百九、百十二（略） 百十三 国土交通省</p>	<p>建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）による同法第七十七条の五十八第一項若しくは第七十七条の六十の登録又は同法第七十七条の六十一の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>百十四、百二十一（略） 百二十一の二 防衛省</p>	<p>道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）による同法第十二条第一項の変更登録、同法第五十九条第一項の新規検査、同法第六十七条第一項の変更記録、同法第七十一条第四項の交付又は同法第九十七条の三第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>百二十二、百二十三（略） 別表第一（第三十条の十、第三十条の四十四の三関係）</p>	<p>防衛省の職員の給与等に関する法律による同法第二十二條第一項の給付又は支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>一、五（略） 五の二 市町村長</p>	<p>水道法（昭和三十三年法律第七十七号）による同法第二十五条の二第一項（同法第二十五条の三の二第四項において準用する場合を含む。）の申請又は同法第二十五条の七の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>五の三 市町村長</p>	<p>児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）による同法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費、同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費、同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費、同法第二十四条の二十六第一項の障害児相談支援給付費若しくは同法第二十四条の二十七第一項の特例障害児相談支援給付費の支給、同法第二十一条の六の障害福祉サービスの提供、同法第二十四条第</p>



		特定医療費の支給又は同法第二十八条第二項の指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの (略)
六〇七 (略)		
七の二 都道府県知事		児童福祉法による同法第六条の四第一号の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録若しくは同条第三号の里親の認定、同法第十一条第一号の登録、同法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病及び判定、同法第十八条の十八第一項の保育士の登録、同法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病の療費の支給、同法第十九条の二十二第四項の小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第三十三条の六第一項の児童自立生活援助の実施又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定若しくは同条第二項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの (略)
七の三〇七の八 (略)		
七の九 都道府県知事		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による同法第二十七条第一項若しくは第二項の診察、同法第二十九条第一項若しくは第二十九条の二第一項の入院措置、同法第三十一条の費用の徴収、同法第三十八条の四の退院等の請求又は同法第四十五条第二項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの (略)
七の十〇七の十二 (略)		
七の十三 都道府県知事		介護保険法による同法第六十九条の二第一項の介護支援専門員の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの (略)
七の十四〇二十一の二 (略)		
二十一の三 都道府県知事		通訳案内士法による同法第五十七条において準用する同法第十八条の登録、同法第五十七条において準用する同法第二十三条第一項の届出又は同法第五十七条において準用する同法第二十四条の再交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの (略)
二十二〇二十九 (略)		
別表第四(第三十条の十二、第三十条の四十四の五関係)	事務	
提供を受ける通知都道府県及び附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関		
一〇四の十五 (略)		
四の十六 指定都市の長		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による同法第二十七条第一項若しくは第二項の診察、同法第二十九条第一項若しくは第二十九条の二第一項の入院措置、同法第三十一条の費用の徴収、同法第三十八条の四の退院等の請求又は同法第四十五条第二項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務のうち、同法第五十一条の二第一項の規定により指定都市の長が行うこととされたもの (略)
四の十七〇十 (略)		
別表第五(第三十条の十五、第三十条の四十四の六関係)		
一〇三の二 (略)		

四 恩給法(他の法律において準用する場合を含む。)による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

四の二、六の二（略）  
 六の三 保健師助産師看護師法による同法第八条の准看護師の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの  
 六の四・六の五（略）  
 六の六 難病の患者に対する医療等に関する法律による同法第五条第一項の特定医療費の支給又は同法第二十八条第二項の指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの  
 七、八（略）  
 八の二 児童福祉法による同法第六条の四第一号の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録若しくは同条第三号の里親の認定、同法第十一条第一項第二号ハの児童及びその家庭についての調査及び判定、同法第十八条の十八第一項の保育士の登録、同法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第十九条の二十二第四項の小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第三十三条の六第一項の児童自立生活援助の実施又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定若しくは同条第二項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの  
 八の三、九の五（略）  
 九の六 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による同法第二十七条第一項若しくは第二項の診察、同法第二十九条第一項若しくは第二十九条の二第一項の入院措置、同法第三十一条の費用の徴収、同法第三十八条の四の退院等の請求又は同法第四十五条第二項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの  
 九の七、十の二（略）  
 十の三 介護保険法による同法第六十九条の二第一項の介護支援専門員の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの  
 十の四、三十四（略）  
 別表第六（第三十条の十五、第三十条の四十四の六関係）

提供を受ける都道府県知事以外の都道府県の執行機関	事務
一 都道府県知事以外の執行機関	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による同法第十条の特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二 教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による同法第二条第一項の特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三 教育委員会	学校保健安全法による同法第二十四条の医療に要する費用についての援助に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四 教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による同法第六条第一項の就学支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五 都道府県知事以外の執行機関	児童手当法による同法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する同法第八条第一項の児童手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第 号）（抄）

（住民基本台帳法の一部改正）

第四条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。  
 （略）

別表第二の五の三十五の項の次に次のように加える。

五の三十六	市町村長	農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）による同法第四十二条第一項の命令に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の三十七	農業委員会	農地法による同法第三十二条第一項若しくは第三十三条第一項の利用意向調査の実施又は同法第五十二条の二第一項の農地台帳の作成に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の三十八	農業委員会	農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）による同法第二十二條の二第二項の探索に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の三十九	市町村長	森林法による同法第九十一条の四第一項の林地台帳の作成に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の四十	市町村長	森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）による同法第四条第一項の経営管理権集積計画の作成、同法第五条の経営管理意向調査の実施、同法第十条若しくは第二十四条の探索、同法第三十五条第一項の経営管理実施権配分計画の作成又は同法第四十二条第一項の命令に関する事務であつて総務省令で定めるもの

（略）  
別表第四の四の三十五の項の次に次のように加える。

四の三十六	市町村長	農地法による同法第四十二条第一項の命令に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の三十七	農業委員会	農地法による同法第三十二条第一項若しくは第三十三条第一項の利用意向調査の実施又は同法第五十二条の二第一項の農地台帳の作成に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の三十八	農業委員会	農地中間管理事業の推進に関する法律による同法第二十二條の二第二項の探索に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の三十九	市町村長	森林法による同法第九十一条の四第一項の林地台帳の作成に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の四十	市町村長	森林経営管理法による同法第四条第一項の経営管理権集積計画の作成、同法第五条の経営管理意向調査の実施、同法第十条若しくは第二十四条の探索、同法第三十五条第一項の経営管理実施権配分計画の作成又は同法第四十二条第一項の命令に関する事務であつて総務省令で定めるもの

（略）

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条及び第四条の規定並びに次条並びに附則第七条及び第二十条の規定 公布の日から起算して三月を経過した日
- 二・三 （略）

・地方自治法の一部を改正する法律（令和五年法律第 号）（抄）

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第八十九条及び第九十四条の改正規定並びに次条第二項及び第四項（同条第二項に係る部分に限る。）並びに附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(住民基本台帳法の一部改正)  
第十条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。  
別表第二の五の三の項及び別表第四の四の三の項中「同条第七項若しくは第八項」を「同条第六項若しくは第七項」に改める。

・恩給法(大正十二年法律第四十八号)(抄)

第二条 本法ニ於テ恩給トハ普通恩給、増加恩給、傷病賜金、一時恩給、扶助料及一時扶助料ヲ謂フ  
② 普通恩給、増加恩給及扶助料ハ年金トシ傷病賜金、一時恩給及一時扶助料ハ一時金トス

第十二条 恩給ヲ受クルノ権利ハ総務大臣之ヲ裁定ス

・行政書士法(昭和二十六年法律第四号)(抄)

(登録)  
第六条 行政書士となる資格を有する者が、行政書士となるには、行政書士名簿に、住所、氏名、生年月日、事務所の名称及び所在地その他日本行政書士会連合会の会則で定める事項の登録を受けなければならない。

2 (略)  
3 行政書士名簿の登録は、日本行政書士会連合会が行う。

・地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)(抄)

(給付の決定及び裁定)  
第四十二条 短期給付及び退職等年金給付を受ける権利はその権利を有する者(以下「受給権者」という。)の請求に基づいて組合(退職等年金給付で指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合に係るものにあつては、市町村連合会。次項、第四十九条第一項、第五十条、この章第三節、第九九条、第四四四條の二十五及び第四四四條の二十五の二において同じ。)が決定し、厚生年金保険給付を受ける権利は厚生年金保険法第三十三條の規定によりその権利を有する者の請求に基づいて組合(指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合)があつては、市町村連合会)が裁定する。  
2 (略)

(福祉事業)

第百十二条 組合(市町村連合会を含む。以下この条において同じ。)は、組合員の福祉の増進に資するため、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 組合員及びその被扶養者(以下この条において「組合員等」という。)の健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る組合員等の自助努力についての支援その他の組合員等の健康の保持増進のために必要な事業(次条に規定するものを除く。)
- 二 組合員の保健、保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営
- 三 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け
- 四 組合員の貯金の受入れ又はその運用
- 五 組合員の臨時の支出に対する貸付け
- 六 組合員の需要する生活必需物資の供給



六 その他組合員の福祉の増進に資する事業で定款で定めるもの  
2 8 (略)

附則

(日本国籍を有しない者に対する一時金の支給)

第十九条の二 当分の間、組合員期間が一年以上である日本国籍を有しない者であり、かつ、退職している者(第四十二条第一項の規定による退職等年金給付の請求を行つた者を除く。)であつて、当該組合員期間に係る厚生年金保険法附則第二十九条第一項の規定による脱退一時金の支給を請求したものは、一時金の支給を請求することができる。ただし、その者が公務障害年金その他政令で定める給付を受ける権利を有したことがあるときは、この限りでない。

2 前項の請求があつたときは、その請求をした者に一時金を支給する。

3 5 (略)

6 第二項の規定による一時金は、第四十二条第一項、第四十七条第一項、第三項及び第四項、第四十九条第一項、第八十五条、第一百七条、第二百十条並びに第四百四十四条の二十六第一項の規定の適用については、退職等年金給付とみなす。

・司法試験法(昭和二十四年法律第四百十号)(抄)

(司法試験予備試験)

第五条 司法試験予備試験(以下「予備試験」という。)は、司法試験を受けようとする者が前条第一項第一号に掲げる者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とし、短答式及び論文式による筆記並びに口述の方法により行う。

2 5 (略)

(司法試験等の実施)

第七条 司法試験及び予備試験は、それぞれ、司法試験委員会が毎年一回以上行うものとし、その期日及び場所は、あらかじめ官報をもつて公告する。

・出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)(抄)

(在留資格の変更)

第二十条 在留資格を有する外国人は、その者の有する在留資格(これに伴う在留期間を含む。以下第三項まで及び次条において同じ。)の変更(高度専門職の在留資格(別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イからハまでに係るものに限る。)を有する者については、法務大臣が指定する本邦の公私の機関又は特定産業分野の変更を含み、特定活動の在留資格を有する者については、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動の変更を含む。)を受けることができる。

2 前項の規定により在留資格の変更を受けようとする外国人は、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し在留資格の変更を申請しなければならない。ただし、永住者の在留資格への変更を希望する場合は、第二十二条第一項の定めるところによらなければならない。

3 前項の申請があつた場合には、法務大臣は、当該外国人が提出した文書により在留資格の変更を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、これを許可することができる。ただし、短期滞在の在留資格をもつて在留する者の申請については、やむを得ない特別の事情に基づくものでなければ許可しないものとする。

4 6 (略)

(在留期間の更新)

- 第二十一条 本邦に在留する外国人は、現に有する在留資格を変更することなく、在留期間の更新を受けることができる。
- 2 前項の規定により在留期間の更新を受けようとする外国人は、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し在留期間の更新を申請しなければならない。
- 3 前項の規定による申請があつた場合には、法務大臣は、当該外国人が提出した文書により在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、これを許可することができる。
- 4 (略)

(永住許可)

- 第二十二条 在留資格を変更しようとする外国人で永住者の在留資格への変更を希望するものは、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し永住許可を申請しなければならない。
- 2 前項の申請があつた場合には、法務大臣は、その者が次の各号に適合し、かつ、その者の永住が日本国の利益に合すると認められたときに限り、これを許可することができる。ただし、その者が日本人、永住許可を受けている者又は特別永住者の配偶者又は子である場合においては、次の各号に適合することを要しない。
  - 一 素行が善良であること。
  - 二 独立の生計を営むに足りる資産又は技能を有すること。
- 3 (略)
- 4 (略)

(在留資格の取得)

- 第二十三条の二 日本の国籍を離脱した者又は出生その他の事由により前章に規定する上陸の手続を経ることなく本邦に在留することとなる外国人は、第二条の二第一項の規定にかかわらず、それぞれ日本の国籍を離脱した日又は出生その他当該事由が生じた日から六十日を限り、引き続き在留資格を有することなく本邦に在留することができる。
  - 2 前項に規定する外国人で同項の期間をこえて本邦に在留しようとするものは、日本の国籍を離脱した日又は出生その他当該事由が生じた日から三十日以内に、法務省令で定めるところにより、法務大臣に対し在留資格の取得を申請しなければならない。
  - 3 第二十条第三項本文、第四項及び第五項の規定は、前項に規定する在留資格の取得の申請(永住者の在留資格の取得の申請を除く。)の手続について準用する。この場合において、同条第三項本文中「在留資格の変更」とあるのは、「在留資格の取得」と読み替えるものとする。
  - 4 前条の規定は、第二項に規定する在留資格の取得の申請中永住者の在留資格の取得の申請の手続に準用する。この場合において、同条第一項中「変更しよう」とあるのは「取得しよう」と、「在留資格への変更」とあるのは「在留資格の取得」と読み替えるものとする。
- 第二十三条の三 前条第二項から第四項までの規定は、第十八条の二第一項に規定する一時庇護のための上陸の許可を受けた外国人で別表第一又は別表第二の上欄の在留資格のいずれかをもつて在留しようとするものに準用する。この場合において、前条第二項中「日本の国籍を離脱した日又は出生その他当該事由が生じた日から三十日以内」とあるのは、「当該上陸の許可に係る上陸期間内」と読み替えるものとする。

(在留資格の取消し)

第二十三条の四 法務大臣は、別表第一又は別表第二の上欄の在留資格をもつて本邦に在留する外国人(第六十一条の二第一項の難民の認定を受けている者を除く。)について、次の各号に掲げるいずれかの実事が判明したときは、法務省令で定める手続により、当該外国人が現に有する在留資格を取り消すことができる。

- 一 偽りその他の不正の手段により、当該外国人が第五条第一項各号のいずれにも該当しないものとして、前章第一節又は第二節の規定による上陸許可の証印（第九条第四項の規定による記録を含む。次号において同じ。）又は許可を受けたこと。
- 二 前号に掲げるもののほか、偽りその他の不正の手段により、上陸許可の証印等（前章第一節若しくは第二節の規定による上陸許可の証印若しくは許可（在留資格の決定を伴うものに限る。）又はこの節の規定による許可をいい、これらが二以上ある場合には直近のものをいうものとする。以下この項において同じ。）を受けたこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、不実の記載のある文書又は図画の提出又は提示により旅券を受けた査証を含む。）又は図画の提出又は提示により、上陸許可の証印等を受けたこと。
- 四 偽りその他の不正の手段により、第五十条第一項又は第六十一条の二の二第二項の規定による許可を受けたこと（当該許可の後、これらの規定による許可又は上陸許可の証印等を受けた場合を除く。）。
- 五 別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者が、当該在留資格に応じ同表の下欄に掲げる活動を行つておらず、かつ、他の活動を行ない又は行おうとして在留していること（正当な理由がある場合を除く。）。
- 六 別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者が、当該在留資格に応じ同表の下欄に掲げる活動を継続して三月（高度専門職の在留資格（別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。）をもつて在留する者にあつては、六月）以上行わないで在留していること（当該活動を行わないで在留していることにつき正当な理由がある場合を除く。）。
- 七 日本人の配偶者等の在留資格（日本人の配偶者の身分を有する者（兼ねて日本人の子として出生した者の身分を有する者を除く。）に係るものに限る。）をもつて在留する者又は永住者の配偶者等の在留資格（永住者等の配偶者の身分を有する者（兼ねて永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者の身分を有する者を除く。）に係るものに限る。）をもつて在留する者が、その配偶者の身分を有する者としての活動を継続して六月以上行わないで在留していること（当該活動を行わないで在留していることにつき正当な理由がある場合を除く。）。
- 八 前章第一節若しくは第二節の規定による上陸許可の証印若しくは許可、この節の規定による許可又は第五十条第一項若しくは第六十一条の二の二第二項の規定による許可を受けて、新たに中长期在留者となつた者が、当該上陸許可の証印又は許可を受けた日から九十日以内に、出入国在留管理庁長官に、居住地の届出をしないこと（届出をしないことにつき正当な理由がある場合を除く。）。
- 九 中长期在留者が、出入国在留管理庁長官に届け出た居住地から退去した場合において、当該退去の日から九十日以内に、出入国在留管理庁長官に、新住居地の届出をしないこと（届出をしないことにつき正当な理由がある場合を除く。）。
- 十 中长期在留者が、出入国在留管理庁長官に、虚偽の住居地を届け出たこと。

・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）（抄）

（特別永住許可）

- 第四条 平和条約国籍離脱者の子孫で出生その他の事由により入管法第三章に規定する上陸の手續を経ることなく本邦に在留することとなるものは、出入国在留管理庁長官の許可を受けて、この法律に定める特別永住者として、本邦で永住することができる。
- 2 4 （略）

- 第五条 平和条約国籍離脱者又は平和条約国籍離脱者の子孫で入管法別表第二の上欄の在留資格（永住者の在留資格を除く。）をもつて在留するものは、出入国在留管理庁長官の許可を受けて、この法律に定める特別永住者として、本邦で永住することができる。
- 2 3 （略）

- (特別永住者証明書の交付)  
第七条 出入国在留管理庁長官は、特別永住者に対し、特別永住者証明書を交付するものとする。  
2・3 (略)

・旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）（抄）

(外国滞在の届出)  
第十六条 旅券の名義人で外国に住所又は居所を定めて三月以上滞在するものは、外務省令で定めるところにより、当該地域に係る領事官に届け出なければならない。

・国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）

(給付の決定及び裁定)

第三十九条 短期給付及び退職等年金給付を受ける権利はその権利を有する者（以下「受給権者」という。）の請求に基づいて組合（退職等年金給付にあつては、連合会。次項、第四十六条第一項、第四十七条、第九十五条及び第百十三条において同じ。）が決定し、厚生年金保険給付を受ける権利は厚生年金保険法第三十三条の規定によりその権利を有する者の請求に基づいて連合会が裁定する。  
2 (略)

#### 附 則

(日本国籍を有しない者に対する一時金の支給)

第十三条の二 当分の間、組合員期間が一年以上である日本国籍を有しない者であり、かつ、退職している者（第三十九条第一項の規定による退職等年金給付の請求を行った者を除く。）であつて、当該組合員期間に係る厚生年金保険法附則第二十九条第一項の規定による脱退一時金の支給を請求したものは、一時金の支給を請求することができる。ただし、その者が公務障害年金その他政令で定める給付を受ける権利を有したことがあるときは、この限りでない。

2 前項の請求があつたときは、その請求をした者に一時金を支給する。

3 5 (略)

6 第二項の規定による一時金は、第三十九条第一項、第四十四条第一項、第三項及び第四項、第四十六条第一項、第七十五条の九、第百三条、第百六条並びに第百十五条第一項の規定の適用については、退職等年金給付とみなす。

・私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）（抄）

(給付)

第二十条 (略)

2 この法律による退職等年金給付は、次のとおりとする。

- 一 退職年金
  - 二 職務障害年金
  - 三 職務遺族年金
- 3 (略)

(国家公務員共済組合法の準用)



2 (略)

第十六条の四 厚生労働大臣は、第十六条の二第一項の規定による臨床研修を修了した者について、その申請により、臨床研修を修了した旨を歯科医籍に登録する。

2 (略)

・死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）（抄）

第二条 死体の解剖をしようとする者は、あらかじめ、解剖をしようとする地の保健所長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 死体の解剖に関し相当の学識技能を有する医師、歯科医師その他の者であつて、厚生労働大臣が適当と認定したものが解剖する場合

二・三 (略)

・保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）（抄）

第七条 (略)

2 (略)

3 看護師になろうとする者は、看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

第十七条 保健師国家試験、助産師国家試験、看護師国家試験又は准看護師試験は、それぞれ保健師、助産師、看護師又は准看護師として必要な知識及び技能について、これを行う。

第十八条 保健師国家試験、助産師国家試験及び看護師国家試験は、厚生労働大臣が、准看護師試験は、都道府県知事が、厚生労働大臣の定める基準に従い、毎年少なくとも一回これを行う。

・歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）（抄）

第十条 試験は、歯科衛生士として必要な知識及び技能について、これを行う。

第十一条 試験は、厚生労働大臣が、毎年少くとも一回これを行う。

第十二条の四 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

2 (略)

・診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）（抄）

(試験の目的)

第十七条 試験は、診療放射線技師として必要な知識及び技能について行う。

(試験の実施)  
第十八条 試験は、厚生労働大臣が行う。

・歯科技工士法(昭和三十年法律第百六十八号)(抄)

(試験の目的)  
第十一条 試験は、歯科技工士として必要な知識及び技能について行う。

(試験の実施)  
第十二条 試験は、厚生労働大臣が、毎年少なくとも一回行う。

(指定試験機関の指定)  
第十五条の三 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行わせることができる。  
2 (略)

・臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)(抄)

(試験の目的)  
第十一条 試験は、第二条に規定する検査に必要な知識及び技能(同条に規定する検査のための血液を採取する行為で政令で定めるもの(以下「採血」という。))及び同条に規定する検査のための検体(血液を除く。)を採取する行為で政令で定めるもの(第二十條の二第一項第二号において「検体採取」という。)に必要な知識及び技能を含む。以下同じ。)について行う。

(試験の実施)  
第十二条 試験は、厚生労働大臣が毎年少なくとも一回行う。

・臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十九号)(抄)

附則

(衛生検査技師の業務の継続等)  
第三条 (略)

2 (略)  
3 第一項に規定する者については、旧法第五条、第六条第二項、第八条から第十条まで、第十八条、第十九条、第二十条の二の二、第二十三条及び第二十四条第一号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧法第八条第一項中「第四条」とあるのは「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十九号。以下「平成十七年改正法」という。))による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(以下「旧法」という。))第四条」と、旧法第二十条の二の二中「この法律」とあるのは「平成十七年改正法附則第三条第三項の規定によりなおその効力を有することとされた旧法並びに平成十七年改正法附則第二条及び第三条」とする。

・臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）（臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十九号）による改正前）（抄）

（臨床検査技師名簿及び衛生検査技師名簿）

第五条 厚生労働省に臨床検査技師名簿及び衛生検査技師名簿を備え、免許に関する事項を登録する。

・理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）（抄）

（試験の目的）

第九条 理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験は、理学療法士又は作業療法士として必要な知識及び技能について行なう。

（試験の実施）

第十条 理学療法士国家試験及び作業療法士国家試験は、毎年少なくとも一回、厚生労働大臣が行なう。

・視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）（抄）

（試験の目的）

第十条 試験は、視能訓練士として必要な知識及び技能について行なう。

（試験の実施）

第十一条 試験は、毎年少なくとも一回、厚生労働大臣が行なう。

・臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）（抄）

（試験の目的）

第十条 試験は、臨床工学技士として必要な知識及び技能について行なう。

（試験の実施）

第十一条 試験は、毎年一回以上、厚生労働大臣が行なう。

（指定試験機関の指定）

第十七条 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

2（略）

・義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）（抄）

（試験の目的）

第十条 試験は、義肢装具士として必要な知識及び技能について行なう。



(試験の実施)  
第十一条 試験は、毎年一回以上、厚生労働大臣が行う。

(指定試験機関の指定)  
第十七条 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。  
2（略）

・救急救命士法（平成三年法律第三十六号）（抄）

(試験)  
第三十条 試験は、救急救命士として必要な知識及び技能について行う。

(試験の実施)  
第三十一条 試験は、毎年一回以上、厚生労働大臣が行う。

(指定試験機関の指定)  
第三十七条 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。  
2（略）

・言語聴覚士法（平成九年法律第三百三十二号）（抄）

(試験)  
第二十九条 試験は、言語聴覚士として必要な知識及び技能について行う。

(試験の実施)  
第三十条 試験は、毎年一回以上、厚生労働大臣が行う。

(指定試験機関の指定)  
第三十六条 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。  
2（略）

・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）（抄）

第二条 免許は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この項の規定により文部科学大臣の認定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）で、三年以上、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の認定した学校又は次の各号に掲げる者の認定した当該各号に定める養成施設において解剖学、生理学、病理学、衛生学その他あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師と

なるのに必要な知識及び技能を修得したものであつて、厚生労働大臣の行うあん摩マッサージ指圧師国家試験、はり師国家試験又はきゆう師国家試験（以下「試験」という。）に合格した者に対して、厚生労働大臣が、これを与える。

一 厚生労働大臣 あん摩マッサージ指圧師の養成施設、あん摩マッサージ指圧師及びはり師の養成施設、あん摩マッサージ指圧師及びきゆう師の養成施設又はあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師の養成施設

② ⑩ 都道府県知事 はり師の養成施設、きゆう師の養成施設又ははり師及びきゆう師の養成施設（略）

第三条の四 厚生労働大臣は、厚生労働省令の定めるところにより、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

② ④ （略）

・柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）（抄）

（試験の実施）

第十条 試験は、柔道整復師として必要な知識及び技能について、厚生労働大臣が行う。

（指定試験機関の指定）

第十三条の三 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

2 （略）

・栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）（抄）

第五条の二 厚生労働大臣は、毎年少なくとも一回、管理栄養士として必要な知識及び技能について、管理栄養士国家試験を行う。

・調理師法（昭和三十三年法律第四百十七号）（抄）

（調理師の免許）

第三条 調理師の免許は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その申請に基づいて都道府県知事が与える。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条（高等学校の入学資格）に規定する者で、都道府県知事の指定する調理師養成施設において、一年以上、調理、栄養及び衛生に関して調理師たるに必要な知識及び技能を修得したもの

二 学校教育法第五十七条に規定する者で、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で厚生労働省令の定めるところにおいて二年以上調理の業務に従事した後、調理師試験に合格したもの

（調理師試験）

第三条の二 調理師試験は、厚生労働大臣の定める基準により、調理、栄養及び衛生に関して必要な知識及び技能について、都道府県知事が行う。

2 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、一般社団法人又は一般財団法人であつて、調理師試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものとして厚生労働大臣があらかじめ指定する者（以下「指定試験機関」という。）に試験事務の全部又は一部を行わせることができる。

3 5 (略)

(調理技術の審査)

第八条の三 厚生労働大臣は、調理師の資質の向上に資するため、調理技術に関する審査を行うことができる。

2 厚生労働大臣は、前項の調理技術に関する審査の事務で厚生労働省令の定めるものをその指定する団体に委託することができる。

3 (略)

・製菓衛生師法(昭和四十一年法律第百十五号)(抄)

(免許)

第三条 製菓衛生師の免許(以下「免許」という。)は、製菓衛生師試験に合格した者に対して与える。

(製菓衛生師試験)

第四条 製菓衛生師試験は、厚生労働大臣の定める基準に基づき、製菓衛生師となるのに必要な知識について、都道府県知事が行なう。

2 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、一般社団法人又は一般財団法人であつて、製菓衛生師試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を適正かつ確実に実施することができると認められるものとして厚生労働大臣があらかじめ指定する者(以下「指定試験機関」という。)に試験事務の全部又は一部を行わせることができる。

3 4 (略)

・建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)(抄)

(建築物環境衛生管理技術者免状)

第七条 建築物環境衛生管理技術者免状は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、厚生労働大臣が交付する。

一 厚生労働省令で定める学歴及び実務の経験を有する者又は厚生労働省令の定めるところによりこれと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者で、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習会(以下「講習会」という。)の課程を修了したもの

2 5 (略)

(建築物環境衛生管理技術者試験)

第八条 建築物環境衛生管理技術者試験は、建築物の維持管理に関する環境衛生上必要な知識について行なう。

2 建築物環境衛生管理技術者試験は、厚生労働大臣が行なう。

3 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、建築物環境衛生管理技術者試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

4 6 (略)

・理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)(抄)

第二条 理容師試験に合格した者は、厚生労働大臣の免許を受けて理容師になることができる。

第三条 理容師試験は、理容師として必要な知識及び技能について行う。

② ③ ④ ② ④  
美容師試験は、厚生労働大臣が行う。  
(略)

② ③ ④ ② ④  
第四条の二 厚生労働大臣は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、美容師試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。  
(略)

② ③ ④ ② ④  
第五条の三 厚生労働大臣は、その指定する者（以下「指定登録機関」という。）に、美容師の登録の実施等に関する事務（以下「登録事務」という。）を行わせることができる。  
(略)

・美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）（抄）

② ③ ④ ② ④  
第三条（免許）  
美容師試験に合格した者は、厚生労働大臣の免許を受けて美容師になることができる。  
(略)

② ③ ④ ② ④  
第四条（美容師試験）  
美容師試験は、美容師として必要な知識及び技能について行う。

② ③ ④ ② ④  
2 美容師試験は、厚生労働大臣が行う。  
3 5 (略)

② ③ ④ ② ④  
2 (指定試験機関の指定)  
第四条の二 厚生労働大臣は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、美容師試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。  
(略)

② ③ ④ ② ④  
2 (指定登録機関の指定)  
第五条の三 厚生労働大臣は、その指定する者（以下「指定登録機関」という。）に、美容師の登録の実施等に関する事務（以下「登録事務」という。）を行わせることができる。  
(略)

・クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）（抄）

② ③ ④ ② ④  
第六条（クリーニング師の免許）  
クリーニング師の免許は、都道府県知事がクリーニング師試験に合格した者に与える。

② ③ ④ ② ④  
第七条（試験）  
クリーニング師の試験は、次の各号に掲げる科目について、都道府県知事が行う。  
一 衛生法規に関する知識

- 二 公衆衛生に関する知識
- 三 洗たく物の処理に関する知識及び技能
- 2・3 (略)

(指定試験機関の指定及び試験事務の委任)  
第七条の二 都道府県知事は、厚生労働大臣の指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、クリーニング師の試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

2・3 (略)

・薬剤師法(昭和三十五年法律第四百十六号)(抄)

(試験の目的)  
第十一条 試験は、薬剤師として必要な知識及び技能について行なう。

(試験の実施)  
第十二条 試験は、毎年少なくとも一回、厚生労働大臣が行なう。

2 (略)

・労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)(抄)

(労働安全コンサルタント試験)  
第八十二条 労働安全コンサルタント試験は、厚生労働大臣が行なう。

2・4 (略)

(労働衛生コンサルタント試験)  
第八十三条 労働衛生コンサルタント試験は、厚生労働大臣が行なう。

2 (略)

(指定コンサルタント試験機関)  
第八十三条の二 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の指定する者(以下「指定コンサルタント試験機関」という。)に労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験の実施に関する事務(合格の決定に関する事務を除く。以下「コンサルタント試験事務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

(登録)  
第八十四条 労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験に合格した者は、厚生労働省に備える労働安全コンサルタント名簿又は労働衛生コンサルタント名簿に、氏名、事務所所在地その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けて、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントとなることができる。

2 (略)

(指定登録機関)

第八十五条の二 厚生労働大臣は、厚生労働大臣の指定する者（以下「指定登録機関」という。）に、コンサルタントの登録の実施に関する事務（前条の規定による登録の取消しに関する事務を除く。以下「登録事務」という。）を行わせることができる。

2 (略)

・作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）（抄）

(登録)

第七条 作業環境測定士となる資格を有する者が作業環境測定士となるには、厚生労働省令で定めるところにより、作業環境測定士名簿に、次の事項について登録を受けなければならない。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 氏名及び生年月日
- 三 作業環境測定士の種別
- 四 その他厚生労働省令で定める事項

(試験)

第十四条 試験は、厚生労働大臣が行う。

2・3 (略)

(指定)

第二十条 厚生労働大臣は、申請により指定する者に、試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせる。

2 前項の規定による指定（以下この節において「指定」という。）を受けた者（以下「指定試験機関」という。）は、試験事務の実施に

3 (略)

・職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）（抄）

(キャリアアコンサルタント試験)

第三十条の四 キャリアアコンサルタント試験は、厚生労働大臣が行う。

2・3 (略)

(登録試験機関の登録)

第三十条の五 厚生労働大臣は、厚生労働大臣の登録を受けた法人（以下「登録試験機関」という。）に、キャリアアコンサルタント試験の実施に関する業務（以下「資格試験業務」という。）を行わせることができる。

2・3 (略)

(キャリアアコンサルタントの登録)

第三十条の十九 キャリアアコンサルタント試験に合格した者は、厚生労働省に備えるキャリアアコンサルタント名簿に、氏名、事務所の所在地その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けて、キャリアアコンサルタントとなることができる。

2・3 (略)

(指定登録機関の指定)  
第三十条の二十四 厚生労働大臣は、厚生労働大臣の指定する者(以下「指定登録機関」という。)に、キャリアコンサルタントの登録の実施に関する事務(以下「登録事務」という。)を行わせることができる。  
2・3 (略)

(技能検定)  
第四十四条 技能検定は、厚生労働大臣が、厚生労働省令で定める職種(以下この条において「検定職種」という。)ごとに、厚生労働省令で定める等級に区分して行う。ただし、検定職種のうち、等級に区分することが適当でない職種として厚生労働省令で定めるものについては、等級に区分しないで行うことができる。  
2・4 (略)

第四十七条 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、事業主の団体若しくはその連合団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人、法人である労働組合その他の営利を目的としない法人であつて、次の各号のいずれにも適合していると認めるものとして指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、技能検定試験に関する業務のうち、前条第二項の規定により都道府県知事が行うもの以外のもの(合格の決定に関するものを除く。以下この条及び第九十六条の二において「技能検定試験業務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

一 職員、設備、技能検定試験業務の実施の方法その他の事項についての技能検定試験業務の実施に関する計画が、技能検定試験業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の技能検定試験業務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。  
2・4 (略)

(合格証書)

第四十九条 技能検定に合格した者には、厚生労働省令で定めるところにより、合格証書を交付する。

・社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)(抄)

(社会福祉士試験)

第五条 社会福祉士試験は、社会福祉士として必要な知識及び技能について行う。

(社会福祉士試験の実施)

第六条 社会福祉士試験は、毎年一回以上、厚生労働大臣が行う。

(指定試験機関の指定)

第十条 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者(以下この章において「指定試験機関」という。)に、社会福祉士試験の実施に関する事務(以下この章において「試験事務」という。)を行わせることができる。

2・4 (略)

(介護福祉士試験)

第四十条 介護福祉士試験は、介護福祉士として必要な知識及び技能について行う。  
2 (略)

3 第六条、第八条及び第九条の規定は、介護福祉士試験について準用する。

(指定試験機関の指定等)

第四十一条 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者（以下この章において「指定試験機関」という。）に、介護福祉士試験の実施に関する事務（以下この章において「試験事務」という。）を行わせることができる。

2・3 (略)

・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）（抄）

(精神保健指定医)

第十八条 厚生労働大臣は、その申請に基づき、次に該当する医師のうち第十九条の四に規定する職務を行うのに必要な知識及び技能を有すると認められる者を、精神保健指定医（以下「指定医」という。）に指定する。

一 五年以上診断又は治療に従事した経験を有すること。

二 三年以上精神障害の診断又は治療に従事した経験を有すること。

三 厚生労働大臣が定める精神障害につき厚生労働大臣が定める程度の診断又は治療に従事した経験を有すること。

四 厚生労働大臣の登録を受けた者が厚生労働省令で定めるところにより行う研修（申請前三年以内に行われたものに限る。）の課程を修了していること。

2・3 (略)

・精神保健福祉士法（平成九年法律第三百三十一号）（抄）

(試験)

第五条 試験は、精神保健福祉士として必要な知識及び技能について行う。

(試験の実施)

第六条 試験は、毎年一回以上、厚生労働大臣が行う。

(指定試験機関の指定)

第十条 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

2・4 (略)

・公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）（抄）

(試験)

第五条 試験は、公認心理師として必要な知識及び技能について行う。

(試験の実施)

第六条 試験は、毎年一回以上、文部科学大臣及び厚生労働大臣が行う。



(指定試験機関の指定)  
第十条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、文部科学省令・厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。  
2 3 4 (略)

・介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）（抄）

(介護支援専門員の登録)

第六十九条の二 厚生労働省令で定める実務の経験を有する者であつて、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う試験（以下「介護支援専門員実務研修受講試験」という。）に合格し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修（以下「介護支援専門員実務研修」という。）の課程を修了したものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県知事の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

一 心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができず、この限りでない。

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者

三 この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わる

、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四 登録の申請前五年以内に居宅サービス等に関する不正又は著しく不当な行為をした者

五 第六十九条の三十八第三項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に第六十九条の六第一号の規定によりその登録が消除

され、まだその期間が経過しない者

六 第六十九条の三十九の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して五年を経過しない者

七 第六十九条の三十九の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつ

た日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者（登録の消除の申請について相当

の理由がある者を除く。）であつて、当該登録が消除された日から起算して五年を経過しないもの

2 (略)

(介護支援専門員の交付等)

第六十九条の七 (略)

2 介護支援専門員証の交付を受けようとする者は、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を受けなければならない。ただし、第六十九条の二第一項の登録を受けた日から厚生労働省令で定める期間以内に介護支援専門員証の交付を受けようとする者については、この限りでない。

3 3 8 (略)

(介護支援専門員証の有効期間の更新)

第六十九条の八 (略)

2 介護支援専門員証の有効期間の更新を受けようとする者は、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修（以下「更新研修」という。）を受けなければならない。ただし、現に介護支援専門員の業務に従事しており、かつ、更新研修の課程に相当するものとして都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより指定する研修の課程を修了した者については、この限りでない。

3 (略)

(指定試験実施機関の指定)

第六十九条の二十七 都道府県知事は、その指定する者（以下「指定試験実施機関」という。）に、介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務（試験問題作成事務を除く。以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

2 (略)

(指定研修実施機関の指定等)  
第六十九条の三十三 都道府県知事は、その指定する者（以下「指定研修実施機関」という。）に、介護支援専門員実務研修及び更新研修の実施に関する事務（以下「研修事務」という。）を行わせることができる。

2・3 (略)

(都道府県介護保険事業支援計画)  
第一百八条 (略)

2 (略)

3 都道府県介護保険事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一・二 (略)

三 介護支援専門員その他の介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する事業に関する事項

四・六 (略)

4・11 (略)

・健康保険法（大正十一年法律第七十号）（抄）

(保険医又は保険薬剤師)

第六十四条 保険医療機関において健康保険の診療に従事する医師若しくは歯科医師又は保険薬局において健康保険の調剤に従事する薬剤師は、厚生労働大臣の登録を受けた医師若しくは歯科医師（以下「保険医」と総称する。）又は薬剤師（以下「保険薬剤師」という。）でなければならない。

・社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（抄）

(試験の実施)

第十条 社会保険労務士試験は、毎年一回以上、厚生労働大臣が行なう。

2 (略)

第十条の二 厚生労働大臣は、全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）に社会保険労務士試験の実施に関する事務（合格の決定に関する事務を除く。以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

2 (略)

(紛争解決手続代理業務試験)

第十三条の三 紛争解決手続代理業務試験は、紛争解決手続代理業務を行うのに必要な学識及び実務能力に関する研修であつて厚生労働省令で定めるものを修了した社会保険労務士に対し、当該学識及び実務能力を有するかどうかを判定するために、毎年一回以上、厚生労働大臣が行う。

2 (略)

第十三条の四 厚生労働大臣は、連合会に紛争解決手続代理業務試験の実施に関する事務（合格の決定に関する事務を除く。以下「代理業務試験事務」という。）を行わせることができる。

(紛争解決手続代理業務の付記の申請)

第十四条の十一の二 社会保険労務士は、その登録に紛争解決手続代理業務試験に合格した旨の付記（以下「紛争解決手続代理業務の付記」という。）を受けようとするときは、氏名その他厚生労働省令で定める事項を記載した付記申請書を、紛争解決手続代理業務試験に合格したことを証する書類を添付の上、厚生労働省令で定める社会保険労務士会を経由して、連合会に提出しなければならない。

(紛争解決手続代理業務の付記)

第十四条の十一の三 連合会は、前条の規定による申請を受けたときは、遅滞なく、当該社会保険労務士の登録に紛争解決手続代理業務の付記をしなければならない。

2・3 (略)

・情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）（抄）

(登録)

第十五条 情報処理安全確保支援士となる資格を有する者が情報処理安全確保支援士となるには、情報処理安全確保支援士登録簿に、氏名、生年月日その他経済産業省令で定める事項の登録を受けなければならない。

2・3 (略)

(情報処理安全確保支援士登録簿)

第十六条 情報処理安全確保支援士登録簿は、経済産業省に備える。

(登録事務の代行)

第二十二条 経済産業大臣は、機構に、登録の実施に関する事務（第十九条の規定による登録の取消し及び命令に関する事務を除く。次条第一項及び第二項並びに第五十一条第二項において「登録事務」という。）を行わせることができる。

・水道法（昭和三十二年法律第七十七号）（抄）

(給水装置工事主任技術者免状)

第二十五条の五 給水装置工事主任技術者免状は、給水装置工事主任技術者試験に合格した者に対し、厚生労働大臣が交付する。

2・4 (略)

(給水装置工事主任技術者試験)

第二十五条の六 給水装置工事主任技術者試験は、給水装置工事主任技術者として必要な知識及び技能について、厚生労働大臣が行う。

2・3 (略)

(指定試験機関の指定)

第二十五条の十二 厚生労働大臣は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、給水装置工事主任技術者試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。（略）

2 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第 号）（抄）

（水道法の一部改正）  
第三条 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

（略）  
第二十五条の五第一項から第三項までの規定中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に、「厚生労働省令」を「国土交通省令・環境省令」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。  
4 給水装置工事主任技術者免状の交付、書換え交付、再交付及び返納の事務は、国土交通大臣が行う。  
第二十五条の六第一項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改め、同条第三項中「厚生労働省令」を「国土交通省令・環境省令」に改める。

（略）  
第二十五条の十二第一項及び第二十五条の十三から第二十五条の十五までの規定中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

・ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（抄）

（建築物調査員資格者証）

第十二条の二 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、建築物調査員資格者証を交付する。

一 前条第一項の調査及び同条第二項の点検（次項第四号及び第三項第三号において「調査等」という。）に関する講習で国土交通省令で定めるものの課程を修了した者

二 前号に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有すると国土交通大臣が認定した者  
2 4 （略）

（建築設備等検査員資格者証）

第十二条の三 （略）

2 （略）

3 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、建築設備等検査員資格者証を交付する。

一 検査等に関する講習で建築設備等検査員資格者証の種類ごとに国土交通省令で定めるものの課程を修了した者

二 前号に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有すると国土交通大臣が認定した者  
4 （略）

(死亡等の届出)

第七十七条の六十一 建築基準適合判定資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める者は、当該建築基準適合判定資格者が当該各号に該当するに至つた日(第一号の場合にあつては、その事実を知つた日)から三十日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

- 一 死亡したとき 相続人
- 二 第七十七条の五十九第二号、第五号又は第六号に該当するに至つたとき 本人
- 三 心身の故障により確認検査の業務を適正に行うことができない場合に該当するものとして国土交通省令で定める場合に該当するに至つたとき 本人又はその法定代理人若しくは同居の親族

第七十七条の六十六 構造計算適合判定資格者検定に合格した者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者として国土交通省令で定める者は、国土交通大臣の登録を受けることができる。

2 第七十七条の五十八第二項、第七十七条の五十九、第七十七条の五十九の二、第七十七条の六十二第一項及び第三項(同条第一項に係る部分に限る。)並びに第七十七条の六十三から前条までの規定は前項の登録に、第七十七条の六十、第七十七条の六十一並びに第七十七条の六十二第二項及び第三項(同条第二項に係る部分に限る。)の規定は前項の登録を受けている者について準用する。この場合において、第七十七条の五十九第四号、第七十七条の五十九の二、第七十七条の六十一第三号及び第七十七条の六十二第二項第五号中「確認検査」とあるのは「構造計算適合性判定」と、同条第一項第五号中「第五条第六項又は第五条の二第二項」とあるのは「第五条の四第五項において準用する第五条第六項又は第五項の五第二項において準用する第五条の二第二項」と、同条第二項中「第七条の三十五の十二第一項」と、同条第四号中「第七十七条の二十七第一項」とあるのは「第七十七条の二十七第一項」と、前条中「者(市町村又は都道府県の職員である者を除く。)」とあるのは「者」と読み替えるものとする。

・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和五年法律第 号)(抄)

(建築基準法の一部改正)

第七條 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一號)の一部を次のように改正する。

(略)  
第七十七條の六十六第二項中「第五條第六項」を「第五條第九項」に改める。  
(略)

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一・二 (略)
- 三 第七條の規定並びに附則第四條、第六條、第八條から第十四條まで、第十六條から第十九條まで及び第二十一條から第二十三條までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

・道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)(抄)

(自動車整備士の技能検定)

第五十五條 国土交通大臣は、自動車の整備の向上を図るため、申請により、自動車整備士の技能検定を行う。

25 (略)

・海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）（抄）

（登録）

第九条 海事代理士となるには、海事代理士名簿に左の事項について登録を受けなければならない。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 事務所所在地
- 四 業務に使用する印章
- 五 第六条の証書の番号（第二条第一号に該当する者に限る。）
- 2 地方運輸局長は、海事代理士となる資格を有する者が、前項の規定により登録の申請をしたときは、その者が欠格事由に該当する場合を除く外、遅滞なく登録をしなければならない。

・船員法（昭和二十二年法律第百号）（抄）

（衛生管理者）

第八十二条の二 (略)

- ③ 国土交通大臣は、左に掲げる者に衛生管理者適任証書を交付する。
  - 一 国土交通省令の定めるところにより国土交通大臣の行なう試験に合格した者
  - 二 国土交通省令の定めるところにより国土交通大臣が前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認定した者
- ④ ⑤ (略)

（救命艇手）

第一百八条 (略)

- ③ 国土交通大臣は、左に掲げる者に救命艇手適任証書を交付する。
  - 一 国土交通省令の定めるところにより国土交通大臣の行なう試験に合格した者
  - 二 国土交通省令の定めるところにより国土交通大臣が前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認定した者
- ④ ⑥ (略)

・船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百十九号）（抄）

（登録及び海技免状）

- 2 第七条 国土交通大臣は、海技免許を与えたときは、海技士免許原簿に登録し、かつ、海技免状を交付しなければならない。

（海技試験の実施）

第十二条 海技試験は、国土交通大臣が第五条第一項各号に定める資格別（海技免許について、船橋当直限定又は機関当直限定をする場合

においては資格別かつ職務別、機関限定をする場合においては資格別かつ船舶の機関の種類別)に行う。

(締約国の資格証明書を受有する者の特例)  
第二十三条 千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約(以下「条約」という。)(の締約国が発給した条約に適合する船舶の運航又は機関の運転に関する資格証明書(以下「締約国資格証明書」という。)(を受有する者であつて国土交通大臣の承認を受けたものは、第四条第一項の規定にかかわらず、船舶職員になることができる。)

2 (略)

7 第六条、第七条及び第十六条の規定は第一項の承認について、第十条、第十一条、第二十五条及び第二十五条の二の規定は同項の承認を受けた者又はその承認について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条の見出し、同条第一項	海技免状	承認証
第七条	海技士免許原簿	締約国資格受有者承認原簿
(略)	(略)	(略)

(登録及び小型船舶操縦免許証)  
第二十三条の五 国土交通大臣は、操縦免許を与えたときは、小型船舶操縦士免許原簿に登録し、かつ、小型船舶操縦免許証(以下「操縦免許証」という。)(を交付しなければならない。)

・防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)(抄)

(若年定年退職者給付金の支給)

第二十七条の二 自衛官(自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された自衛官を除く。第二十七条の四第一項並びに第二十七条の八第一項第一号及び第二項第二号において同じ。)(としての引き続き在職期間(同条から第二十七条の十まで、第二十七条の十二及び第二十七条の十三において単に「在職期間」という。)(が二十年以上である者その他これに準ずる者として政令で定める者(第二十七条の十一第三項及び第二十七条の十四第一項において「長期在職自衛官」という。)(であつて次の各号のいずれかに該当するもの(以下「若年定年退職者」という。)(には、若年定年退職者給付金(以下「給付金」という。)(を支給する。ただし、その者が当該各号に規定する退職の日又はその翌日に国家公務員又は地方公務員(これらの者で臨時的に任用されるものその他の任期を定めて任用されるもの及び非常勤のものを除く。)(となつたときは、この限りでない。

一 定年(自衛隊法第四十四条の六第二項本文に規定する定年(以下「自衛官以外の職員の定年」という。)(以上であるものを除く。以下この条及び第二十七条の十四の六第二項において「若年定年」という。)(に達したことにより退職した者

二 若年定年に達する日以前一年内に退職した者で次に掲げるもの

イ 定員の減少若しくは組織の改廃のため過員若しくは廃職を生ずることにより、又は勤務官署の移転により退職した者

ロ 国家公務員退職手当法第八条の二第五項に規定する認定(同条第一項第一号に係るものに限る。)(を受けて同条第八項第三号に規定する退職すべき期日に退職した者

ハ その者の事情によらないで若年定年に達するまで引き続いて勤務すること困難とする理由により退職した者で政令で定めるもの

三 若年定年に達した後、自衛隊法第四十五条第三項又は第四項の規定により引き続き勤務することを命ぜられ、その勤務を命ぜられなく退職した者

(給付金の追給)

第二十七条の七 退職の翌年における所得金額がその者に係る支給調整下限額を超え、かつ、退職の翌年からその者が自衛官以外の職員の定年に達する日の翌日の属する年の前年までの年数（以下「平均所得算定基礎年数」という。）が二年以上ある若年定年退職者であつて、その期間の各年における第二十七条の第四項本文に規定する所得金額の合計額（退職後の行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられた者については、その額を基礎として政令で定めるところにより計算した額）をその者に係る平均所得算定基礎年数で除して得た額（以下「平均所得金額」という。）がその者の退職の翌年における所得金額を下回ることとなつたもの（平均所得金額がその者に係る給与年額相当額以上である者を除く。）が、防衛省令で定めるところにより請求したときは、第二十七条の三第一項の規定にかかわらず、その者に次項又は第三項に規定する額の給付金を追給する。

2  
・3  
(略)

（若年定年退職者等が死亡した場合の給付金の取扱い）

第二十七条の十一 第二十七条の二の規定により給付金の支給を受けることができる若年定年退職者（次項に規定する者を除く。）が次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定めるところにより、当該各号に定める給付金をその者の遺族に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

一 第一回目の給付金の支給を受ける前に死亡した場合 第二十七条の三第二項又は第三項に規定する額の第一回目の給付金及びこれらの規定に規定する額（その者の平均所得金額がその者に係る支給調整下限額を超える場合には、その平均所得金額をその者の退職の翌年における所得金額とみなして第二十七条の四第一項の規定を適用した場合における同項に規定する額）の第二回目の給付金を第二十七条の三第一項に規定する月にそれぞれ支給する。

二 第一回目の給付金の支給を受けた後第二回目の給付金の支給を受ける前に死亡した場合 第二十七条の三第二項又は第三項に規定する額（その者の平均所得金額がその者に係る支給調整下限額を超える場合には、その平均所得金額をその者の退職の翌年における所得金額とみなして第二十七条の四第一項の規定を適用した場合における同項に規定する額）の第二回目の給付金を防衛省令で定める月に支給する。

2 第二十七条の二の規定により給付金の支給を受けることができる若年定年退職者で第二十七条の五第一項の規定による申出をしたものが次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定めるところにより、当該各号に定める給付金をその者の遺族に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

一 退職した日の属する年に死亡した場合 第二十七条の五第二項本文に規定する額の給付金を同条第一項に規定する月に支給する。

二 第二十七条の五第一項の規定による給付金の支給を受ける前に、退職の翌年以後において死亡した場合 その者の平均所得金額をその者の退職の翌年における所得金額とみなして同条第二項及び第二十七条の四第三項の規定を適用した場合における第二十七条の五第二項に規定する額の給付金を防衛省令で定める月に支給する。

3 長期在職自衛官が勤務延長期間内に死亡した場合には、当該死亡した者を当該死亡した日にその者の非違によることなく退職した者とみなし、第一項第一号に定めるところにより、同号に定める額の給付金をその者の遺族に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

4  
(略)

8 退職の翌年における所得金額がその者に係る支給調整下限額を超え、かつ、その者に係る平均所得算定基礎年数が二年以上ある若年定年退職者が、第二回目の給付金若しくは第二十七条の五第一項の規定による給付金が支給され、又は第二十七条の四第二項若しくは第二十七条の五第三項の規定により第二回目の給付金若しくは同条第一項の規定による給付金を支給しないこととされた後第二十七条の七第二項の規定による請求を行う前に死亡した場合において、その者の平均所得金額がその者の退職の翌年における所得金額を下回ることとなつたとき（平均所得金額がその者に係る給与年額相当額以上であるときを除く。）は、その者の遺族（請求することができる遺族がないときは、相続人）は、自己の名で、給付金の追給を請求することができる。

9  
・10  
(略)



・災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）（抄）

（災害弔慰金の支給）

第三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、条例の定めるところにより、政令で定める災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡した住民の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うことができる。

2・3 （略）

（災害障害見舞金の支給）

第八条 市町村は、条例の定めるところにより、災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に別表に掲げる程度の障害がある住民（次項において「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うことができる。

2 （略）

（災害援護資金の貸付け）

第十条 市町村は、条例の定めるところにより、その区域内において災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条第一項の規定による救助の行われる災害その他の政令で定める災害により次に掲げる被害を受けた世帯で政令の定めるところにより算定したこれに属する者の所得の合計額が政令で定める額に満たないものの世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うことができる。

一 療養に要する期間がおおむね一月以上である世帯主の負傷

二 政令で定める相当程度の住居又は家財の損害

2・4 （略）

・国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）（抄）

第十二条の五 （略）

2・5 （略）

6 国家戦略特別区域限定保育士試験は、内閣総理大臣の定める基準により、国家戦略特別区域限定保育士として必要な知識及び技能について前項に規定する都道府県の知事が行う。

7 （略）

8 児童福祉法第一章第七節（第十八条の四から第十八条の七まで、第十八条の八第一項及び第二項、第十八条の二十の二並びに第十八条の二十三を除く。）及び第四十八条の四第三項の規定は国家戦略特別区域限定保育士について、同法第八条第一項及び第九項並びに第十八条の二十の二の規定は保育士又は国家戦略特別区域限定保育士の登録を取り消された者に係る国家戦略特別区域限定保育士の登録について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第十八条の十八第一項及び第二項	保育士登録簿	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	国家戦略特別区域限定保育士登録簿
（略）	（略）	（略）

12 9  
11 （略）  
認定区域計画に定められた事業実施区域の全部又は一部が一の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内にある場合であつて、当該認定区域計画に第八条第二項第四号に掲げる事項として、当該事業実施区域を管轄する都道府県の知事と当該指定都市の

長の合意により期間を定めて当該期間内は当該指定都市（以下この項において「試験実施指定都市」という。）の長が内閣府令で定めるところにより国家戦略特別区域限定保育士試験を行う旨が定められているときは、第六項の規定にかかわらず、当該期間内は、当該試験実施指定都市の長が国家戦略特別区域限定保育士試験を実施指定都市（第十二項に規定する試験実施指定都市をいう。）と次項及び第十一項において同一の全部又は一部をその区域に含む試験実施指定都市（第十二項に規定する試験実施指定都市の長と、第八項中「次の」とあるのは「同法第十八条の八第三項中「都道府県」とあるのは「国家戦略特別区域法第十二条の五第十二項に規定する試験実施指定都市（以下単に「試験実施指定都市」という。）」と、同法第十八条の九第一項及び第二項、第十八条の十三から第十八条の十五まで、第十八条の十六第一項、第十八条の十七、第十八条の十八第三項、第十八条の十九、第十八条の二十、第十八条の二十一及び第二十二項並びに第十八条の二十の三第一項中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市」と、同法第十八条の二十の二第二項中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長」と、同法第十八条の九第三項及び第十八条の十八第二項中「都道府県」とあるのは「試験実施指定都市」と、同法第十八条の二十の二第二項中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長」と読み替えるものとするほか、次の町村児童福祉審議会」と、同条第三項中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長の管轄区域を管轄する都道府県知事」とする。

13 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）（抄）

第十八条の十八 保育士となる資格を有する者が保育士となるには、保育士登録簿に、氏名、生年月日その他内閣府令で定める事項の登録を受けなければならない。

②・③ （略）

第十九条の三 小児慢性特定疾病児童の保護者又は成年患者は、前条第一項の規定により小児慢性特定疾病医療費の支給を受けようとするときは、都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）の診断書（小児慢性特定疾病児童等が小児慢性特定疾病にかかっており、かつ、当該小児慢性特定疾病の状態が第六条の二第三項に規定する厚生労働大臣が定める程度であることを証する書面として厚生労働省令で定めるものをいう。）を添えて、都道府県に申請しなければならない。

② （略）

・教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）（抄）

第五条 （授与）

2 5 （略）

6 免許状は、都道府県の教育委員会（以下「授与権者」という。）が授与する。

（授与の場合の原簿記入等）

第八条 授与権者は、免許状を授与したときは、免許状の種類、その者の氏名及び本籍地、授与の日その他文部科学省令で定める事項を原簿に記入しなければならない。

2 （略）

3 第五条の二第三項の規定により免許状に新教育領域を追加して定めた授与権者は、その旨を第一項の原簿に記入しなければならない。

（取上げ）

第十一条 国立学校、公立学校（公立大学法人が設置するものに限る。次項第一号において同じ。）又は私立学校の教員が、前条第一項第二号に規定する者の場合における懲戒免職の事由に相当する事由により解雇されたとき、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。

2 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。

一 国立学校、公立学校又は私立学校の教員（地方公務員法第二十九条の二第一項各号に掲げる者に相当する者を含む。）であつて、前条第一項第三号に規定する者の場合における同法第二十八条第一項第一号又は第三号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により解雇されたとき。

二 地方公務員法第二十九条の二第一項各号に掲げる者に該当する公立学校の教員であつて、前条第一項第三号に規定する者の場合における同法第二十八条第一項第一号又は第三号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により免職の処分を受けたとき。

3 免許状を有する者（教育職員以外の者に限る。）が、法令の規定に故意に違反し、又は教育職員たるにふさわしくない非行があつて、その情状が重いと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げることができる。

4 前三項の規定により免許状取上げの処分を行ったときは、免許管理者は、その旨を直ちにその者に通知しなければならない。この場合において、当該免許状は、その通知を受けた日に効力を失うものとする。

5 (略)

(失効等の場合の公告等)

第十三条 免許管理者は、この章の規定により免許状が失効したとき、又は免許状取上げの処分を行ったときは、その免許状の種類及び失効又は取上げの事由並びにその者の氏名及び本籍地を官報に公告するとともに、その旨をその者の所轄庁及びその免許状を授与した授与権者に通知しなければならない。

2 この章の規定により免許状が失効し、若しくは免許状取上げの処分を行い、又はその旨の通知を受けたときは、その免許状を授与した授与権者は、この旨を第八条第一項の原簿に記入しなければならない。

(書換又は再交付)

第十五条 免許状を有する者がその氏名又は本籍地を変更し、又は免許状を破損し、若しくは紛失したときは、その事由をしるして、免許状の書換又は再交付をその免許状を授与した授与権者に願ひ出ることができる。

・難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）（抄）

(申請)

第六条 支給認定を受けようとする指定難病の患者又はその保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）の診断書（指定難病の患者が指定難病にかかっていること及びその病状の程度を証する書面として厚生労働省令で定めるものをいう。）を添えて、その居住地の都道府県に申請をしなければならない。

2 (略)

・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）（抄）

(資質の確認)

第三十六条の八 都道府県知事は、一般用医薬品の販売又は授与に従事しようとする者がそれに必要な資質を有することを確認するために、厚生労働省令で定めるところにより試験を行う。

2 前項の試験に合格した者又は第二類医薬品及び第三類医薬品の販売若しくは授与に従事するために必要な資質を有する者として政令で

3 定める基準に該当する者であつて、医薬品の販売又は授与に従事しようとするものは、都道府県知事の登録を受けなければならない。  
4 (略)

・母体保護法(昭和二十三年法律第五十六号)(抄)

(受胎調節の実地指導)

第十五条 女子に対して内閣総理大臣が指定する避妊用の器具を使用する受胎調節の実地指導は、医師のほかは、都道府県知事の指定を受けた者でなければ業として行つてはならない。ただし、子宮腔内に避妊用の器具を挿入する行為は、医師でなければ業として行つてはならない。

2・3 (略)

・通訳案内士法(昭和二十四年法律第二百十号)(抄)

(登録)

第十八条 全国通訳案内士となる資格を有する者が全国通訳案内士となるには、全国通訳案内士登録簿に、氏名、生年月日、住所その他国土交通省令で定める事項の登録を受けなければならない。

(全国通訳案内士登録簿)

第十九条 全国通訳案内士登録簿は、都道府県に備える。

(登録事項の変更の届出等)

第二十三条 全国通訳案内士は、登録を受けた事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。  
2 (略)

(登録証の再交付)

第二十四条 全国通訳案内士は、登録証を亡失し、又は著しく損じたときは、直ちに都道府県知事にその再交付を申請しなければならない。

第五十七条 前章第三節の規定は、地域通訳案内士の登録について準用する。この場合において、第十八条、第十九条(見出しを含む。)及び第二十七条(見出しを含む。)中「全国通訳案内士登録簿」とあるのは「地域通訳案内士登録簿」と、第十九条中「都道府県」とあるのは「第五十四条第三項の同意を得た市町村又は都道府県(当該市町村又は都道府県が二以上である場合にあつては、当該同意を得た同条第一項に規定する地域通訳案内士育成等計画において定められた同条第二項第三号に規定する一の市町村又は都道府県。以下この節において同じ。)」と、第二十条第一項、第二十一条、第二十二条、第二十三条第一項及び第二十四条から第二十七条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「第五十四条第三項の同意を得た市町村又は都道府県の長」と、第二十二条(見出しを含む。)中「全国通訳案内士登録簿」とあるのは「地域通訳案内士登録簿」と、第二十五条第三項中「第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第一項、第三十一条又は第三十二条」とあるのは「第五十八条又は第五十九条において準用する第二十九条第一項若しくは第二項、第三十一条若しくは第三十二条」と読み替えるものとする。

○電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第一百五十三号)(抄)【第四条関係】

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 認証業務

第一節 署名認証業務

第一款 個人番号カード用署名用電子証明書（第三条―第十六条）

第二款 移動端末設備用署名用電子証明書（第十六条の二―第十六条の十五）

第三款 署名検証者等に対する署名用電子証明書失効情報等の提供（第十七条―第二十一条）

第二節 利用者証明認証業務

第一款 個人番号カード用利用者証明用電子証明書（第二十二条―第三十五条）

第二款 移動端末設備用利用者証明用電子証明書（第三十五条の二―第三十五条の十五）

第三款 利用者証明管理規程等（第三十九条―第四十三条）

第三節 認証業務情報等の保護（第四十四条―第六十四条）

第四章 雑則（第六十五条―第七十二条）

第五章 罰則（第七十三条―第七十九条）

（個人番号カード用署名用電子証明書の発行）

第三条 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村（特別区を含む。以下同じ。）の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）を経由して、機構に対し、自己に係る署名用電子証明書（署名利用者検証符号が当該署名利用者のものであることを証明するために作成される電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）であつて、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）に記録するもの（以下「個人番号カード用署名用電子証明書」という。）の発行の申請をすることができる。

2 前項の申請をしようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長（以下「住所地市町村長」という。）に対し、政令で定めるところにより、当該申請者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、住所とする。以下同じ。）を記載した申請書（以下この条において「申請書」という。）を提出しなければならない。

3 住所地市町村長は、前項の規定により申請書の提出を受けたときは、申請者が当該市町村の備える住民基本台帳に記録されている者であることの確認（以下この条において「署名利用者確認」という。）をするものとし、署名利用者確認のため、総務省令で定めるところにより、これを証明する書類の提示又は提出を申請者に求めることができる。

4 住所地市町村長は、前項の規定により署名利用者確認をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該申請者の個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及びこれと対応する署名利用者検証符号を作成し、これらを当該申請者の個人番号カードに記録するものとする。

5 住所地市町村長は、前項の規定による記録をしたときは、総務省令で定めるところにより、当該申請者に係る申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号を機構に通知するものとする。

6 前項の規定による通知を受けた機構は、総務省令で定めるところにより、機構が電子署名を行った当該申請に係る個人番号カード用署名用電子証明書を発行し、これを住所地市町村長に通知するものとする。

7 前項の規定による通知を受けた住所地市町村長は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る個人番号カード用署名用電子証明書を第四項の個人番号カードに記録して申請者に提供するものとする。



4 村長」と、「機構又は附票管理市町村長」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。  
又は前項において準用する第三条の第二項において準用する第三条第二項、第三項、第五項及び第八項定めるところにより、当該署名利用者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に送信することにより第一項の申請をすることができる。この場合においては、当該署名利用者は、当該署名利用者の署名利用符号を用いて、当該申請に電子署名を行わなければならない。

第十條 個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用符号の漏えい等があつた旨の届出  
が漏えいし、滅失し、若しくは毀損したとき、又は当該署名利用符号を記録した第三条第四項（第三条の第二項において準用する場合を含む。）の個人番号カードが使用できなくなったときは、住所都市町村長（国外転出者である署名利用者にあつては、附票管理市町村長）を経由して、速やかに機構にその旨の届出をしなければならない。

2 第三条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定は、前項の届出（国外転出者である署名利用者による届出を除く。）について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請書」とあるのは「届出書」と、同条第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令」とあるのは「届出者」と、「申請書」とあるのは「届出書」と、同条第八項中「申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用符号の通知並びに第六項の規定による個人番号カード用署名用電子証明書」とあるのは「届出書の内容」と、「住所都市町村長又は機構」とあるのは「住所都市町村長」と、「機構又は住所都市町村長」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

3 第三条の第二項において読み替えて準用する第三条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定は、第一項の届出（国外転出者である署名利用者による届出に限る。）について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請書」とあるのは「届出書」と、同条第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令」とあるのは「届出者」と、「申請書」とあるのは「届出書」と、「申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用符号の通知並びに第六項の規定による個人番号カード用署名用電子証明書」とあるのは「届出書の内容」と、「附票管理市町村長又は機構」とあるのは「附票管理市町村長」と、「機構又は附票管理市町村長」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

4 個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、第二項において準用する第三条第二項、第三項、第五項及び第八項又は前項において準用する第三条の第二項において準用する第三条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定によるほか、総務省令で定めるところにより、当該署名利用者の使用に係る第十六条の第一項に規定する移動端末設備から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に送信することにより第一項の届出をすることができる。この場合においては、当該署名利用者は、当該署名利用者の同条第一項に規定する移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用符号を用いて、当該届出に電子署名を行わなければならない。

（個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者異動等失効情報の記録）  
第十二條 機構は、住民基本台帳法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報又は同法第三十条の四十二第四項に規定する機構保存附票本人確認情報（第三十一条において「機構保存本人確認情報等」という。）によつて個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者が次に掲げる事由のいずれかに該当することを知らされたときは、直ちに、当該個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号、当該事由に該当した旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者異動等失効情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。  
一 当該署名利用者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（国

外転出者である署名利用者にあつては、当該署名利用者に係る戸籍の附票に記載されている事項のうち同法第十七条第二号から第六号までに掲げる事項)の全部又は一部について記載の修正(総務省令で定める軽微な修正を除く。)があつたこと。

二・三 (略)

(移動端末設備用署名用電子証明書の発行)

第十六条の二 (略)

2 前項の申請をしようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、機構に対し、政令で定めるところにより、当該申請者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項(国外転出者である申請者にあつては、当該申請者に係る戸籍の附票に記載されている事項のうち同法第十七条第二号から第六号までに掲げる事項)を通知しなければならぬ。この場合においては、当該申請者は、当該申請者の個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号を用いて、当該通知に電子署名を行わなければならない。

3 (略)

3 (移動端末設備用署名用電子証明書の記録事項)

第十六条の六 移動端末設備用署名用電子証明書には、次に掲げる事項を記録するものとする。

一・二 (略)

三 署名利用者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項(国外転出者である署名利用者にあつては、当該署名利用者に係る戸籍の附票に記載されている事項のうち同法第十七条第二号から第六号までに掲げる事項)

四 (略)

2 国外転出届をした者が当該国外転出届をしてから当該国外転出届に記載された転出の予定年月日までの間に第十六条の二の規定により移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受ける場合における前項の規定の適用については、同項第三号中「及び第七号に掲げる事項(国外転出者である署名利用者にあつては、当該署名利用者に係る戸籍の附票に記載されている事項のうち同法第十七条第二号から第六号までに掲げる事項)」とあるのは、「に掲げる事項、国外転出者である旨及びその国外転出届(同法第十七条第三号に規定する国外転出届をいう。)に記載された転出の予定年月日」とする。

(署名検証者等に係る届出等)

第十七条 (略)

2 (略)

3 主務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

一・二 (略)

三 認定を受けた者が第三十八条、第五十一条第一項又は第五十三条第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

四 (略)

四〇 (略)

六一 (略)

(署名検証者の義務等)

第十九条 署名検証者は、署名利用者から当該署名利用者の署名利用者符号を用いて電子署名が行われた情報及び署名用電子証明書の通知を受理したときは、当該署名用電子証明書が第十五条第一項又は第十六条の十四第一項の規定により効力を失っていないこと及び当該署名用電子証明書に記録された署名利用者検証符号に対応する署名利用者符号を用いて当該電子署名が行われたことを確認しなければならない。



(個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行)

- 22 個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行
  - 23 個人番号カードに記録するもの(以下「個人番号カード利用者証明用電子証明書」という。)の発行の申請をすることができる。
  - 24 前項の申請をしようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、住所地市町村長に対し、政令で定めるところにより、当該申請者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項を記載した申請書(以下この条において「申請書」という。)を提出しなければならない。
  - 25 住所地市町村長は、前項の規定により申請書の提出を受けたときは、申請者が当該市町村の備える住民基本台帳に記録されている者であることの確認(以下この条において「利用者証明用電子証明書」という。)をすることができる。
  - 26 住所地市町村長は、前項の規定により利用者証明用電子証明書を確認をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該申請者の個人番号カード利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書及びこの対応する利用者証明用電子証明書の作成し、これらを当該申請者の個人番号カードに記録するものとする。
  - 27 住所地市町村長は、前項の規定による記録をしたときは、総務省令で定めるところにより、当該申請者に係る申請書の内容及び個人番号カード利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書の検証符号を機構に通知するものとする。
  - 28 前項の規定による通知を受けた機構は、総務省令で定めるところにより、機構が電子署名を行った当該申請に係る個人番号カード利用者証明用電子証明書の第四項の個人番号カードに記録して申請者に提供するものとする。
  - 29 第五項の規定による申請書の内容及び個人番号カード利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書の検証符号の通知並びに第六項の規定による個人番号カード利用者証明用電子証明書の通知は、総務省令で定めるところにより、住所地市町村長又は機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である機構又は住所地市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとする。
- 第二十二條の二 戸籍の附票に記録されている国外転出者は、附票管理市町村長を経由して、機構に対し、自己に係る個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行の申請をすることができる。
- 2 前條第二項から第八項までの規定は、前項の申請について準用する。この場合において、同條第二項中「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と、同條第三項中「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と、同條第七号とあるのは「第十七條の附票」と、同條第四項から第八項までの規定中「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と読み替えるものとする。

(個人番号カード利用者証明用電子証明書の失効を求めるとの申請)

- 27 個人番号カード利用者証明用電子証明書の失効を求めるとの申請
- 28 第二十二條第二項、第三項、第五項及び第八項の規定は、前項の申請(国外転出者である利用者証明用電子証明書による申請を除く。)について準用する。この場合において、同條第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令」とあるのは「申請書の内容及び個人番号カード利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書の検証符号」とあるのは「申請書の内容及び個人番号カード利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書の検証符号の通知並びに第六項の規定による個人



用署名用電子証明書に係る署名利用者符号を用いて、当該届出に電子署名を行わなければならない。

第三十四条 (個人番号カード利用者証明用電子証明書の失効)

- 一 機構が第三十条の規定により個人番号カード利用者証明用電子証明書失効申請等情報を記録したとき。
- 二 機構が第三十一条の規定により個人番号カード利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者異動等失効情報を記録したとき。
- 三 機構が第三十二条の規定により個人番号カード利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報を記録したとき。
- 四 機構が前条の規定により個人番号カード利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報を記録したとき。
- 五 個人番号カード利用者証明用電子証明書の有効期間が満了したとき。

第三十五条 (移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行)

- 2 前項の申請をしようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、機構に対し、政令で定めるところにより、当該申請者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項(国外転出者である申請者にあつては、当該申請者に係る戸籍の附票に記載されている事項のうち同法第十七条第二号から第六号までに掲げる事項)を通知しなければならぬ。この場合においては、当該申請者は、当該申請者の個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号を用いて、当該通知に電子署名を行わなければならない。

第三十六条 (利用者証明検査者に係る届出等)

- 2 第三十六条 第十七条第一項各号に掲げる者は、利用者証明利用者が行った電子利用者証明について当該利用者証明利用者が当該電子利用者証明を行ったことを確認するため、機構に対して次条第一項の規定による同項に規定する保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報提供を行う場合、あらかじめ、機構に対し、主務省令で定めるところにより、これらの提供を求める旨の届出をしなければならない。

第三十七条 (利用者証明検査者に対する利用者証明用電子証明書失効情報の提供等)

- 2 速やかに、保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報(第三十条から第三十三条までの規定による保存期間が経過していない個人番号カード利用者証明用電子証明書失効情報及び第三十五条の十から第三十五条の十三までの規定による保存期間が経過していない移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効情報をいう。以下同じ。)の提供を行うものとする。

第四十条 (略)

- 一 明書の発行の番号の提供を停止することができる。
- 二 利用者証明検査者が次条、第五十一条第一項又は第五十三条第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

第三十八條 (利用者証明検査者の義務)  
利用者証明検査者は、利用者証明利用者が当該利用者証明利用者の利用が第三十四條第一項又は第三十五條の十四第一項の規定により効力を失っていないこと及び当該利用者証明用電子証明書に記録された利用者証明利用者検査符号に対応する利用者証明利用者符号を用いて当該電子利用者証明が行われたことを確認しなければならない。

2・3 (略)

第四十六條 (認証業務に関する情報の適正な使用)  
機構及び市町村長は、認証業務及びこれに附帯する業務の実施に際して知り得た情報を認証業務及びこれに附帯する業務の用に供する目的以外の目的に使用してはならない。

第四十八條 (市町村の職員等の秘密保持義務)  
個人番号カード用署名用電子証明書又は個人番号カード用利用者証明用電子証明書の提供に係る電子計算機処理等に関する業務に従事する市町村の職員又は職員であった者は、その業務に関して知り得た個人番号カード用署名用電子証明書又は個人番号カード用

2 利用者証明用電子証明書の提供に係る電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。  
2 市町村長から個人番号カード用署名用電子証明書若しくは個人番号カード用利用者証明用電子証明書の提供に係る電子計算機処理等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、その委託された業務に関して知り得た個人番号カード用署名用電子証明書又は個人番号カード用利用者証明用電子証明書の提供に係る電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

第四十九條 (認証業務情報等に係る電子計算機処理等の受託者等の義務)

2 市町村長の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて行う署名用電子証明書又は利用者証明用電子証明書の提供に係る電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第五十三條 (利用者証明検査者の受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の利用及び提供の制限等)  
要な範囲内で、第三十七條第一項又は第二項の規定により提供を受けた保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報又は保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報又は保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報又は保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報は提供してはならない。

2・3 (略)

(苦情処理)  
第六十二條 機構及び市町村長は、この法律の規定により機構及び市町村が処理する事務の実施に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(手数料)  
第六十七條 機構は、次に掲げる事務に関し、機構が定める額の手数料を徴収することができる。

一 第三条第六項（第三条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による個人番号カード用署名用電子証明書の発行に係る事務

一の二（四）（略）

五 第二十二条第六項（第二十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行に係る事務

五の二（八）（略）

2 （略）

3 機構は、第一項第一号及び第五号に掲げる事務に関する手数料の徴収の事務を住所地市町村長又は附票管理市町村長に委託することができる。

（事務の区分）

第七十一条の二 第三条第三項（第九条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む。）、第四項、第五項（第九条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む。）、及び第七項、第三項の二第二項において準用する場合を含む。）、第九項第三項及び第十條第三項において準用する場合を含む。）、第四項、第五項（第九項第三項及び第十條第三項において準用する場合を含む。）、及び第七項、第二十二條第三項（第二十八條第二項及び第二十九條第二項において準用する場合を含む。）、第四項、第五項（第二十八條第二項及び第二十九條第二項において準用する場合を含む。）、及び第七項並びに第二十二條の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十八條第三項（第二十八條第三項及び第二十九條第三項において準用する場合を含む。）、及び第七項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第七十三条 機構に対し、その認証業務に関し、虚偽の申請をして、不実の署名用電子証明書又は利用者証明用電子証明書を発行させた者は、五年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

第七十四条 第四十七條、第四十八條、第五十四條第一項（同條第三項において準用する場合を含む。）、若しくは第二項（同條第三項において準用する場合を含む。）、又は第五十五條第一項（同條第三項において準用する場合を含む。）、若しくは第二項（同條第三項において準用する場合を含む。）、の規定に違反して秘密を漏らした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十七条 第六十四條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第七十八条 第六十六條第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をした第十七條第一項第五号若しくは第六号の認定を受けた者又は特定利用者証明検査者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 第六十六條第二項の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をした署名検査者若しくは団体署名検査者又は利用者証明検査者は、三十万円以下の罰金に処する。

第七十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関し、第七十五條及び前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の刑を科する。

2 （略）

・住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）

（住民票の記載事項）

第七条 住民票には、次に掲げる事項について記載（前条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）をする。

- 一 氏名
- 二 出生の年月日
- 三 男女の別
- 四 六（略）
- 七 住所及び一の市町村の区域内において新たに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日
- 八 十四（略）

○健康保険法（大正十一年法律第七十号）（抄）【第五条関係】

## 目次

- 第一章 総則（第一条―第三条）
- 第二章 保険者
  - 第一節 通則（第四条―第七条）
  - 第二節 全国健康保険協会（第七条の二―第七条の四十二）
  - 第三節 健康保険組合（第八条―第三十条）
- 第三章 被保険者
  - 第一節 資格（第三十一条―第三十九条）
  - 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額（第四十条―第四十七条）
  - 第三節 届出等（第四十八条―第五十一条の二）
- 第四章 保険給付
  - 第一節 通則（第五十二条―第六十二条）
  - 第二節 療養の給付及び入院時食事療養費等の支給
    - 第一款 療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び療養費の支給（第六十三条―第八十七条）
    - 第二款 訪問看護療養費の支給（第八十八条―第九十六条）
    - 第三款 移送費の支給（第九十七条）
    - 第四款 補則（第九十八条）
  - 第三節 傷病手当金、埋葬料、出産育児一時金及び出産手当金の支給（第九十九条―第一百九条）
  - 第四節 家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族埋葬料及び家族出産育児一時金の支給（第一百十条―第一百四十四条）
  - 第五節 高額療養費及び高額介護合算療養費の支給（第一百五・条・第一百五・条の二）
  - 第六節 保険給付の制限（第一百六条―第二百二十二条）
- 第五章 日雇特別被保険者に関する特例
  - 第一節 日雇特別被保険者の保険の保険者（第二百二十三条）
  - 第二節 標準賃金日額等（第二百二十四条―第二百二十六条）
  - 第三節 日雇特別被保険者に係る保険給付（第二百二十七条―第二百四十九条）
- 第六章 保健事業及び福祉事業（第二百五十条―第二百五十条の十）

- 第七章 費用の負担（第二百五十一条―第八十三条）
- 第八章 健康保険組合連合会（第八十四条―第八十八条）
- 第九章 不服申立て（第八十九条―第九十二条）
- 第十章 雑則（第九十三条―第二百七条）
- 第十一章 罰則（第二百七条の二―第二百二十二条）

第六十三條 (略)

2 (略)

3 第一項の給付を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる病院若しくは診療所又は薬局のうち、自己の選定するものから、電子資格確認その他厚生労働省令で定める方法（以下「電子資格確認等」という。）により、被保険者であることの確認を受け、同項の給付を受けるものとする。

一 厚生労働大臣の指定を受けた病院若しくは診療所（第六十五条の規定により病床の全部又は一部を除いて指定を受けたときは、その除外された病床を除く。以下「保険医療機関」という。）又は薬局（以下「保険薬局」という。）

二 特定の被保険者が管掌する被保険者に対して診療又は調剤を行う病院若しくは診療所又は薬局であつて、当該被保険者が指定したもの

4 (略)

第八十五條 (入院時食事療養費)

2 給付と併せて受けた食事療養に要した費用について、入院時食事療養費を支給する。

2 (略)

第八十五條の二 (入院時生活療養費)

2 己の選定するものから、電子資格確認等により、被保険者であることの確認を受け、同条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて受けた生活療養に要した費用について、入院時生活療養費を支給する。

2 (略)

第八十六條 (保険外併用療養費)

2 被保険者であることの確認を受け、評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けたときは、その療養に要した費用について、保険外併用療養費を支給する。

2 (略)

第八十八條 (訪問看護療養費)

2 (略)

3 指定訪問看護を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、自己の選定する指定訪問看護事業者から、電子資格確認等により、被保険者であることの確認を受け、当該指定訪問看護を受けるものとする。

4 13 (略)

(家族療養費)  
第百十条 (略)

2 5 6 (略)

7 第六十三条、第六十四条、第七十条第一項、第七十二条第一項、第七十三条、第七十六条第三項から第六項まで、第七十八条、第八十条第一項、第八十五条第八項、第八十七条及び第九十八条の規定は、家族療養費の支給及び被扶養者の療養について準用する。

8 (略)

(家族訪問看護療養費)  
第百十一条 (略)

2 (略)

3 第八十八条第二項、第三項、第六項から第十一项まで及び第十三項、第九十条第一項、第九十一条、第九十二条第二項及び第三項、第九十四条並びに第九十八条の規定は、家族訪問看護療養費の支給及び被扶養者の指定訪問看護について準用する。

○船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（抄）【第六条関係】

## 目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 被保険者（第四条—第十条）

第三章 資格（第十一条—第十五条）

第一節 標準報酬月額及び標準賞与額（第十六条—第二十三条）

第二節 届出等（第二十四条—第二十八条）

第三節 保険給付

第一節 通則（第二十九条—第五十二条）

第二節 職務外の事由による疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関する保険給付

第一款 療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費の支給（第五十三条—第六十八条）

第二款 傷病手当金及び葬祭料の支給（第六十九条—第七十二条）

第三款 出産育児一時金及び出産手当金の支給（第七十三条—第七十五条）

第四款 家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族葬祭料及び家族出産育児一時金の支給（第七十六条—第八十二条）

第五款 高額療養費及び高額介護合算療養費の支給（第八十三条—第八十四条）

第三節 職務上の事由若しくは通勤による疾病、負傷、障害若しくは死亡又は職務上の事由による行方不明に関する保険給付

第一款 休業手当金の支給（第八十五条—第八十六条）

第二款 障害年金及び障害手当金の支給（第八十七条—第九十二条）

第三款 行方不明手当金の支給（第九十三条—第九十六条）

第四款 遺族年金の支給（第九十七条—第一百二条）



- 第四節 保険給付の制限（第三百三条―第一百十條）
  - 第五章 保健事業及び福祉事業（第一百一條）
  - 第六章 費用の負担（第一百二十二條―第一百三十七條）
  - 第七章 不服申立て（第一百三十八條―第一百四十一條）
  - 第八章 雑則（第一百四十二條―第一百五十五條）
  - 第九章 罰則（第一百五十五條の二―第一百六十一條）
- 附則

第五十三條（略）

25（略）

6 第一項第一号から第五号までに掲げる給付を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる病院若しくは診療所又は薬局のうち、自己の選定するものから、電子資格確認その他厚生労働省令で定める方法（以下「電子資格確認等」という。）により、被保険者又は被保険者であった者であることの確認を受け、同項第一号から第五号までに掲げる給付を受けるものとする。

一 保険医療機関又は保険薬局

二 船員保険の被保険者に対して診療又は調剤を行う病院若しくは診療所又は薬局であつて、協会が指定したもの

7（略）

第六十一條（入院時食療養費）

2 第六十一條 被保険者又は被保険者であつた者（特定長期入院被保険者等を除く。）が、第五十三條第三項に規定する給付対象傷病に関し、厚生労働省令で定めるところにより、同条第六項各号に掲げる病院又は診療所のうち自己の選定するものから、電子資格確認等により、被保険者又は被保険者であつた者であることの確認を受け、同条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて受けた食事療養に要した費用について、入院時食療養費を支給する。

27（略）

第六十二條（入院時生活療養費）

2 第六十二條 特定長期入院被保険者等が、第五十三條第三項に規定する給付対象傷病に関し、厚生労働省令で定めるところにより、同条第六項各号に掲げる病院又は診療所のうち自己の選定するものから、電子資格確認等により、被保険者又は被保険者であつた者であることの確認を受け、同条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて受けた生活療養に要した費用について、入院時生活療養費を支給する。

24（略）

第六十三條（保険外併用療養費）

2 第六十三條 被保険者又は被保険者であつた者が、第五十三條第三項に規定する給付対象傷病に関し、厚生労働省令で定めるところにより、同条第六項各号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局（以下「保険医療機関等」と総称する。）のうち自己の選定するものから、電子資格確認等により、被保険者又は被保険者であつた者であることの確認を受け、評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けたときは、その療養に要した費用について、保険外併用療養費を支給する。

25（略）

第六十五條（訪問看護療養費）

第六十五條（略）

- 2 (略)
- 3 指定訪問看護を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、自己の選定する指定訪問看護事業者から、電子資格確認等により、被保険者又は被保険者であった者であることの確認を受け、当該指定訪問看護を受けるものとする。
- 4 (略)
- 5 (略)

(家族療養費)  
第七十六条 (略)

- 2 (略)
- 5 (略)
- 6 第五十三条第一項、第二項、第六項及び第八項、第五十四条、第五十八条第三項、第五十九条、第六十条第一項、第六十一条第六項並びに第六十四条の規定は、家族療養費の支給及び被扶養者の療養について準用する。
- 7 (略)

(家族訪問看護療養費)  
第七十八条 (略)

- 2 (略)
- 3 健康保険法第八十八条第十項、第十一项及び第十三項、第九十一条、第九十二条第三項並びに第九十四条の規定並びに第六十五条第二項、第三項及び第六項から第十項までの規定は、家族訪問看護療養費の支給及び被扶養者の指定訪問看護について準用する。

○戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）（抄）【第七条関係】

目次

第一章	総則（第一条―第五条）
第二章	戸籍簿（第六条―第十二条の二）
第三章	戸籍の記載（第十三条―第二十四条）
第四章	届出
第一節	通則（第二十五条―第四十八条）
第二節	出生（第四十九条―第五十九条）
第三節	認知（第六十条―第六十五条）
第四節	養子縁組（第六十六条―第六十九条の二）
第五節	養子離縁（第七十条―第七十三条の二）
第六節	婚姻（第七十四条―第七十五条の二）
第七節	離婚（第七十六条―第七十七条の二）
第八節	親権及び未成年者の後見（第七十八条―第八十五条）
第九節	死亡及び失踪（第八十六条―第九十四条）
第十節	生存配偶者の復氏及び姻族関係の終了（第九十五条・第九十六条）
第十一節	推定相続人の廃除（第九十七条）
第十二節	入籍（第九十八条・第九十九条）
第十三節	分籍（第一百条）
第十四節	国籍の得喪（第一百一条―第一百六条）
第十五節	氏名の変更（第一百七条・第一百七条の二）

- 第十六節 転籍及び就籍（第八八条―第一百二十二条）
- 第五章 戸籍の訂正（第一百三十一条―第一百七十七条）
- 第六章 電子情報処理組織による戸籍事務の取扱いに関する特例等（第一百八十一条―第二百一十一条の三）
- 第七章 不服申立て（第二百二十二条―第二百五十五条）
- 第八章 雑則（第二百二十六条―第三十一条）
- 第九章 罰則（第三十二条―第四十条）
- 附則

第十三条 戸籍には、本籍の外、戸籍内の各人について、左の事項を記載しなければならない。

- 一 氏名
- 二 出生の年月日
- 三 戸籍に入った原因及び年月日
- 四 実父母の氏名及び実父母との続柄
- 五 養子であるときは、養親の氏名及び養親との続柄
- 六 夫婦については、夫又は妻である旨
- 七 他の戸籍から入った者については、その戸籍の表示
- 八 その他法律省令で定める事項

第二十九条 届書には、次の事項を記載し、届出人が、これに署名しなければならない。

- 一 三（略）
- 四 届出人と届出事件の本人と異なるときは、届出事件の本人の氏名、出生の年月日、住所、戸籍の表示及び届出人の資格

第五十七条（略）

② 前項の申出があつたときは、市町村長は、氏名をつけ、本籍を定め、且つ、附属品、発見の場所、年月日時その他の状況並びに氏名、男女の別、出生の推定年月日及び本籍を調書に記載しなければならない。その調書は、これを届書とみなす。

第七十七条 やむを得ない事由によつて氏を変更しようとするときは、戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者は、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届け出なければならない。

② 外国人と婚姻をした者がその氏を配偶者の称している氏に変更しようとするときは、その者は、その婚姻の日から六箇月以内に限り、家庭裁判所の許可を得ないで、その旨を届け出ることができる。

③ 前項の規定によつて氏を変更した者が離婚、婚姻の取消し又は配偶者の死亡の日以後にその氏を変更の際に称していた氏に変更しようとするときは、その者は、その日から三箇月以内に限り、家庭裁判所の許可を得ないで、その旨を届け出ることができる。

④ 第一項の規定は、父又は母が外国人である者（戸籍の筆頭に記載した者又はその配偶者を除く。）でその氏をその父又は母の称している氏に変更しようとするものに準用する。

第七十七条の二 正当な事由によつて名を変更しようとする者は、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届け出なければならない。

第一百十条（略）

② 届書には、第十三条に掲げる事項の外、就籍許可の年月日を記載しなければならない。

○防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（抄）【第八条関係】

（療養等）

第二十二条（略）

3 国は、次に掲げる事務を社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体に委託することができる。

一（略）

二 第一項の規定による給付又は支給その他の防衛省令で定める事務（第六項及び第七項において「給付事務」という。）に係る本人に係る情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務

5 4（略）

国及び保険医療機関等（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関その他の政令で定める医療機関又は薬局をいう。以下この項及び次項において同じ。）その他の関係者は、電子資格確認（保険医療機関等から療養を受けようとする者又は同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者（次項において「指定訪問看護事業者」という。）から同条第一項に規定する指定訪問看護を受けようとする者が、国に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第一百五十三号）第二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法その他の防衛省令で定める方法により、本人の資格に係る情報（第一項の規定による給付又は支給に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法及び、国から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関等又は当該指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関等又は当該指定訪問看護事業者から本人であることの確認を受けることを行う。）の仕組みの導入その他手続における情報通信の技術の利用の推進により、医療保険各法等（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七条第一項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。）その他医療に関する給付を定める法令の規定により行われる事務が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

6 防衛大臣、国、保険医療機関等、指定訪問看護事業者その他の給付事務又はこれに関連する事務の遂行のため自衛官診療証記号・番号等（発行者符号（防衛大臣が健康保険法第三条第十一项に規定する保険者番号に準じて定めるものをいう。）及び自衛官診療証記号・番号（国が本人の資格を管理するための記号及び番号として、本人ごとに定めるものをいう。）をいう。以下この項から第九項までにおいて「国が本人の資格を管理する者」として防衛省令で定める者（次項から第九項までにおいて「防衛大臣等」という。）は、これらの事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る自衛官診療証記号・番号等を告知することを求めない。

8 7（略）

何人も、次に掲げる場合を除き、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約（以下この項において「契約」という。）の申込みをしようとする者若しくは申込みをする者又はその者と契約の締結をした者に対し、当該者又は当該者以外の者に係る自衛官診療証記号・番号等を告知することを求めない。

一の防衛大臣等が、第六項に規定する場合に、自衛官診療証記号・番号等を告知することを求めるとき。

二 防衛大臣等以外の者が、前項に規定する場合に、自衛官診療証記号・番号等を告知することを求めるとき。

何人も、次に掲げる場合を除き、業として、自衛官診療証記号・番号等の記録されたデータベース（自己以外の者に係る自衛官診療証記号・番号等を含む情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることとが予定されているもの（以下この項において「提供データベース」という。）を構成してはならない。

9 何人も、次に掲げる場合を除き、業として、自衛官診療証記号・番号等の記録されたデータベース（自己以外の者に係る自衛官診療証記号・番号等を含む情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることとが予定されているもの（以下この項において「提供データベース」という。）を構成してはならない。

一 防衛大臣等が、第六項に規定する場合に、提供データベースを構成するとき。  
二 防衛大臣等以外の者が、第七項に規定する防衛省令で定める場合に、提供データベースを構成するとき。

12 10 防衛大臣は、前二項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、第八項若しくは第九項の規定に違反していると認めると足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又は職員をして当該者の事務所若しくは事業所に立ち入つて質問し、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

14 13 (略)  
第十二項の質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第三十三条 第二十二條第十一項の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十四条 正当な理由がなく第二十二條第十二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対して正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは正当な理由がなく同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

○ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）【第九条関係】

目次

第一章	総則（第一条・第二条）
第二章	組合及び連合会
第一節	組合（第三条―第二十条）
第二節	連合会（第二十一条―第三十六条）
第三章	組合員（第三十七条・第三十八条）
第四章	給付
第一節	通則（第三十九条―第四十九条）
第二節	短期給付
第一款	通則（第五十条―第五十三条）
第二款	保健給付（第五十四条―第六十五条）
第三款	休業給付（第六十六条―第六十九条）
第四款	災害給付（第七十条・第七十一条）
第三節	長期給付
第一款	通則（第七十二条）
第二款	厚生年金保険給付（第七十三条）
第三款	退職等年金給付（第七十四条―第七十五条の十）
第一目	通則（第七十四条―第七十五条の十）
第二目	退職年金（第七十六条―第八十二条）
第三目	公務障害年金（第八十三条―第八十八条）
第四目	公務遺族年金（第八十九条―第九十三条）
第四節	給付の制限（第九十四条―第九十七条）

- 第五章 福祉事業（第九十八条）
- 第六章 費用の負担（第九十九条―第一百二条）
- 第七章 地方公務員共済組合連合会に対する財政調整拠出金（第一百二条の二―第一百二条の五）
- 第八章 審査請求（第一百三―第一百十條）
- 第九章 雑則（第一百十一條―第一百二十七條）
- 附則（第一百二十七條の二―第一百三十一條）

（療養の機関及び費用の負担）

- 第五十五条 組合員は、前条第一項各号に掲げる療養の給付を受けようとするときは、財務省令で定めるところにより、保険医療機関等（次に掲げる医療機関又は薬局をいう。以下同じ。）から、電子資格確認（保険医療機関等から療養を受けようとする者又は第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者から同項に規定する指定訪問看護を受けようとする者が、組合に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第二十二條第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法その他の財務省令で定める方法により、組合員又は被扶養者の資格に係る情報（短期給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、組合員又は被扶養者から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関等又は当該指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関等又は当該指定訪問看護事業者から組合員又は被扶養者であることの確認を受けることを行う。）の他財務省令で定める方法（以下「電子資格確認等」という。）により、組合員であることの確認を受け、その給付を受けるものとする。
- 一 組合又は連合会の経営する医療機関又は薬局
- 二 組合員（地方公務員等共済組合法第三条第一項に規定する地方公務員共済組合（以下「地方の組合」という。）で療養の給付に相当する給付を行うものの組合員及び私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学共済制度の加入者」という。）を含む。）に対し療養を行う医療機関又は薬局で組合員の療養について組合が契約しているもの
- 三 保険医療機関又は保険薬局（健康保険法第六十三條第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。以下同じ。）

（入院時食事療養費）

- 第五十五条の三 組合員（特定長期入院組合員を除く。）が公務によらない病気又は負傷により、財務省令で定めるところにより、第五十五条第一項各号に掲げる医療機関から、電子資格確認等により、組合員であることの確認を受け、第五十四条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて食事療養を受けたときは、その食事療養に要した費用について入院時食事療養費を支給する。

（入院時生活療養費）

- 第五十五条の四 特定長期入院組合員が公務によらない病気又は負傷により、財務省令で定めるところにより、第五十五条第一項各号に掲げる医療機関から、電子資格確認等により、組合員であることの確認を受け、第五十四条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて生活療養を受けたときは、その生活療養に要した費用について入院時生活療養費を支給する。

(保険外併用療養費)  
第五十五条の五 組合員が公務によらない病気又は負傷により、財務省令で定めるところにより、保険医療機関等から、電子資格確認等により、組合員であることの確認を受け、評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けたときは、その療養に要した費用について保険外併用療養費を支給する。  
2 4 (略)

(訪問看護療養費)  
第五十六条の二 組合員が公務によらない病気又は負傷により、財務省令で定めるところにより、健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者(以下「指定訪問看護事業者」という。)から、電子資格確認等により、組合員であることの確認を受け、同項に規定する指定訪問看護(以下「指定訪問看護」という。)を受けた場合において、組合員が必要と認めたときは、その指定訪問看護に要した費用について訪問看護療養費を支給する。  
2 7 (略)

(家族療養費)  
第五十七条 (略)

2 6 (略)  
7 第五十五条第一項、第五十五条の三第六項並びに第五十六条第一項及び第二項の規定は、被扶養者の療養及び家族療養費の支給について準用する。  
8・9 (略)

(家族訪問看護療養費)  
第五十七条の三 (略)

2 (略)  
3 第五十六条の二第一項及び第三項から第五項までの規定は、家族訪問看護療養費の支給及び被扶養者の指定訪問看護について準用する。  
4 (略)

○国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)(抄)【第十条関係】

(国、都道府県及び市町村の責務)  
第四条 (略)

2 (略)  
3 市町村は、被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項、国民健康保険の保険料(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による国民健康保険税を含む。第九条第三項、第七項及び第十項、第十一条第二項、第六十三条の二、第八十一条の二第一項各号並びに第十項第二号及び第三号、第八十二条の二第二項第二号及び第三号並びに附則第七条第一項第三号並びに第二十一条第三項第三号及び第四項第三号において同じ。)の徴収、保健事業の実施その他の国民健康保険事業を適切に実施するものとする。  
4・5 (略)

(届出等)  
第九条 世帯主は、厚生労働省令で定めるところにより、その世帯に属する被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を市町村に届け出なければならない。







規定は、保険医療機関について受けた食事療養及びこれに伴う入院時食事療養費の支給について準用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(入院時生活療養費)

第五十二条の二 市町村及び組合は、特定長期入院被保険者が、自己の選定する保険医療機関について第三十六条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて受けた生活療養に要した費用について、当該特定長期入院被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に対し、入院時生活療養費を支給する。ただし、当該世帯主又は組合員が当該特定長期入院被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

2 (略)

3 健康保険法第六十四条並びに本法第三十六条第三項、第四十条、第四十一条、第四十五条第三項から第八項まで、第四十五条の二及び前条第三項から第五項までの規定は、保険医療機関について受けた生活療養及びこれに伴う入院時生活療養費の支給について準用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(保険外併用療養費)

第五十三条 市町村及び組合は、被保険者が自己の選定する保険医療機関等について評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に対し、その療養に要した費用について、保険外併用療養費を支給する。ただし、当該世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

2 (略)

3 健康保険法第六十四条並びに本法第三十六条第三項、第四十条、第四十一条、第四十五条第三項から第八項まで、第四十五条の二及び第五十二条第三項から第五項までの規定は、保険医療機関等について受けた評価療養、患者申出療養及び選定療養並びにこれらに伴う保険外併用療養費の支給について準用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 (略)

(療養費)

第五十四条 市町村及び組合は、療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給（以下この項及び次項において「療養の給付等」という。）を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所若しくは薬局その他の者について診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、市町村又は組合がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。ただし、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

2 市町村及び組合は、被保険者が電子資格確認等により被保険者であることの確認を受けないで保険医療機関等について診療又は薬剤の支給を受けた場合において、当該確認を受けなかったことが、緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給するものとする。ただし、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

3 (略)

4 (略)

(訪問看護療養費)

第五十四条の二 市町村及び組合は、被保険者が指定訪問看護事業者（健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）について指定訪問看護（同項に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）を受けたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に対し、その指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費を支給する。ただし、当該世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。



(市町村による保険給付に係る事務の範囲)  
第六十六条の二 市町村が第三十六条第一項、第四十三条第三項、第五十二条第一項、第五十三条第一項、第五十四条第一項及び第二項、第五十四条の二第一項、第五十四条の三第一項、第三項及び第四項、第五十四条の四第一項、第五十五条第一項、第五十六条第二項、第五十七条の二第一項並びに第五十七条の三第一項の規定により行う保険給付については、当該市町村の区域内に住所を有する者に対し、行うものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域内に住所を有する者について、第四十二条第二項、第四十三条第一項、第四十四条第一項、第四十五条第三項(第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第二項において準用する場合を含む。)、及び第五十八条第一項の規定による事務を行うものとする。

#### (保険料の徴収の方法)

第七十六条の三 (略)  
2 前項の老齢等年金給付は、国民年金法による老齢基礎年金その他の同法又は厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による老齢、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるもの及びこれらの年金たる給付に類する老齢若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものをいう。

#### (審査請求)

第九十一条 保険給付に関する処分(被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。)、又は保険料その他この法律の規定による徴収金に関する処分に不服がある者は、国民健康保険審査会に審査請求をすることができる。  
2 (略)

#### (厚生労働大臣と都道府県知事との連携)

第一百九条 第四十一条第一項(第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第二項において準用する場合を含む。)、及び第二項(第四十五条の二第四項、第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第二項において準用する場合を含む。)、第四十五條の二第一項(第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第二項において準用する場合を含む。)、第五十四條の二の三第一項(第五十四條の三第二項において準用する場合を含む。)、並びに第一百十四條の規定により、厚生労働大臣又は都道府県知事がこれらの規定に規定する事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

#### (事務の区分)

第一百九条の二 第十七条第一項及び第三項(第二十七条第三項において準用する場合を含む。)、第二十四条の四、第二十四条の五、第二十五条第一項、第二十七条第二項及び第四項、第三十二条第二項、第三十二条の七第一項及び第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)、第三十二条の十二、第四十一条第一項(第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第二項、第五十四条の三第二項、第五十五条第三項及び第五十六条第三項において準用する場合を含む。)、及び第二項(第四十五条の二第四項、第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第二項、第五十五条第三項及び第五十六条第三項において準用する場合を含む。)、第五十四条の二並びに第五十四条の三第二項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第二項、第五十五条第三項及び第五十六条第三項において準用する場合を含む。)、第八十条第一項、第八十八条並びに第八十九条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務、第六十六条第一項(第二号に係る部分に限る。)、第八十条第一項、第八十八条並びに第八十九条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち組合に係るもの並びに第一百十四条、附則第十六条において準用する高齢者の医療の確保に関する法律第四

十四条第四項及び第三百三十四条第二項並びに附則第十九条において準用する同法第五百二十二条第一項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第二百七十二条 市町村は、条例で、第九条第一項若しくは第九項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は同条第三項若しくは第四項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。  
254 (略)

・全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第 号）（抄）

第四条 国民健康保険法の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「、第八十二条の二第二項第二号」を「並びに第八十二条の二第二項第二号」に、「附則第七条第一項第三号並びに第二十一条第三項第三号及び第四項第三号」を「第六項」に改める。

(略)  
第一百九条の二中「、附則第十六条において準用する高齢者の医療の確保に関する法律第四十四条第四項及び第三百三十四条第二項並びに附則第十九条において準用する同法第五百二十二条第一項及び第三項」を削る。

#### 附則

第一条 (施行期日) この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一5七 (略)

・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）（抄）

(一般疾病医療費の支給)

第十八条 厚生労働大臣は、被爆者が、負傷又は疾病（第十条第一項に規定する医療の給付を受けることができる負傷又は疾病、遺伝性疾病、先天性疾病及び厚生労働大臣の定めるその他の負傷又は疾病を除く。）につき、都道府県知事が次条第一項の規定により指定する医療機関（以下「被爆者一般疾病医療機関」という。）から第十条第二項各号に掲げる医療を受け、又は緊急その他やむを得ない理由により被爆者一般疾病医療機関以外の者からこれらの医療を受けたときは、その者に対し、当該医療に要した費用の額を限度として、一般疾病医療費を支給することができる。ただし、その者が、当該負傷若しくは疾病につき、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国民健康保険法、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）、他の法律において「社会保険法」という。）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）（以下この条において「社会保険基準法」という。）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、船員法（昭和二十二年法律第百号）若しくは独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）の規定により医療に関する給付を受け、若しくは受け、当該医療に要した費用の額から当該医療が法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担により医療に関する給付として行われたときは、当該医療に要した費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額（その者が社会保険若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付を受け、又は受けることができる額）とし、当該医療が法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療の現物給付として行われたときは、当該医療に関する給付について行われた実費徴収の額とする。）の限度において支給するものとする。

2 前条第二項の規定は、前項の医療に要した費用の額の算定について準用する。

3 被爆者が被爆者一般疾病医療機関から医療を受けた場合においては、厚生労働大臣は、一般疾病医療費として当該被爆者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に關し当該医療機関に支払うべき費用を、当該被爆者に代わり、当該医療機関に支払うことができ

4 前項の規定による支払があつたときは、当該被爆者に対し、一般疾病医療費の支給があつたものとみなす。

5 社会保険各法若しくは高齡者の医療の確保に關する法律の規定による被保険者又は組合員である被爆者が、第一項に規定する負傷又は疾病について被爆者一般疾病医療機関から医療を受ける場合には、当該社会保険各法又は高齡者の医療の確保に關する法律の規定により当該医療機関に支払うべき一部負担金は、当該社会保険各法又は高齡者の医療の確保に關する法律の規定にかかわらず、当該医療に關し厚生労働大臣が第三項の規定による支払をしない旨の決定をするまでは、支払うことを要しない。

○地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）（抄）【第十一条關係】

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 組合及び連合会

  第一節 組合（第三条―第二十六条）

  第二節 連合会

    第一款 全国市町村職員共済組合連合会（第二十七条―第三十八条）

    第二款 地方公務員共済組合連合会（第三十八条の二―第三十八条の九）

第三章 組合員（第三十九条―第四十一条）

第四章 給付

  第一節 通則（第四十二条―第五十二条）

  第二節 短期給付

    第一款 通則（第五十三条―第五十五条）

    第二款 保健給付（第五十六条―第六十七条）

    第三款 休業給付（第六十八条―第七十一条）

    第四款 災害給付（第七十二条・第七十三条）

  第三節 長期給付

    第一款 通則（第七十四条）

    第二款 厚生年金保険給付（第七十五条）

    第三款 退職等年金給付

      第一目 通則（第七十六条―第八十六条）

      第二目 退職年金（第八十七条―第九十六条）

      第三目 公務障害年金（第九十七条―第一百条）

      第四目 公務遺族年金（第一百零一条―第一百零七条）

  第四節 給付の制限（第一百零八条―第一百一十一条）

第五章 福祉事業（第一百十二条・第一百十二条の二）

  第一節 実施機関積立金及び退職等年金給付組合積立金等の管理及び運用

  第二節 退職等年金給付組合積立金等の管理及び運用（第一百十二条の三―第一百十二条の九）

  第三節 退職等年金給付組合積立金等の管理及び運用（第一百十二条の十―第一百十二条の十六）

- 第六章 費用の負担（第百十三条―第百十六条）
- 第六章の二 国家公務員共済組合連合会に対する財政調整拠出金（第百十六条の二―第百十六条の五）
- 第七章 審査請求（第百七条―第百二十一条）
- 第八章 地方財政審議会の意見の聴取（第百二十二条―第百二十五条）
- 第九章 船員組合員等の特例（第百二十六条―第百四十四条の二）
- 第九章の二 地方団体関係団体の職員の年金制度等（第百四十四条の三―第百四十四条の二十二）
- 第九章の三 雑則（第百四十四条の二十三―第百四十六条）
- 第十章 罰則（第百四十六条の二―第百五十一条）

（療養の機関及び費用の負担）

第五十七条 組合員は、前条第一項各号に掲げる療養の給付を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、保険医療機関等（次に掲げる医療機関又は薬局をいう。以下同じ。）から、電子資格確認（保険医療機関等から療養を受けようとする者又は第五十八条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者から同項に規定する指定訪問看護を受けようとする者が、組合に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第二十二條第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法その他の主務省令で定める方法により、組合員又は被扶養者の資格に係る情報（短期給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、組合員又は被扶養者であることの確認を受けることを行う。看護事業者が提供し、当該保険医療機関等又は当該指定訪問看護事業者から組合員又は被扶養者であることの確認を受けることを行う。以下同じ。）その他主務省令で定める方法（以下「電子資格確認等」という。）により、組合員であることの確認を受け、その給付を受けるものとする。

- 一 組合の経営する医療機関又は薬局
- 二 組合員（国家公務員共済組合法第三条第一項に規定する国家公務員共済組合（以下「国の組合」という。）の組合員及び私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学共済制度の加入者」という。）を含む。）に対し療養を行う医療機関又は薬局で組合員の療養について組合が契約しているもの
- 三 保険医療機関又は保険薬局（健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。以下同じ。）

（入院時食事療養費）

第五十七条の三 組合員（特定長期入院組合員を除く。）が公務によらない病気又は負傷により、主務省令で定めるところにより、第五十七条第一項各号に掲げる医療機関から、電子資格確認等により、組合員であることの確認を受け、第五十六条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて食事療養を受けたときは、その食事療養に要した費用について入院時食事療養費を支給する。

（入院時生活療養費）

第五十七条の四 特定長期入院組合員が公務によらない病気又は負傷により、主務省令で定めるところにより、第五十七条第一項各号に掲げる医療機関から、電子資格確認等により、組合員であることの確認を受け、第五十六条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて生活療養を受けたときは、その生活療養に要した費用について入院時生活療養費を支給する。

(保険外併用療養費)

第五十七条の五 組合員が公務によらない病気又は負傷により、主務省令で定めるところにより、保険医療機関等から、電子資格確認等により、組合員であることの確認を受け、評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けたときは、その療養に要した費用について保険外併用療養費を支給する。

2 4 (略)

(訪問看護療養費)

第五十八条の二 組合員が公務によらない病気又は負傷により、主務省令で定めるところにより、健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者(以下「指定訪問看護事業者」という。)から、電子資格確認等により、組合員であることの確認を受け、同項に規定する指定訪問看護(以下「指定訪問看護」という。)を受けた場合において、組合が必要と認めたときは、その指定訪問看護に要した費用について訪問看護療養費を支給する。

2 5 7 (略)

(家族療養費)

第五十九条 (略)

2 5 6 (略)

7 第五十七条第一項、第五十七条の三第六項並びに第五十八条第一項及び第二項の規定は、被扶養者の療養及び家族療養費の支給について準用する。

8・9 (略)

(家族訪問看護療養費)

第五十九条の三 (略)

2 (略)

3 第五十八条の二第一項及び第三項から第五項までの規定は、家族訪問看護療養費の支給及び被扶養者の指定訪問看護について準用する。

4 (略)

○高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号) (抄) 【第十二条関係】

(届出等)

第五十四条 (略)

2 (略)

3 被保険者は、後期高齢者医療広域連合に対し、当該被保険者に係る被保険者証の交付を求めることができる。

4 後期高齢者医療広域連合は、保険料を滞納している被保険者(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第十七号)による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付を受けることができる被保険者を除く。)が、当該保険料の滞納につき災害その

納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該被保険者に対し被保険者証の返還を求めるとする。

5 後期高齢者医療広域連合は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、同項に規定する被保険者に対し被保険者証の返還を求めることができる。ただし、同項に規定する政令で定める特別の事情があると認められるときは、この限りでない。



6 前二項の規定により被保険者が証の返還を求められた被保険者は、後期高齢者医療広域連合に当該被保険者証を返還しなければならない。  
7 前項の規定により被保険者が被保険者証を返還したときは、後期高齢者医療広域連合は、当該被保険者証に対し、被保険者資格証明書を交付する。

8 後期高齢者医療広域連合は、被保険者資格証明書の交付を受けている被保険者が滞納している保険料を完納したとき、又はその者に係る滞納額の著しい減少、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、当該被保険者に対し、被保険者証を交付する。  
9 被保険者は、その資格を喪失したときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、後期高齢者医療広域連合に被保険者証を返還しなければならない。

1110 (略)  
前各項に規定するもののほか、被保険者に関する届出並びに被保険者証及び被保険者資格証明書に關して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

#### (療養の給付)

第六十四条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者の疾病又は負傷に關しては、次に掲げる療養の給付を行う。ただし、当該被保険者が被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

#### 一五 (略)

2 (略)  
3 被保険者が第一項の給付を受けようとするときは、自己の選定する保険医療機関等から、電子資格確認(保険医療機関等から療養を受けようとする者又は指定訪問看護事業者から第七十八条第一項に規定する指定訪問看護を受けようとする者が、後期高齢者医療広域連合に対し、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。)に記録された利用者番号(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に關する法律(平成十四年法律第五十三号)第二十二條第一項に規定する利用者番号)をいう。)を送信する方法その他の厚生労働省令で定める方法により、被保険者の資格に係る情報(保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。)の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、後期高齢者医療広域連合から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から被保険者であることの確認を受けることをいう。以下同じ。)その他厚生労働省令で定める方法(以下「電子資格確認等」という。)により、被保険者であることの確認を受け、第一項の給付を受けるものとする。ただし、厚生労働省令で定める場合に該当するときは、当該確認を受けることを要しない。

#### 4 (略)

#### (入院時食事療養費)

第七十四条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者(長期入院療養を受ける被保険者(次条第一項において「長期入院被保険者」という。)を除く。以下この条において同じ。)が、保険医療機関等(保険薬局を除く。以下この条及び次条において同じ。)のうち自己の選定するものについて第六十四条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて受けた食事療養に要した費用について、当該被保険者に対し、入院時食事療養費を支給する。ただし、当該被保険者が被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

#### 2 (略)

10 健康保険法第六十四条並びに本法第六十四条第三項、第六十六条、第七十条第二項から第七十二条の規定は、保険医療機関等について受けた食事療養及びこれに伴う入院時食事療養費の支給について準用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

#### (入院時生活療養費)

第七十五条 後期高齢者医療広域連合は、長期入院被保険者が、保険医療機関等のうち自己の選定するものについて第六十四条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて受けた生活療養に要した費用について、当該長期入院被保険者に対し、入院時生活療養費を支給する。ただし、当該長期入院被保険者が被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

2 健康保険法第六十四条並びに本法第六十四条第三項、第六十六条、第七十条第二項から第七項まで、第七十二条及び前条第五項から第七項までの規定は、保険医療機関等について受けた生活療養及びこれに伴う入院時生活療養費の支給について準用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(保険外併用療養費)

第七十六条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者が、自己の選定する保険医療機関等について評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けたときは、当該被保険者に対し、その療養に要した費用について、保険外併用療養費を支給する。ただし、当該被保険者が被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

2 (略)

6 健康保険法第六十四条並びに本法第六十四条第三項、第六十六条、第七十条第二項から第七項まで、第七十二条及び第七十四条第五項から第七項までの規定は、保険医療機関等について受けた評価療養、患者申出療養及び選定療養並びにこれらに伴う保険外併用療養費の支給について準用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

7 (略)

(療養費)

第七十七条 後期高齢者医療広域連合は、療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給（以下この項及び次項において「療養の給付等」という。）を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所若しくは薬局その他の者について診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、後期高齢者医療広域連合がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。ただし、当該被保険者が被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

2 後期高齢者医療広域連合は、被保険者が電子資格確認等により被保険者であることの確認を受けないで保険医療機関等について診療又は薬剤の支給を受けた場合において、当該確認を受けなかったことが、緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給するものとする。ただし、当該被保険者が被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

3 (略)

(訪問看護療養費)

第七十八条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者が指定訪問看護事業者から当該指定に係る訪問看護事業（健康保険法第八十八条第一項に規定する訪問看護事業をいう。）を行う事業所により行われる訪問看護（疾病又は負傷により、居室において継続して療養を受ける状態にある被保険者（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める者が行う療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。以下「指定訪問看護」という。）を受けたときは、当該被保険者に対し、当該指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費を支給する。ただし、当該被保険者が被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

2 (略)

3 被保険者が指定訪問看護を受けようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、自己の選定する指定訪問看護事業者から、電子資格確認等により、被保険者であることの確認を受け、当該指定訪問看護を受けるものとする。

4 (略)

第八十二条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者が被保険者資格証明書の交付を受けている場合において、当該被保険者が保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けたときは、当該被保険者に対し、その療養に要した費用について、特別療養費を支給する。第七十八条第八項において準用する本法第六十四条第三項、第六十五条、第六十六条、第七十条第二項、第七十二条、第七十四条第七項（第七十八条第八項において必要な技術的読替えは、政令で定める。）は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について受けた特別療養費に係る療養及びこれに伴う特別療養費の支給について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 第一項に規定する場合において、当該被保険者に対し被保険者証が交付されているならば第七十七条第一項の規定が適用されることとなるときは、後期高齢者医療広域連合は、療養費を支給することができる。

4 第一項に規定する場合において、被保険者が電子資格確認等により被保険者であることの確認を受けないで保険医療機関等について診療又は薬剤の支給を受け、当該確認を受けなかったことが、緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるときは、後期高齢者医療広域連合は、療養費を支給するものとする。

5 第七十七条第三項及び第四項の規定は、前二項の規定による療養費について準用する。この場合において、同条第四項中「療養の給付を受けるべき場合」とあるのは「被保険者証が交付されているならば療養の給付を受けることができる場合」と、「入院時食事療養費の給付を受けるべき場合」とあるのは「被保険者証が交付されているならば入院時食事療養費の支給を受けることができる場合」と、「入院時生活療養費の支給を受けるべき場合」とあるのは「被保険者証が交付されているならば入院時生活療養費の支給を受けることができる場合」と、「保険外併用療養費の支給を受けるべき場合」とあるのは「被保険者証が交付されているならば保険外併用療養費の支給を受けることができる場合」と読み替えるものとする。

第九十二条 後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療給付を受けることができる被保険者が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、後期高齢者医療給付の全部又は一部の支払を受けることとする。

2 後期高齢者医療広域連合は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、後期高齢者医療給付を受けることができる被保険者が保険料を滞納している場合には、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、後期高齢者医療給付の全部又は一部の支払を受けることができる。

3 後期高齢者医療広域連合は、第五十四条第七項の規定により被保険者資格証明書の交付を受けている被保険者であつて、前二項の規定による後期高齢者医療給付の全部又は一部の支払の一時差止めがなされているものが、なお滞納している保険料を納付しない場合において、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該被保険者に通知して、当該一時差止めに係る後期高齢者医療給付の額から当該被保険者が滞納している保険料額を控除することができる。

(審査請求)

第二百二十八条 後期高齢者医療給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他この章の規定による徴収金（市町村及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。）に関する処分（不服がある者は、後期高齢者医療審査会に審査請求をすることができる。）が略。

(事務の区分)

第六十五条 第四十四条第四項（第二百二十四条及び附則第十条において準用する場合を含む。）、第六十一条第一項及び第二項、第六十六条第一項（第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第二項において準用する場合を含む。）及び第二十

項（第七十二条第二項、第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第二項において準用する場合を含む。）、第七十条第二項並びに第七十二条第一項及び第三項（これらの規定を第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第二項において準用する場合を含む。）、第八十条並びに第八十一条第一項及び第三項（これらの規定を第八十二条第二項において準用する場合を含む。）、第三百三十三条第二項、第三百三十四条第二項（附則第十条において準用する場合を含む。）、第五百二十二条第一項及び第三項（これらの規定を附則第十一条第二項において準用する場合を含む。）並びに第二百二十七条の規定において準用する国民健康保険法第八十八条及び第八十九条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第七十一条（略）

2 後期高齢者医療広域連合は、条例で、第五十四条第四項又は第五項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3 7 （略）

・全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第 号）（抄）

（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正）

第六条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

（略）  
第六百六十五条中「第二百二十四条」の下に「、第二百二十四条の八」を加える。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 七 （略）

・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七号）（抄）

（一般疾病医療費の支給）

第十八条 厚生労働大臣は、被爆者が、負傷又は疾病（第十条第一項に規定する医療の給付を受けることができる負傷又は疾病、遺伝性疾病、先天性疾病及び厚生労働大臣の定めるその他の負傷又は疾病を除く。）につき、都道府県知事が次条第一項の規定により指定する医療機関（以下「被爆者一般疾病医療機関」という。）から第十条第二項各号に掲げる医療を受け、又は緊急その他やむを得ない理由により被爆者一般疾病医療機関以外の者からこれらの医療を受けたときは、その者に対し、当該医療に要した費用の額を限度として、一般疾病医療費を支給することができる。ただし、その者が、当該負傷若しくは疾病につき、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国民健康保険法、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）他の法律において「社会保険各法」という。）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、船員法（昭和二十二年法律第九号）若しくは独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）の規定により医療に関する給付を受け、若しくは受け、若しくは受け、又は当該医療が法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付として行われたときは、

当該医療に要した費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額（その者が社会保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付を受け、又は受けることができるときは、当該療養の給付に関する当該社会保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金に相当する額とし、当該医療が法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療の現物給付として行われたときは、当該医療に関する給付について行われた実費徴収の額とする。）の限度において支給するものとする。

2 前条第二項の規定は、前項の医療に要した費用の額の算定については、厚生労働大臣は、一般疾病医療費として当該被爆者に支給すべき被爆者が被爆者一般疾病医療機関から医療を受けた場合において、厚生労働大臣は、一般疾病医療費として当該被爆者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に支払うべき費用を、当該被爆者に代わり、当該医療機関に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があつたときは、当該被爆者に対し、一般疾病医療費の支給があつたものとみなす。

5 社会保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被爆者又は組合員である被爆者が、第一項に規定する負傷又は疾病について被爆者一般疾病医療機関から医療を受ける場合には、当該社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により当該医療機関に支払うべき一部負担金は、当該社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定にかかわらず、当該医療に關し厚生労働大臣が第三項の規定による支払をしない旨の決定をするまでは、支払うことを要しない。

○地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第二十号）（抄）【第十三条・第十四条・附則第二十五条関係】

（郵便局における事務の取扱い）

第二条 地方公共団体は、次に掲げる当該地方公共団体の事務を、当該地方公共団体において取り扱うほか、次条第一項の規定により当該地方公共団体が指定した郵便局において取り扱わせることができる。

一（略）

六 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項の規定に基づく同項の個人番号カード利用署名用電子証明書（以下この号において「個人番号カード用署名用電子証明書」という。）の発行の申請の受付、同条第三項の署名利用者の確認のための書類の受付及び当該申請に係る個人番号カード用署名用電子証明書の記録した同条第四項の個人番号カードの引渡し並びに同法第九条第一項の規定に基づく個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び同条第二項において準用する同法第三条第三項の署名利用者の確認のための書類の受付

七 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第二十二條第一項の規定に基づく同項の個人番号カード利用署名用電子証明書（以下この号において「個人番号カード用署名用電子証明書」という。）の発行の申請の受付、同条第三項の利用者証明利用者の確認のための書類の受付及び当該申請に係る個人番号カード用署名用電子証明書の記録した同条第四項の個人番号カードの引渡し並びに同法第二十八條第一項の規定に基づく個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び同条第二項において準用する同法第二十二條第三項の利用者証明利用者確認のための書類の受付

八・九（略）

（郵便局の指定等）

第三条 地方公共団体は、前条各号に掲げる事務を郵便局において取り扱わせようとするときは、次に掲げる基準に適合する郵便局を指定するものとする。

一 その人的構成に照らして、前条各号に掲げる事務のうち郵便局において取り扱う事務（以下「郵便局取扱事務」という。）を適正かつ確実に実施することができる知識及び能力を有していること。

二 郵便局取扱事務を適正かつ確実に実施するために必要な施設及び設備として総務省令で定める施設及び設備を備えていること。

三 個人情報報の適正な取扱いを確保するための措置その他郵便局取扱事務を適正かつ確実に実施するために必要な措置として総務省令で

- 定める措置が講じられていること。  
四 その他総務省令で定める基準に適合するものであること。  
2 5 (略)

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2 6 (略)

7 この法律において「個人番号カード」とは、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令で定める事項が記載され、本人の写真が表示され、かつ、これらの事項その他主務省令で定める事項（以下「カード記録事項」という。）が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法）その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。第十八条において同じ。）により記録されたカードであつて、この法律又はこの法律に基づく命令で定めるところによりカード記録事項を閲覧し、又は改変する権限を有する者以外の者による閲覧又は改変を防止するために必要なものとして主務省令で定める措置が講じられたものをいう。

8 5 (略)

（個人番号カードの交付等）

第十七条 市町村長は、政令で定めるところにより、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、前条第一項の申請により、その者に係る個人番号カードを交付するものとする。この場合において、当該市町村長は、その者が本人であることを確認するため、の措置として政令で定める措置をとらなければならない。

2 (略)

3 前項の規定により個人番号カードの提出を受けた市町村長は、当該個人番号カードについて、カード記録事項の変更その他当該個人番号カードの適切な利用を確保するために必要な措置を講じ、これを返還しなければならない。

4 第二項の場合を除くほか、個人番号カードの交付を受けている者は、カード記録事項に変更があつたときは、その変更があつた日から十四日以内に、その旨をその者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長（次項及び第七項並びに第十八条の二第三項において「住所地市町村長」という。）に届け出るとともに、当該個人番号カードを提出しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

5 個人番号カードの交付を受けている者は、当該個人番号カードを紛失したときは、直ちに、その旨を住所地市町村長に届け出なければならない。

6 (略)

7 個人番号カードの交付を受けている者は、当該個人番号カードの有効期間が満了した場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、当該個人番号カードを住所地市町村長に返納しなければならない。

8 (略)

・電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第一百五十三号）（抄）

（個人番号カード用署名用電子証明書の発行）

第三条 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村（特別区を含む。以下同じ。）の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）を経由して、機構に対し、自己に係る署名用電子証明書（署名利用者検証符号が当該署名利用者のものであることを証明するために作成される電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができな

い方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）であつて、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）に記録するもの（以下「個人番号カード用署名用電子証明書」という。）の発行の申請をすることができる。

2 (略)

3 住所都市町村長は、前項の規定により申請書の提出を受けたときは、申請者が当該市町村の備える住民基本台帳に記録されている者であることの確認（以下この条において「署名利用者確認」という。）をすることができる。署名利用者確認のため、総務省令で定めるところにより、これを証明する書類の提示又は提出を申請者に求めることができる。

4 住所都市町村長は、前項の規定により署名利用者確認をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該申請者の個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及びこれと対応する署名利用者検証符号を作成し、これらを当該申請者の個人番号カードに記録するものとする。

5 (略)

第三条の二 戸籍の附票に記録されている国外転出者（住民基本台帳法第十七条第三号に規定する国外転出者をいう。以下同じ。）は、その者が記録されている戸籍の附票を備える市町村の市町村長（以下「附票管理市町村長」という。）を経由して、機構に対し、自己に係る個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請をすることができる。

2 (略)

(個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行)

第二十二条 住民基本台帳に記録されている者は、住所都市町村長を経由して、機構に対し、自己に係る利用者証明用電子証明書（利用者証明用検証符号が当該利用者証明用者のものであることを証明するために作成される電磁的記録をいう。以下同じ。）であつて、個人番号カードに記録するもの（以下「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」という。）の発行の申請をすることができる。

2 (略)

3 住所都市町村長は、前項の規定により申請書の提出を受けたときは、申請者が当該市町村の備える住民基本台帳に記録されている者であることの確認（以下この条において「利用者証明利用者確認」という。）をすることができる。利用者証明利用者確認のため、総務省令で定めるところにより、これを証明する書類の提示又は提出を申請者に求めることができる。

4 住所都市町村長は、前項の規定により利用者証明利用者確認をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該申請者の個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及びこれと対応する利用者証明利用者検証符号を作成し、これらを当該申請者の個人番号カードに記録するものとする。

5 (略)

第二十二條の二 戸籍の附票に記録されている国外転出者は、附票管理市町村長を経由して、機構に対し、自己に係る個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行の申請をすることができる。

2 前条第二項から第八項までの規定は、前項の申請について準用する。この場合において、同条第二項中「住所都市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と、「住民基本台帳」とあるのは「附票管理市町村長」と、「住民基本台帳」とあるのは「附票管理市町村長」と、「住民基本台帳」とあるのは「附票管理市町村長」と、「住民基本台帳」とあるのは「附票管理市町村長」と、「住民基本台帳」とあるのは「附票管理市町村長」と読み替えるものとする。

○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）（抄）【第十五条関係】

(登録)

第三条 預貯金者は、公的給付の支給等に係る金銭の授受に利用することができる一の前貯金口座について、登録を受けることができる。

2 前項の登録を受けようとする者は、デジタル庁令で定めるところにより、内閣総理大臣に申請をしなければならない。この場合において、公的給付支給等口座登録簿は、公的給付支給等口座登録簿に当該前貯金口座に係る次に掲げる事項を記録してするものとする。この場合において、公的給付支給等口座登録簿は、その全部を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。第十二条第二項において同じ。）をもって調製するものとする。

1 金融機関及びその店舗の名称

二 預貯金の種別及び口座番号

三 名義人の氏名

四 名義人の個人番号（番号利用法第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

五 その他デジタル庁令で定める事項

4 内閣総理大臣は、第一項の登録をしたときは、デジタル庁令で定める方法により、同項の登録を受けた預貯金者（以下「公的給付支給等口座登録者」という。）に対し、その旨その他デジタル庁令で定める事項を通知しなければならない。

（登録の特例等）

第五条 行政機関の長等（この項の規定による同意の取得及び情報の提供を適切に行い得るものと認められる者としてデジタル庁令で定めるものに限る。）は、その行う公的給付の支給等に係る金銭の授受に利用する一の前貯金口座に関する情報であつて第三条第三項各号に掲げる事項に係るものについて、預貯金者から取得したとき又は保有しているときは、デジタル庁令で定めるところにより、当該預貯金者に対し、次に掲げる事項を説明した上で、当該預貯金者の同意を得て、内閣総理大臣に提供することができる。

一 当該同意をしたときは、公的給付支給等口座登録簿に第三条第三項各号に掲げる事項が記録されることがあること。

二 各行政機関の長等は、公的給付の支給等に係る金銭の授受をするために必要があるときは、内閣総理大臣に対し、公的給付支給等口座登録簿に記録された第三条第三項第一号から第三号までに掲げる事項に係る情報（第九条において「公的給付支給等口座登録簿」という。）の提供を求めることができること。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による情報の提供を受けた時点において、当該預貯金者が公的給付支給等口座登録者でないときは当該預貯金者を第三条第二項の申請をした者とみなして同条第一項の登録をし、当該預貯金者が前項の同意に係る前貯金口座と異なる前貯金口座に係る公的給付支給等口座登録者であるときは当該前貯金口座と同一の前貯金口座に係る公的給付支給等口座登録者であるときはデジタル庁令で定める方法により当該前貯金者に対しその旨を通知するものとする。この場合において、第三条第四項中「その旨」とあるのは「その旨及び次条第一項の規定により情報を受けた旨」と読み替えて、これらの規定を適用する。

（公的給付支給等口座登録簿に関する情報の提供の要求）

第九条 行政機関の長等は、公的給付の支給等に係る金銭の授受をするために必要があるときは、内閣総理大臣に対し、公的給付支給等口座情報の提供を求めることができる。

・ 民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「信書便」とは、他人の信書を送達すること（郵便に該当するものを除く。）をいう。



3  
5 (略)

6 この法律において「一般信書便事業者」とは、一般信書便事業を営むことについて第六条の許可を受けた者をいう。

7・8 (略)

9 この法律において「特定信書便事業者」とは、特定信書便事業を営むことについて第二十九条の許可を受けた者をいう。

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）【附則第二十一条・第二十二条関係】

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）

備考 この表の下欄の用語の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法律

事務

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）

（略）  
第十七条第一項及び第三項（第二十七條第三項において準用する場合を含む。）、第二十四條の四、第二十四條の五、第二十五條第一項、第二十七條第二項及び第四項、第三十二條第二項、第三十二條の二、第二項、第三十二條の七第一項及び第二項（同條第三項において準用する場合を含む。）、第三十二條の十二、第四十一條第一項（第五十二條第六項、第五十二條の二第三項、第五十三條第三項及び第五十四條の三第二項において準用する場合を含む。）及び第二項（第四十五條の二第四項、第五十二條第六項、第五十二條の二第三項、第五十三條第三項及び第五十四條の三第二項の三第二項において準用する場合を含む。）、第五十二條の二、第四十五條第三項並びに第四十五條の二第一項及び第五項（これらの規定を第五十二條第六項、第五十二條の二の二並びに第五十三條第三項及び第五十四條の三第二項において準用する場合を含む。）、第五十四條の二の二並びに第五十四條の二の三第一項及び第三項（これらの規定を第五十四條の三第二項において準用する場合を含む。）、第八十條第一項、第八十八條並びに第八十九條第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務、第六十條第一項（第二号に係る部分に限る。）、第七十條（第二号に係る部分に限る。）、及び第八十條の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち組合に係るもの並びに第四十四條、附則第十六條において準用する高年齢者の医療の確保に関する法律第四十四條第四項及び第四十五條第二項並びに附則第十九條において準用する同法第五十二條第一項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務

（略）

（略）

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）

（略）  
第四十四條第四項（第二百二十四條及び附則第十條において準用する場合を含む。）、第六十一條第一項及び第二項、第六十六條第一項（第七十四條第十項、第七十五條第二項、第七十六條第六項及び第八十二條第二項において準用する場合を含む。）及び第二項（第七十二條第二項、第七十四條第十項、第七十五條第七項、第七十七條第六項及び第七十七條第七項（第七十七條第六項及び第七十七條第七項並びに第七十二條第十六條第六項及び第八十二條第二項において準用する場合を含む。）、第八十條並びに第八十一條第一項及び第三項（これらの規定を附則第十二條第二項（附則第十條において準用する場合を含む。）、第二百五十二條第一項及び第三項（これらの規定を附則第十一條第二項において準用する場合を含む。）並びに第二百二十七條の規定において準用する国民健康保険法第八十八條及び第八十九條第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務

（略）

（略）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等

第七條第一項及び第二項、第八條第一項（附則第三條第四項において準用する場合を含む。）、第二十一條の二第二項（情報提供者が第九條第一項及び第三項（同條第四項において準用する場合を含む。）、第二十六條において準用する場合を含む。）並びに第三項の法務大臣である場合における通知に係る部分に限り、第二十六條において準用する場合を含む。）並び

<p>に関する法律（平成二十五年法律第七号）</p>	<p>に附則第三条第一項から第三項までの規定により市町村が処理することとされている事務</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

・全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第 号）（抄）

附則

第一条（施行期日） この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一（略）

二（地方自治法の一部改正）  
第二十三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。  
別表第一国民健康保険法（昭和三十二年法律第九十二号）の項中「、附則第十六条において準用する高齢者の医療の確保に関する法律第四十四条第四項及び第三百三十四條第二項並びに附則第十九条において準用する同法第五十二条第一項及び第三項」を削り、同表高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の項中「第百二十四条」の下に「、第百二十四条の八」を加える。

・電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）（抄）

第三条（個人番号カード用署名用電子証明書の発行）

（略）

3 住所都市町村長は、前項の規定により申請書の提出を受けたときは、申請者が当該市町村の備える住民基本台帳に記録されている者であることの確認（以下この条において「署名利用者確認」という。）をするものとし、署名利用者確認のため、総務省令で定めるところにより、これを証明する書類の提示又は提出を申請者に求めることができる。

4 住所都市町村長は、前項の規定により署名利用者確認をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該申請者の個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及びこれと対応する署名利用者検証符号を作成し、これらを当該申請者の個人番号カードに記録するものとする。

5 住所都市町村長は、前項の規定による記録をしたときは、総務省令で定めるところにより、当該申請者に係る申請書の内容及び個人番

6 号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号を機構に通知するものとする。

7 (略)  
8 前項の規定による通知を受けた住所地市町村長は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る個人番号カード用署名用電子証明書を第四項の個人番号カードに記録して申請者に提供するものとする。

(個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行)  
第二十二條 (略)

2 (略)  
3 住所地市町村長は、前項の規定により申請書の提出を受けたときは、申請者が当該市町村の備える住民基本台帳に記録されている者であることの確認(以下この条において「利用者証明利用者確認」という。)をするものとし、利用者証明利用者確認のため、総務省令で定めるところにより、これを証明する書類の提示又は提出を申請者に求めることができる。

4 住所地市町村長は、前項の規定により利用者証明利用者確認をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該申請者の個人番号カード利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及びこれと対応する利用者証明利用者検証符号を作成し、これらを当該申請者の個人番号カードに記録するものとする。

5 住所地市町村長は、前項の規定による記録をしたときは、総務省令で定めるところにより、当該申請者に係る申請書の内容及び個人番号カード利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号を機構に通知するものとする。

6 (略)  
7 前項の規定による通知を受けた住所地市町村長は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る個人番号カード利用者証明用電子証明書を第四項の個人番号カードに記録して申請者に提供するものとする。

8 (略)  
○国民年金法(昭和三十四年法律第四百一十一号)(抄)【附則第二十三條關係】

(保険料の納付委託)

第九十二條の三 次に掲げる者は、被保険者(第一号に掲げる者にあつては国民年金基金の加入員に、第三号に掲げる者にあつては保険料を滞納している者であつて市町村から国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第九條第十項の規定により特別の有効期間が定められた国民健康保険の被保険者証の交付を受け、又は受けようとしているものに限る。)の委託を受けて、保険料の納付に関する事務(以下「納付事務」という。)を行うことができる。

一・二 (略)

三 厚生労働大臣に対し、納付事務を行う旨の申出をした市町村

2 (略)

3 厚生労働大臣は、第一項第二号の規定による指定をしたときは当該指定を受けた者の名称及び住所並びに事務所の所在地を、同項第三号の規定による申出を受けたときはその旨を公示しなければならない。

4 第一項第二号の規定による指定を受けた者は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 (略)

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第九九條の四 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務(第三條第二項の規定により共済組合等が行うこととされたもの及び同條第三項

の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。）は、機構に行わせるものとする。ただし、第二十一号、第二十六号、第二十八号から第三十号まで、第三十一号、第三十二号及び第三十五号に掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

- 一 十八 (略)
- 十九 第九十二条の三第一項第三号の規定による申出の受理及び同条第四項の規定による届出の受理
- 二十 三十八 (略)
- 二 七 (略)

(機構への事務の委託)

第九十条の十 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務(第三条第二項の規定により共済組合等が行うこととされたもの及び同条第三項の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。)を行わせるものとする。

- 一 二十八 (略)
- 二十九 第九十二条の三第一項第二号の規定による指定に係る事務(第九十条の四第一項第十九号に掲げる申出の受理及び当該指定を除く。)

- 三十 四十二 (略)
- 二 三 (略)

○臓器の移植に関する法律(平成九年法律第四百号)(抄)【附則第二十四条関係】

(移植医療に関する啓発等)

第十七条の二 国及び地方公共団体は、国民があらゆる機会を通じて移植医療に対する理解を深めることができるよう、移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思の有無を運転免許証及び医療保険の被保険者証等に記載することができることとする等、移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずるものとする。

○日本年金機構法(平成十九年法律第九号)(抄)【附則第二十六条・第二十七条関係】

(業務の範囲)

第二十七条 (略)  
機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。

- 一 四 (略)
- 五 次に掲げる事務を行うこと。

イ (略)  
ロ 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第九条第十二項に規定する権限に係る事務

ハ 本 (略)  
六 (略)

第三十八条 (略)

- 二 四 (略)

五 前項の規定にかかわらず、厚生労働大臣及び機構は、次の各号のいずれかに該当するときに限り、利用目的以外の目的のために年金個人情報を利用し、又は提供することができる。ただし、年金個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人(当該年金個人情報によって識別される特定の個人をいう。以下この項において同じ。)又は第三者の権利利益を不当に

侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一・二 (略)

三 次に掲げる事務を遂行する者(チに掲げる事務を遂行する者にあつては、他の行政機関又は地方公共団体に限る。)に当該事務の遂行に必要な限度で年金個人情報を提供する場合であつて、当該年金個人情報を提供することについて相当な理由のあるとき(チに掲げる事務を遂行する者に提供する場合には、緊急の場合その他やむを得ない事由により本人の同意を得ることができない場合に限る。)

イ・ハ (略)

ニ 国民健康保険法の規定による被保険者の資格に関する事務

ホ・チ (略)

四 (略)

6 5 9 (略)

○家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二号)(抄)【附則第二十八条関係】

(管轄)

第二百二十六条 次の各号に掲げる審判事件は、当該各号に定める地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

一 氏又は名の変更についての許可の審判事件(別表第一の百二十二の項の事項についての審判事件をいう。)

二 申立人の住所地

(陳述及び意見の聴取)

第二百二十九条 家庭裁判所は、氏の変更についての許可の審判をする場合には、申立人と同一戸籍内にある者(十五歳以上のものに限る。)

2 (略)

(即時抗告)

第二百三十一条 次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。

一 氏の変更についての許可の審判 利害関係人(申立人を除く。)

二 氏又は名の変更についての許可の申立てを却下する審判 申立人

三 七 (略)

別表第一(第三条の二―第三条の十一、第三十九条、第一百六条―第一百八条、第二百二十八条、第二百二十九条、第二百三十六条、第二百三十七条、第二百四十八条、第五十条、第六十条、第六十六条、第七十六条、第七十七条、第八十二条、第二百一条―第二百三条、第二百九条、第二百六条、第二百七条、第二百二十五条―第二百二十七条、第二百三十二条、第二百三十四条、第二百四十条―第二百四十四条関係)

項	事項	根拠となる法律の規定
(略)	(略)	(略)
戸籍法	(略)	(略)
百二十二	氏又は名の変更についての許可	戸籍法第七十七条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)
(略)	(略)	及び第七
(略)	(略)	七条の二
(略)	(略)	(略)

○道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）（抄）【附則第二十九条関係】

第四条 道路交通法の一部を次のように改正する。

（略）  
第六章第三節中第九十五条の次に次の五条を加える。

第九十五条の二 （略）

2 （略）

3 第一項の規定による申請を受けた公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項に規定する特定免許情報（以下「特定免許情報」という。）をその者の個人番号カードの区分部分に電磁的方法により記録するものとする。

一 （略）

二 当該個人番号カードが行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第六項の規定により効力を失っていること、当該個人番号カードの区分部分における他の事項が記録されていない領域が特定免許情報を記録するために十分でないことその他の公安委員会が個人番号カードの区分部分に特定免許情報を記録することができない事情として内閣府令で定めるものがあるとき。

4 5 8 （略）

9 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第六項の規定による個人番号カードの失効は、免許情報記録の効力に影響を及ぼさないものとする。

10 5 12 （略）

（略）  
第一百七七条の付記中「第三項」を「第四項」に改め、同条を第六百六条の三とし、第六章第六節中同条の次に次の四条を加える。

（免許情報記録の抹消等）

第六百六条の四 免許情報記録個人番号カードを有する者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、速やかに、免許情報記録個人番号カードをその者の住所を管轄する公安委員会に提示して免許情報記録の抹消を受けなければならない。ただし、当該免許情報記録個人番号カードを行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第四項に規定する住所地市町村長に返納した場合は、この限りでない。

一 5 三 （略）

2 （略）

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号）（抄）【附則第三十条関係】

附 則

第三十二条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

別表第一中五十七の二十二の項を五十七の二十三の項とし、五十七の十八の項から五十七の二十一の項までを一項ずつ繰り下げ、五十七の十七の項の次に次の一項を加える。

五十七の十八 社会保険診療報酬 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）による同法第五十七条第一項第一号の情報の収集若しは  
酬支払基金又は国民健康保険 しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務であつて総務省令で定めるもの

「団体連合会」

別表第二の四の項中、「(昭和二十三年法律第六十八号)」を削り、「第二十八条」を「第五十二条」に改める。  
別表第三の五の六の項、別表第四の三の項及び別表第五第六号の四中「第二十八条」を「第五十二条」に改める。

第三十三号) 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日がデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和三年法律第三十七号) 附則第一条第十号に掲げる規定の施行の前である場合には、前条のうち、住民基本台帳法別表第一の改正規定中「五十七の五十七の項を五十七の二十三の項とし、五十七の四の項とし、五十七の二の項から五十七の四の項」と、「五十七の五十七の項」とあるのは「五十七の五十七の項」とあるのは「五十七の五十七の項」と、別表第四の三の項及び別表第五第六号

2 前項の場合において、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第二十八条のうち、住民基本台帳法別表第一中五十七の五の項を五十七の二十一の項とし、同項の次に次のように加える改正規定中「五十七の五十七の項を五十七の二十一の項とし、五十七の六の項を五十七の二十三の項とし、同表中五十七の四の項を五十七の五十七の項とし、五十七の四の項を五十七の五十七の項とし、五十七の三の項を五十七の十九の項とし、五十七の二の項を五十七の十八の項とし、五十七の二の項を五十七の二の項から五十七の四の項までを十六項ずつ繰り下げ」とする。

○全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和五年法律第 号)(抄) 【附則第三十一条関係】

附則  
(住民基本台帳法の一部改正)  
第二十九条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の七十一の十の項の次に次のように加える。

七十一の十一 酬支払基金又は国民健康保険 団体連合会	社会保険診療報酬 介護保険法による同法第百十五条の四十五第二項第七号の事業の実施に関する事務であつて総務 省令で定めるもの
----------------------------------	---

別表第二の五の二十五の項及び別表第四の四の二十五の項中「実施」の下に、「同条第二項第七号の事業の実施」を加える。